

財政及金融

造林獎勵地區劃費

一五、〇〇五

水産増殖事業費

一七〇、四四一

國有林事業經營費

二、五六六、九五一

燃料資源調査及開發助成費

一一一、〇〇〇

一、災 害 費

一三一、〇〇〇

鐵道線路附屬設備其他風雪害復舊及新營費

一〇六、三二〇

電信電話線路風雪害復舊諸費

二一、六八〇

一、臨時軍事費特別會計へ繰入

二、六七一、三七五

臨時軍事費財源繰入

二、三〇〇、〇〇〇

北支事件特別稅收入繰入

三七、一三九

支那事變特別稅收入其他繰入

三三四、二三六

一、市町村財政援助費

三〇五、九五二

俸給事務費

五、九五二

市町村交付金

三〇〇、〇〇〇

一、北支事件特別稅徵收費

四、六一一

一、國民精神總動員諸費

二〇、〇〇〇

一、物貨需給調整諸費

三九、一二六

一、臨時軍事援護諸費

三五、一七〇

一、物價調整及貯蓄獎勵費

四六、五六四

第二節 煙草專賣

明治四十二年六月煙草專賣法施行と共に豊原に函館專賣支局出張所を、大泊に同專賣官吏派出所を新設し専ら煙草供給に關する事務を取扱ひ尙豊原、大泊、眞岡に煙草元賣捌人を置き、從來の煙草小賣業者は其の希望に依り政府專賣機關として小賣人に指定せられたり。其の後本島各地の發展に伴ひ眞岡、泊居、元泊、敷香の四箇所に專賣官吏派出所の増設を見たるが昭和六年七月元賣捌制度廢止の結果豊原以外の專賣官署は之を煙草販賣所と改稱し同時に惠須取販賣所を増設し、各所に於て直接販賣事務を取扱ふに至りたる結果略煙草供給機關の完成を見るに至りたり。而して右の内元泊煙草販賣所は地方狀況の推移に依り昭和十年十二月より知取に移轉せり。

煙草賣渡代金調査表

		昭和十一年		度	
		分		分	
		區		區	
口	國華	三〇八	一、五〇三、八六五	あやめ	一七四、七〇二
	敷島	四〇、二六三	一五、〇四六	さつき	一五、一〇六
付	朝日	六六九	二九、六〇四	白梅	三、四三三
	錦	三三〇、四二五	一四、〇三二	はなごぎ	二一九、一五九
合	計	四八、〇七四	一、七六〇、三三五	刻	六〇、九一七
	内地葉卷、パイプ煙草、輸移入煙草			水府	一八六
口	ゴールド			薩摩	一五三
	パール			富貴	九一五
切	エアー			其ノ他	三二
	チップ			合	四七四、五九二
合	計			無盡業	六
	貯蓄銀行			私營	七三
合	計			公益	五
	貯蓄銀行			總計	二、六八五、七七三

輸入煙草中には内地葉卷の賣渡代金を含む。

第三節 金融

樺太に於ける金融機關 (昭和十二年末)

北海道拓殖銀行	普通銀行	貯蓄銀行	産業組合	無盡業	私營	公益
本店	本店	本店	組合			
支店	支店	支店				
一	一	一	一	六	七三	五

本島に於ける金融機關の概要を略述すれば左の如し

一、銀行

明治三十八年本島の邦領となるや北海道拓殖銀行は政府の命に依り直に大泊に派出所を設け、中央金庫事務の取扱を爲す傍ら預金及爲替業務を行ふこととなり。當時一般銀行業務は同行定款の許さざる處なるを以て本島の拓殖資金の供給に對しては全然没交渉の状態に在りしが、明治四十年一月右派出所を樺太支店となし一面同行後援の下に大泊、真岡の兩地に泰北銀行支店を設置し、一般銀行業務を營むに至れり。越えて明治四十一年大泊に於ける諸官衙の豊原に移轉するや北海道拓殖銀行樺太支店(大正三年四月豊原支店と改稱)も亦豊原に移轉し依然従来の業務を行ひしが、明治四十四年北海道拓殖銀行法を改正し本島をも營業區域に加ふる事となれり。其の後大正三年四月に至り本島に於ける泰北銀行の業務全部を繼承する事となり大泊、真岡に出張所を設置し、前者は大正七年、後者は大正八年に各々支店に昇格せり。爾來同行支店、出張所は一般普通銀行業務、不動産、漁業權、工場財團等の各種擔保貸付、農業者、漁業者等の十人以上連帶貸付及公共團體各種組合に對する貸付の外

預金部地方資金の取扱を行ひ以て本島拓殖事業資金の供給を計ると共に豊原、大泊及眞岡の各支店に在りては日本銀行代理店として國庫金の出納保管の事務を掌り、其の業務極めて廣汎にして且營業所は全島に亘り現在豊原、大泊、眞岡、本斗、野田、泊居、落合、知取、敷香、留多加、惠須取の各地に支店を設く。

本島に於ける産業資金の供給を圓滑ならしむる目的を以て樺太廳の補助を得大正三年五月設立せられたる樺太金融株式會社は、定款を變更し大正五年十月大泊に資本金五十萬圓よりなる株式會社樺太銀行を創立し銀行業を開始せり。然るに各種産業の發展に伴ふ資金の需要漸次多きを加へ來れるを以て、大正八年三月資本金を二百萬圓に増資すると同時に眞岡に支店を設置せり。以上の二行は銳意拓殖資金の供給に努力し、本島開發に貢献する所尠からず。

右の外本島に於ける唯一の貯蓄銀行として大正十一年四月支店を豊原に設置したる株式會社北門貯蓄銀行は銳意島民貯蓄心の向上に努め漸次其の業績を擧げつゝあり。

今各銀行の昭和十二年末現在の各種銀行貸付及預金額を示せば次の如し

株式會社北海道拓殖銀行各支店	預金總額	四四、三五九、三八一 ^円
	貸金總額	二八、五一一、六〇九
株式會社樺太銀行 (小樽支店の分を除く)		

株式會社北門貯蓄銀行支店	預金總額	三、〇五八、三二二
	貸金總額	五、二九五、六三七
	預金總額	二、五三八、一八六
	貸金總額	三九六、一四四

二、産業組合及産業組合聯合會

産業組合は大正四年産業組合法施行と同時に一組合の設立を見、大正五年末に於ては組合數六、組合員數二九五、拂込濟出資金一一、三四五圓、運轉資金總額二三、〇九二圓を算す。産業組合聯合會は大正十四年に設立を見、昭和元年末事業概況は所屬組合數一四、出資總額三六、五〇〇圓、拂込濟出資金七、〇五〇圓、運轉資金總額七、〇五五圓なりき。其の後島内各地に産業組合の設立せらるゝもの逐年其の數を増加し、加ふるに當局の指導、監督宜しきを得たる等により堅實なる成績を示し近年其の發達顯著なるものあり、之に伴ひ産業組合聯合會の事業成績も亦漸次發展しつゝあり。

尙昭和六年開催の第二回全島産業組合大會の決議に基き設立を見たる樺太産業組合協會は本島産業組合の聯絡統一、指導、改善、助成等の目的達成の爲銳意活動しつゝありて、昭和九年より産業組合擴充計畫の實施せらるゝに及び組合運動は目醒しき躍進を遂げ本島拓殖の進展に貢献するところ多大にして其の將來は刮目せられつゝあり。

昭和十二年度に於ける産業組合及産業組合聯合會の事業概況左の如し

事業内容	事業種別	組 合		組 合 聯 合 會	
		調 査 組 合 數	出 資 組 員 數	出 資 組 員 數	出 資 組 員 數
拂込濟出資金	一、九四八、四八二	一、九四八、四八二	一、九四八、四八二	一、九四八、四八二	一、九四八、四八二
諸積立金	五三三、三五四	五三三、三五四	五三三、三五四	五三三、三五四	五三三、三五四
借入金	九九六、六六七	九九六、六六七	九九六、六六七	九九六、六六七	九九六、六六七
貯蓄金	二、九四三、九〇三	二、九四三、九〇三	二、九四三、九〇三	二、九四三、九〇三	二、九四三、九〇三
計	六、四二二、四〇六	六、四二二、四〇六	六、四二二、四〇六	六、四二二、四〇六	六、四二二、四〇六
餘預金	一、七〇一、二二六	一、七〇一、二二六	一、七〇一、二二六	一、七〇一、二二六	一、七〇一、二二六

種類別組合數	裕 金		剩 餘 金		利 用 料		購 買 品 賣 却 高		販 賣 品 販 賣 高		債 務 保 證	
	現 有 價 證 金 券	計	付 餘 金	金	金	金	高	高	高	高	金	金
信購組合	10,000	10,000	一、八二七、二〇二	一、八二七、二〇二	一、八二七、二〇二	一、八二七、二〇二	一、八二七、二〇二	一、八二七、二〇二	一、八二七、二〇二	一、八二七、二〇二	一、八二七、二〇二	一、八二七、二〇二
信利組合	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四
販購組合	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四
販利組合	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四
信販組合	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四
計	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四	一、八三三、五三四

職業別組合員數

昭和十二年	種別	組合員數
三	信用組合	一
一	購買組合	一
一	信收組合	一
一	信購組合	一
五	信利組合	一
四	販購組合	一
一	販利組合	一
一	信販組合	一
一	利販組合	一
一	利購組合	一
一七	利販組合	一
四	信販組合	一
八五	計	一

年次	種別	組合數	調査組合數	組合員數	一組合當組合員數	職業別組合員數						
						農業	工業	商業	水産業	林業	公務員	自由業
昭和十二年		八五	七六	一〇、八〇一	一四三、七三三	五五三	二、〇〇〇	五六〇	一四九	一、七六〇	一、〇一一	三九

三、質屋

イ、私營質屋 質屋營業に付ては明治四十年質屋取締法施行せられ庶民金融機關の完備せざる本島に於ては重要な金融機關として各地共相當に利用せられつゝあり。今昭和十二年に於ける營業概況を擧ぐれば左の如し

業者數	貸付高	辨濟高	流質高	貸付殘高
七三	四六、八五三	三九、六七六	三、三三六	一七三、三三四

ロ、公益質屋 公益質屋は昭和七年十二月豊原に、同九年十二月知取に、同十年四月大泊に、同年十二月敷香に、同十一年十二月恵須取に夫々設置せられ、私營質屋に對し遙かに低利なるを以て庶民階級の福利を増進しつゝあり。今昭和十一年度に於ける事業概況を擧ぐれば左の如し

經營主体數	貸付高	辨濟高	流質高	貸付殘高
五	一、七〇、〇三三	一、五三、六二一	一一、二一六	六四三、〇七三

四、無盡會社

無盡會社に就ては昭和五年十一月勅令第二一〇號を以て昭和六年四月より無盡業法の施行を見るに至り一時四十有餘の業者數を算し競争激烈を極めしが現在免許を得たるものは七社にして庶民金融機關として堅實なる機能を發揮しつゝあり。昭和十二年末業務狀況左の如し

會社名	所在地	公資		掛金契約高	給付金契約高
		稱本	拂込		
豊原無盡株式會社	豊原市	六〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	五七三,五九一	五六一,三〇〇
大泊無盡	大泊町	五〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇	一一五,八〇一	二四,〇〇〇
本都無盡	本斗町	五二,〇〇〇	二八,五〇〇	三二二,〇六二	三三四,〇〇〇
樺太相互無盡	眞岡町	五〇,〇〇〇	一五,〇〇〇	六〇三,三三四	五八八,〇〇〇
泊居無盡	泊居町	三〇,〇〇〇	二二,〇〇〇	一七三,三一九	一五六,〇〇〇
敷香無盡	敷香町	三二,五〇〇	一六,五〇〇	二〇二,一〇一	一七二,二〇〇
計		一、九二,五〇〇	一、六一,〇〇〇	一、八九〇,三三〇	一、八二五,五〇〇

第八章 交通通信

第一節 交通

道路

露領時代に於ける道路施設は殆どなく所在の森林を伐開して小徑を通じ僅に通行せる有様にして道路として稍見るべきものは大泊より豊原を経て東海岸を北上し内路より北樺太オノールを経てアレキサンドロフスクに至る幹線道路及二、三小路の通ずるものありたるに過ぎず。然れども其の構造粗悪にして且つ幹線道路と雖も其の大半は荒廢し、降雨の際は交通全く杜絶する状態にして、之が施設改善に關しては創始的努力を要せり。

拓殖の業進み人口増加し各種事業の勃興するに従ひ道路の普及は倍々緊要となれるを以て、年々新道を開鑿すると共に舊道を修築し其の普及發達を計り道路網の實現を期し居れり。本島は地形上道路の設定は勢ひ海岸線に依らざるを得ず、従つて幹線道路の配置は東西兩海岸の縦貫線と之を連結する横斷線に分つ。本島の路線は右幹線の外官公署所在地、樞要都邑等を連絡するため幹線より分岐せる路線及農村殖民地部落を連絡する農耕道路より成り現在主要道路の延長一、七二七軒二一六に達す。

一、東部縦貫幹線（大泊國境線）

大泊を起點とし豊原落合を過ぎ東海岸榮濱に出で海濱に沿ひて北上し白浦、元泊及内路を経て半田澤國境に至る延長四三九軒六九二幅員五・五米乃至七・三米の路線にして全線車馬を通じ殊に大泊豊原間の沿道各市街及び豊原小沼間はアスファルト舗裝完成せるを以て舊態を一新し更に榮濱眞縫間の路床の改良に依り西海岸北部惠須取方面との自動車の交通至便となれり。大泊豊原間及豊原落合間、知取敷香間及敷香氣屯間は夏季乗合自動車の便あり。本路線は國防上竝に産業上の大動脈線にして國境奥地の開發に伴ひ之が利用益々頻繁となれり。

二、西部縦貫幹線（本斗西能登呂岬線、本斗安別線及珍内惠須取線）

本線は往時幕政時代北蝦夷陣營のありし西能登呂南白主に發し菱苦の嶮を越え西海岸に沿ひて北上し武意泊、内幌、本斗、眞岡、野田、泊居、久春内、珍内、鵜城、惠須取及名好を経て安別國境に至る延長五〇八・七二二軒内名好安別國境間六三・六五三軒は僅に人馬を通ずるに過ぎざる原始的な小徑にして他は幅員五・五米乃至三・六米の幹線道路にして本斗、南名好間、眞岡蘭泊間、泊居名好間は各夏期乗合自動車の便あり、小能登呂追手間の一部を除きては全線自動車を通ず。

更に珍内、惠須取を起終點とする西海岸北部縦貫線は上惠須取に於て内路惠須取線に連絡し其の延長七二・八〇〇軒幅員五・五米にして諸車の交通に便す。

本線は昭和九年着手昭和十二年の竣功に係り來知志川、惠須取川流域に於ける産業の開發上重要な

る使命を有す。

三、横断線

豊原眞岡線 豊原より軍川、中野、逢坂を経て眞岡に至る東西を連絡する重要路線にして延長七二
一 四六幅員三米六乃至四米五全線諸車を通す。

眞縫久春内線 本島の中央最狭部を横断連絡する重要路線にして眞縫久春内間延長二九九幅員五
米五車馬を通じ、夏季は乗合自動車を通し冬季は客馬橋の便あり。

大豊遠節線 留多加蘭泊線中大豊市街を起點とし附近農耕地を扼し樺太中央山脈を臥龍峽、八眺嶺
の勝地に於て突破し西海岸遠節市街に通ずる本島南部唯一の横断道路にして其の開鑿延長四八八幅員五
幅員五米五橋梁及附屬工作物は總て鐵筋混凝土の設計に成り留多加本斗間六八八幅員五は樺太廳鐵道事務
所經營に依る乗合自動車の便あり豊原、大泊地方と西海岸本斗地方との連絡至便なり。

内路惠須取線 東海岸内路市街と西海岸惠須取市街を連絡する北部唯一の横断道路にして開鑿延長
一〇八八幅員五米五とす。昭和九年着工昭和十二年の竣功にして自動車道として本島交
通上の一大施設とす。

四、其の他の主要線

豊原留多加線 東部縦貫線豊原市より分岐し並川、小里を経て留多加に至る。本道路は豊原、留
多加を連絡する重要路線にして近時兩者の往來頻繁なるに鑑み追分留多加間全線の屈曲勾配の改良幅

員の擴張を施し砂利敷を爲し、更に豊原並川間にアスファルト舗装を施工せしを以て全く舊態一新せ
り。延長三七七幅員七米三車馬の通行容易にして夏季は乗合自動車の便あり。新場西能登呂岬線、
留多加蘭泊線と相俟つて産業の發展並に留多加大殖民地開發に資する所大なり。

新場西能登呂岬線 東部縦貫線新場より分岐して亞庭灣岸に沿ひ西南走し留多加、雨龍を経て西能
登呂岬に至る延長一三〇幅員八米八新場留多加間延長一九、五九三幅員、留多加古江間延長六六、二九五幅員
幅員五米五乃至七米三延長八五幅員八にして全線車馬を通じ夏季新場留多加間及留多加古江間は乗合自
動車の便あり。南樺鐵道と相俟つて交通益々便利となれり。

大泊中知床岬線 大泊より亞庭灣岸に沿ひ東南走し長濱を経て札塔に至る。延長九三、八五幅員
四・五米乃至五・五米の自動車道なり。夏季大泊札塔間は乗合自動車の便あり。

大泊富内線 大泊より東北に向ひ喜美内を経て東海岸富内に至る。全線車馬を通じ富内地方より亞
庭灣岸に通ずる主要路線にして交通又頻繁なり。延長四六幅員五米五乃至七米三にして夏季乗合
自動車の便あり。

敷香内路線 本線は内路に於て東部縦貫線より分岐し東北走して敷香に至る。延長一八、三四五幅員
幅員五米五平坦にして夏季は乗合自動車の便あり。

留多加蘭泊線 西灣内留多加より大豊、二股を経て豊原眞岡線逢坂に出で西海岸蘭泊に至る。延長
八一九幅員五米五にして車馬を通す。尙留多加二股間乗合自動車の便あり。

唐松皆岸線 豊南皆岸間二三杆一幅員四米五東部縦貫幹線及大泊富内線と相通じ、車馬の交通頻繁なるのみならず夏季は乗合自動車の便あり。

榮濱中知床岬線 榮濱を起點として野寒を経て唐松、皆岸線の皆岸に連絡する路線にして内、榮濱、野寒間二七、七五杆は幅員二米の駄馬道にして野寒、南遠古丹間三一、一杆は未開鑿に屬し僅かに徒渉に便する伐開道路あり。

南遠古丹皆岸間延長二二、七八七杆は幅員四・五米の自動車道路にして皆岸、落帆間は夏季乗合自動車の便ありて大泊及豊原に連絡す。

敷香上敷香線 敷香より中敷香を経て東部縦貫幹線上敷香に至る。延長二三杆一幅員五米五交通自在にして夏季乗合自動車の便あり。

以上の外農耕地開發を兼ねたる幹線道路を擧ぐれば

- (イ) 榮濱山中線 榮濱を起點とし内淵川を渡り樺太鐵道を新榮濱にて横斷し山中に達す。延長一一、五杆幅員五・五米車馬を通す。
- (ロ) 落合上美保線 落合町を起點とし内淵川に沿ひ上流の農耕地上美保に至る。延長二八杆幅員五・五米夏季乗合自動車を通す。
- (ハ) 多蘭内上多蘭内線 新場西能登呂岬と多蘭内にて分岐し多蘭内川上流末廣澤に至る。延長二一、九七杆幅員五・五米夏季多蘭内、上多蘭内間乗合自動車を通す。

鐵道

本島には領有當時未だ鐵道の敷設なく、軍政時代に軍需品輸送の爲め陸軍鐵道大隊が咄嗟の間に敷設したる大泊豊原間の輕便鐵道を以て嚆矢とす。軍政廢止後樺太廳に於て之を繼承し、爾來之に改善を加ふると共に新線を計畫し且つ大正十二年五月鐵道省と連帶運輸の開始を見るに至りたるを以て、運輸機關の面目一新するに至れり。現在營業線路延長樺太廳鐵道三七五杆八其の他地方鐵道營業線路延長二八〇杆四合計六五六杆二にして外に廳營自動車線一五五杆三を有す。

一、國有鐵道及自動車

營業線路

- 東海岸線 大泊港—榮濱間
- 川上線 小沼—川上炭山間
- 豊眞線 豊原—手井間
- 西海岸線 本斗—久春内間
- 南部横斷線 留多加驛前—本斗(自動車)
- 北部横斷線 上惠須取—内路(自動車)
- 東海岸線 本線は我が陸軍鐵道大隊が明治三十九年九月より僅々六十日間を以て急設したる楠溪町

豊原間の軍用輕便鐵道に始まる。當初線路は屈曲急勾配多く十八封度軌條を用ひ軌間六一糎獨逸双合式重量十五噸の機關車及積載量僅か二十五噸の無蓋貨車のみにして軍需品を輸送するに過ぎざりしが明治四十年四月軍政廢止と共に樺太廳に移管同年八月より一般營業を開始せり。翌明治四十一年六月大泊楠溪町間を延長せるが越えて明治四十三年十一月全線を軌間一米〇六七となす改築工事竣工し茲に始めて普通鐵道としての形態を整へたり。翌明治四十四年六月豊原榮濱間新設工事に着手し同年十二月竣工茲に大泊榮濱間延長九五籽一の全通を見たり。而して昭和三年八月三十一日大泊突堤竣工に伴ひ海陸連絡の便を計るため大泊港驛を新設し、昭和三年十二月より大泊港大泊驛間一籽六を開業し、越えて同四年十二月大泊驛は構内狹隘なるため之を清水谷に移轉したるを以て更に〇・二籽の延長を見るに至れり。

川上線 東海岸線小沼驛より分岐し西北方川上炭山に至るものにして、大正三年四月には小沼奥川上間一二籽七を運轉し同十一年十月全線二一籽九の開通を見たり。

豊眞線 首都豊原と西海岸の要地眞岡とを連絡す。中間に鬱蒼たる大森林と留多加川流域の豊饒なる殖民地を擁し拓殖上重要な使命を有す。大正十年十月起工大正十四年十月豊原鈴谷間九籽九大正十五年十一月手井逢坂間三一籽二の開通を見更に昭和三年九月鈴谷逢坂間四二籽七を開業し茲に豊眞線の全通となれり。

西海岸線 西海岸南部の要地本斗より眞岡泊居を経て久春内に至る。從來西海岸の交通は海運を主

としたるも沿岸各地の著しき發展に鑑み大正七年起工大正九年十月本斗眞岡間四七籽三の營業を開始し、大正十一年十一月眞岡野田間四七籽六、昭和四年十二月眞岡海岸支線一籽八、昭和五年六月野田追手間二六籽三、同年十一月追手泊居間一六籽、同年同月本斗海岸支線一籽三及昭和十二年十二月泊居久春内間三二籽九何れも營業開始せり。

南部横斷線(自動車) 島内鐵道豫定線及鐵道幹線相互相對峙する區間にして鐵道の培養線たるべき地方の状況に應じ漸次廳營自動車の運轉を爲し旅客、貨物の運輸を行ひ以て島民の福利増進に資すべく先づ昭和九年七月留多加上大豊間の道路竣工に伴ひ該區間二五籽の運輸を開始し引續き昭和十年八月上大豊本斗間四六籽五の營業を開始せり。

北部横斷線(自動車) 昭和十三年七月上惠須取内路間の道路竣工に伴ひ該區間八三籽八の營業を開始せり。

營業線 現在營業線籽程、その他 (廳鐵)

線名	營業籽程	運轉回數	驛	荷取扱所	假停車場	荷扱所
東海岸線	六・九	大泊—豊原間 豊原—榮濱間 落合—榮濱間	一七	四	三	一
川上線	二・九	豊原—川上炭山間	四	一	一	一

計	西海岸線	豐眞線
三七五・八	一七三・二	八三・八
本斗、眞岡、野泊、久春、野田、居間	眞岡、野田、居間	豐原、北眞岡
五	四四	五七六
三	一四	四
二	一七	六
三	八	一

從業員 現在從業員は一千九百五十四人にして庶務、經理等の事務に従事する外運輸、車輛、保線等の各系統に分屬す。而して是等從業員は一籽平均五人二分に當り、内地其の他に比し配當人員過少なれども銳意能率増進を計り以て之を補ひつゝあり。

運輸成績 拓殖の進展、人口増加及線路の延長等に因り之が利用は逐年増加しつゝあり。殊に大正十二年五月より鐵道省の稚泊連絡、大正十三年十月より北日本汽船株式會社の稚斗連絡、更に大正十五年四月より北日本汽船株式會社及近海郵船株式會社の大泊眞岡と小樽青森間の航路を經由し樺太廳鐵道と鐵道省線との連帶運輸開始するに及び本島内地間を一層近接せしめ、更に大正十五年十月南樺鐵道株式會社の南樺線(新場留多加間一八籽六)の開通、昭和二年十一月樺太鐵道株式會社の經營に係る樺鐵線(落合敷香間二四五籽五)及昭和六年十月南樺太炭礦鐵道株式會社線(現在三菱石炭油工業株式會社線本斗内幌炭山間一六籽三)の開通等は本島拓殖に一大利便を與ふると共に日露の經濟的關係を密接ならしむる效果大にして我が樺太廳鐵道は是等會社線と連帶運輸の便を計れり。昭和十二年

度の廳鐵運輸成績概要を表示すれば左の如し

年度	種別	旅客	貨物	取扱収入	鐵道省、社及汽船會社ヨリ割賦受領	同上拂額及廳線内代引拂類	純収入
昭和十二年	度	一、八二五、三六六	一、二四五、七六一	六、一五〇、六七六	五七四、六三六・四七	三、六二八、三〇八・六四	三、一三三、九八五・五九

主要貨物輸送數量(單位噸)

年度	種別	米	木材	挽材	薪炭	石炭	砂利	牧草	パルプ	洋紙
昭和十二年	度	三、一八九	二〇三、六七八	一〇、六六七	一一、八八一	五七、一六六	四一、三三三	五、二二五	九四、四三三	六、一〇〇

運輸收入表(單位圓)

年度	種別	客車收入	貨車收入	合計
昭和十二年	度	一、〇九四、六二二	一一、〇一三、九三六	三、一三三、九六六

自動車運輸成績表

年度	種別	旅客	人員	運輸收入					
昭和十二年	度	旅	客	人	員	運	輸	收	入
昭和十二年	度	一、〇九四、六二二	一一、〇一三、九三六	三、一三三、九六六					

二、地方鐵道

地方鐵道の營業免許を與へたるものは樺太鐵道株式會社、南樺鐵道株式會社及三菱石炭油工業株式會社の三社にして、樺太廳は拓殖の進展並に地方開發上其の緊要なるに鑑み右樺太鐵道株式會社及南樺鐵道株式會社の二鐵道に對し樺太地方鐵道補助法に依り補助金を交付せり。

樺太鐵道株式會社線 本社は資本金二千萬圓にして樺太廳鐵道東海岸線落合驛より北境敷香に至る延長二四五軒五の鐵道を經營す。落合知取間一七〇軒五は昭和二年十一月、知取南新開間三二軒は昭和五年十一月、南新開敷香間四三軒は昭和十一年八月開通せるを以て今後同地方は一層の發展を見るべきのみならず益々日露の經濟的關係を密接ならしむべく、北樺太との交通の要路たる本線の活躍に俟つべきもの愈々緊切なるべし。

南樺鐵道株式會社線 本社は資本金百二十萬圓にして樺太廳鐵道東海岸線新場より留多加に至る延長一八軒六の鐵道を經營す。大正十四年六月起工大正十五年十月開通せり。沿線は景勝に富み且つ留多加川流域には屈指の農耕適地を擁し將來の開發を期して俟つべし。

三菱石炭油工業株式會社線 本社は資本金二千萬圓、西海岸線本斗より内幌炭山に至る鐵道にして内幌本斗間一四軒六は昭和六年十月より内幌同炭山間一軒八は昭和七年七月より夫々一般營業を開始し總延長一六軒四の處昭和九年十二月内幌驛開設に伴ふ改良工事の結果〇・一軒を減じたり。

軌道

本島に於ける軌道は大正十三年大泊市街軌道の大泊船見町より同楠溪町迄の間敷設されたるに始まり、交通機關未發達の時に於て交通の具として重用されたり。以來交通機關の整備と共に軌道は何れも營業不振となり現在營業を繼續せるもの左の二線に過ぎず。

樺太拓殖軌道株式會社線 本社は資本金三十萬圓を以て設立され昭和三年五月大泊、喜美内間の營業を開始し其後昭和十一年十一月に至り喜美内富内間の工事竣工に因り總延長四六軒三分となれり。
三井鑛山株式會社線 内川軌道本社は資本金一億圓を有する三井鑛山株式會社の經營に係り内川炭山より日本人絹バルプ株式會社敷香工場に送炭する外、一般運輸營業を目的として昭和九年十二月北斗軌道を買収し敷香、内川間一六軒三分の軌道を敷設し昭和十一年七月より營業を開始せり。

乗合自動車

島内拓地の進展道路の開設に伴ひ各地に於て自動車の利用多く昭和十三年九月末に於ける車數一三三臺を算し交通極めて頻繁にして各町内は勿論輿地と雖も交通の不便を感ずることなきに至れり。殊に近來各地に乗合自動車線開通す。昭和十三年九月末に於ける乗合自動車線の主なるもの左の如し

運轉區間	料數	經營者
留多加、本斗	七一・五	樺太廳
上惠須取、内路	八三・八	同
留多加、豊原(新場廻リ)	四三・五	南樺鐵道株式會社
留多加、豊原(並川廻リ)	三七・八	同
留多加、大泊	三八・〇	同
留多加、川口	三・四	同
留多加、二股	四五・四	留多加自動車株式會社
留多加、古江	六六・三	同
多蘭内、上多蘭内	一四・五	同
豊原、落合	四四・〇	豊原落合乗合自動車合資會社
落合、東美保	二九・〇	落合町 本谷彌太郎
豊原、大泊	四二・四	中央自動車株式會社
大泊、札塔	九七・九	東灣運輸合資會社
富内、大泊	四六・五	富内村 小川正連
富内、落帆	二七・一	同
富内、豊原	四七・八	同
眞岡、蘭泊	一三・四	眞岡自動車株式會社

久春内、眞縫	二九・八	樺太中央運輸株式會社
泊居、珍内	七八・四	同
珍内、名好	一四二・二	丸惠惠須取自動車株式會社
惠須取、大平	九・八	同
惠須取(王子地内)、布禮	二六・五	同
西恩洞、塔路	三・二	同
敷香、知取	八三・五	樺太自動車株式會社
西多來加、佐知	一七・三	同
内路、上敷香	二六・〇	同
敷香、國境	一〇六・一	同
本斗、白主	九六・五	本斗自動車合名會社
内幌、内幌炭山	二・五	同

港灣

本島は海岸線極めて單調にして天然の良港甚だ乏しきを以て調査研究の結果内外の連絡港として大泊、眞岡、本斗、敷香及惠須取の五港(惠須取港は未着手)を築港するの外沿海航行の小汽船及漁船の繫留竝に避難所として沿岸樞要の地に船入潤を築設し海運に便せり。

一、大泊港

本港は亞庭灣の北澳東伏見灣の東岸に在りて本島の咽喉を扼し北海道及本州との連絡の要衝に當り物資の移出入竝に旅客の吞吐量に於ては本島中首位を占む。而して魚族豊富なる亞庭灣沿岸一帯の商業中心地にして將又政廳所在地たる豊原を始めとし鈴谷、留多加、内淵等の農耕地帯を控え、加ふるに埋藏量豊富なる内淵、川上兩炭田を擁し、之等産業の開發と相俟つて一般物資の移出入港として最も重要なり。

築港 明治四十四年工費約五十萬圓を投じ榮町前面約二三一、四〇〇平方米を埋立て船澗二箇所を築設し水陸連絡の便に供したるも其の後修築の要を認め、第一期修築工事は總工費五、八七〇、四〇〇圓を以て大正九年度起工昭和三年度に於て竣功す。延長四二七米の繫船岸壁及水深一米八乃至三米六面積一三九、八〇〇平方米の船入澗を築設し三千噸級二隻、二千噸級二隻の同時繫岸可能ならしむ。第二期修築工事は總工費二百五十一萬一千圓を以て昭和十年度以降五箇年に亘る繼續事業として大泊驛前面海岸より一條の繫船埠頭（岸壁延長六一三米、水深七米三乃至八米）を築造し、更に荷役設備用地として海面約六萬五千平方米の埋立工事中なり。上記諸設備完成の曉は五千噸級二隻、三千噸級三隻の同時繫岸可能にして一箇年約四十萬噸の荷役可能なるべし。

二、眞岡港

西海岸中部より稍南に偏し北方に小能登呂岬突出して大灣形を爲し西海岸に於ける交通産業の樞要

地點にして開港場たり。附近水産業の中心地として商業頗る盛なり。今後北部鐵路の延長と相俟つて益々發展すべき前途を有し一般物資の吞吐港として重要なり。

築港 大正元年約七千九百平方米の船入澗を築設せるも、其の後港勢の急激なる發展に伴ひ修築の要を認め、第一期工事は大正十年度總工費二百五十萬圓を以て起工昭和二年度に於て完了す。該工事は先づ天然の地形を利用し面積二八、八七五平方米（水深五米）の濕船渠を築造し一千噸級四隻の同時繫岸を可能ならしめ、之に隣接して面積九、二四〇平方米（水深二米七）の船入澗を築設して小型船舶の繫留に備へ、更に水面十萬五千六百平方米の埋立を爲したり。亞で第二期工事は總工費百七十八萬五千圓を以て昭和十年度以降五箇年の繼續事業として南北二條（延長五八〇米）の防波堤を築造し面積二十二萬八千平方米の安全水面を包容し、且つ從來の濕船渠内一部水深を七米三に増掘し三千噸級四隻の同時繫岸可能ならしめ、更に陸岸に沿ひ延長七五〇米の物揚場（水深二米七）を築設し且つその後方水面四萬四千平方米を埋立て以て荷役用地竝に市街地に充つべく目下工事中なり。

三、本斗港

西海岸南部に位する要港にして陸地より約三六〇米の沖に陸地に竝行し延長約二料の岩礁露出し天然の防波堤を爲し南北兩端に港口あり。本島唯一の不凍港にして沿海には夙に沖合漁業發達し就中冬期沿海州方面に於ける鱒釣漁業は殷盛を極め、漁船の出入頻繁なり。尙近時南部炭田の開發及石炭低溫乾溜事業の創業せらるゝに及び之等生産品其他水産物竝に一般物資の吞吐港として港勢著しく發

展せり。

築港 第一期修築工事は總工費二百五十萬圓を以て大正五年度起工昭和元年度に於て竣工し、延長七七七米の防波堤を以て一八八、四三〇平方米の水面を被覆し内一萬七千平方米を水深四米五に浚渫し一千噸級三隻の收容を可能ならしめ、又海面約十五萬五千平方米を埋立て市街地並に倉庫用地とし中間に面積一萬六千平方米(水深一米八乃至二米七)の船入澗を築設し小型船舶の繫留に備へたり。更に昭和九年度以降第二期修築工事に着手し南防波堤の築設、港内の浚渫、繫船岸壁の築造及埋立等目下工事中にして昭和十二年度末現在に於ては岸壁延長三八二米(水深七米三)港内浚渫面積十二萬平方米(水深五米乃至六米四)にして千五百噸級船舶三隻の接岸荷役可能なるも順次七・三米に増鑿し三千噸級船舶三隻の同時繫岸を爲し得る豫定なり。

四、敷 香 港

北方に多來加灣を擁し幌内河口に望む東海岸北部の要港にして木材の移出港として著名なり。近時奥地産業開發せられ、日本人絹バルプ株式會社の設立を見るに及び港勢は躍進的發展を續け將來陸上交通機關の整備に依る後方地域の擴大に伴ひ物資の集散益々増加の趨勢にあり。然るに從來は港灣としての設備なく僅に幌内河口木造棧橋により水陸の連絡行はれたるも、河口より沖合八百米附近一帯は砂洲の爲め水深一米に達せず干潮時にありては辛うじて小型船を通じ得るに過ぎず。一方昭和八年度に於て本島重要港灣として指定せられ應急の施設として昭和九、十兩年度に於て三十三萬圓を以て

航路一部の浚渫を行ひ且つ市街地に並行し河岸の欠壞を防禦すると共に物揚場として利用せしむるため延長四一二米四の鐵矢板式荷揚場護岸を築設し、之に附帶して面積約八、七三〇平方米を埋立て市街地並に一般の荷役用地に供し居れり。

五、船 入 澗

船入澗は沿岸航行汽船、發動機船及近海漁船の繫留、避難所並に荷役艇船の繫留所として一般海運、地方産業の發展に資する處大なるものあり。沿岸樞要の地に國費又は國費補助を以て築設せられたるもの二十九箇所(四箇所は工事中)私費を以て築設せられたるもの三箇所合計三十二箇所を算す。

船入澗施設の概要は有效面積最大一三九、八〇〇平方米平均二二、八〇〇平方米内外水深一米五乃至四米五六十噸以下の小型船舶の繫留に適す。

航 路

本島の海運業は領有以來各種の施設と相俟つて逐年隆盛に向ひつゝあるも、殊に大正十二年鐵道省經營の稚泊連絡運航せられてより急速の進歩を爲し翌十三年には稚斗連絡、十五年には大泊、眞岡と小樽、青森間の船車連絡開始せらるゝに至り着々發展の途につき昭和十二年に於ける出入船舶は入港汽船一三、〇〇四隻、帆船一五隻を算す。尙樺太廳は奥地の開發、人口の増加、物資の集散等の現況を調査し、命令航路に年々補助金を交付し寄港地を増加しつゝあり。昭和十二年に於ける航路を便宜

樺太廳命令航路、遞信省命令航路、鐵道省連絡船、朝鮮總督府命令航路及不定期船等に分ち略記すれば左の如し

樺太廳命令航路

樺太廳命令航路を内地北海道北鮮行線及沿岸線に大別す。

一、内地北海道北鮮行線

本線は大阪線、敦賀線、伏木線、東海岸線、西海岸線及雄基線の六線に分つ。

大阪線 本線は大阪より東西兩海岸に至るものにして、東海岸に至るものは汽船二隻を以て大阪を起點とし横濱、東京、小樽、大泊、榮濱、元泊、知取、内路を経て敷香を終點とし四月より十一月に至る間十二回往復す。

西海岸に至るものは(1)汽船二隻を以て大阪を起點とし横濱、東京、函館、小樽、大泊、眞岡、野田、泊居を経て惠須取を終點とし四月より十一月に至る間十四回十二月より三月の間往復八回とす。(2)汽船二隻を以て大阪を起點とし神戸、坂出、門司、函館、小樽、大泊を経て眞岡を終點とし四月より十一月に至る間十四回往復す。(3)冬期十二月より翌年三月まで汽船一隻を以て大阪を起點とし東京、函館、小樽を経て大泊に至る間四回往復す。

敦賀線 汽船二隻を以て敦賀を起點とし伏木、酒田、船川、小樽を経て大泊に至るものにして四月より十一月に至る間二十回往復す。

伏木線 汽船二隻を以て伏木を起點とし函館、留萌、大泊、富内(又は恩洞)、榮濱、白浦、元泊、知取、新問、泊岸、内路を経て敷香に至る。四月より十一月の間十二回往復す。

東海岸線 函館を起點とするもの及小樽を起點とするもの、二線あり。(1)汽船一隻を以て函館を起點とし小樽、大泊、富内(又は恩洞)、野寒、榮濱、白浦、眞縫、登帆、馬群潭、元泊、知取、新問、泊岸、敷香、野頃を経て能登に至る。五月より十一月まで十二回往復す。但し三回は海豹島及淺瀬、遠内に延航す。(2)汽船一隻を以て小樽を起點とし榮濱、元泊、知取、泊岸、内路を経て敷香を終點とし五月より十一月迄三十回往復す。

西海岸線 函館を起點とするもの一線、小樽を起點とするもの二線あり。(1)汽船二隻を以て函館を起點とし小樽、海馬島、武意泊、内幌、本斗、眞岡、蘭泊、野田、泊居、名寄、久春内、牛毛、萌菱、留久志、珍内、圓度、鵜城、惠須取、名好を経て安別に至る。四月より十一月まで二十回往復す。

(2)汽船二隻を以て小樽を起點とし眞岡、野田、泊居を経て惠須取に至る。四月より十一月の間四十回往復す。十二月より三月までは汽船二隻を以て小樽を起點とし大泊、海馬島、眞岡、泊居を経て惠須取に十五回往復す。(3)汽船一隻を以て小樽を起點とし本斗、眞岡、野田、泊居を経て惠須取に至るものにして四月より十一月まで三十二回往復す。

雄基線 汽船二隻を以て雄基を起點とし羅津、清津、滑川、魚津、新瀉、小樽、大泊、本斗、眞岡、野田、泊居、久春内を経て惠須取に至る。四月より十一月まで十六回往復す。

稚斗連絡船 稚内、本斗間を汽船一隻を以て夏季(自四月至十一月)は毎日冬期(自十二月至三月)は隔日運航し、樺太廳鐵道と鐵道省との連帶運輸をなす。

二、沿岸線

沿岸線は東線、西線及灣内線の三線に分つ。

東線 (1)五月より十月の間汽船一隻を以て大泊を起點とし長濱、乳根、愛郎、富内(又は恩洞)、南遠古丹、野寒、榮濱、白浦、登帆、馬群潭、元泊、知取、新問、泊岸、内路を経て敷香まで十八回往復す。(2)五月より十月まで發動機船二隻を以て敷香を起點とし多來加、野頃を経て能登に七十回往復す。(3)六月より十月の間發動機船一隻を以て敷香を起點とし多來加、野頃、能登、用萬、小泊、淺瀬を経て遠内に至るものにして十八回往復し内三回は海豹島に寄港す。

西線 (1)四月より十一月まで汽船二隻を以て眞岡を起點とし泊居、名寄、久春内、萌菱、留久志、珍内、圓度、鶴城、惠須取、名好、西柵丹を経て安別を終點とするものにして四十回往復す。(2)四月より翌年三月まで汽船一隻、發動機船一隻を以て本斗を起點とし氣主、内幌、宇仁、白牛、南名好、武意泊、宗仁、菱苦、十和田を経て自主に至るものにして七十回往復す。但し本斗、海馬島間は九十回直通連絡す。(3)四月より十月まで發動機船一隻を以て惠須取を起點とし千緒、名好、西柵丹、沃内を経て安別に至るものにして百四十回往復す。

灣内線 大泊を起點とし亞庭灣内東西兩沿岸に至るものにして、何れも汽船一隻を以て四月より十

一月の間(1)大泊より女麗、長濱、遠淵、内音、彌滿を経て札塔に六十三回往復し内六月より九月に至る間江瀬を経て乳根に月二回延航す。(2)大泊より雨龍、菱取、泥川、古江、内砂、孫杖、登、知志谷、昆砂讚を経て西能登呂に七十回往復す。(3)十二月より三月に至る期間大泊港の結氷を碎破し一般船舶の出入に便宜ならしむるため碎氷装置ある碎氷汽船をして之に當らしむることに施設なしつゝあり。

遞信省命令航路

遞信省命令航路は汽船二隻を以て函館を基點とし青森、小樽、大泊、眞岡間を四月より十一月迄四十回往復、十二月より三月迄汽船一隻を以て小樽を起點とし眞岡、泊居を経て惠須取に十二回往復す。

鐵道省連絡船

鐵道省連絡船は大正十二年北海道宗谷本線の全通を機とし鐵道省の施設せるものにして汽船二隻を以て稚内、大泊間を夏季(自四月至十一月)は毎日冬季(自十二月至三月)は隔日に兩地を發航す。

朝鮮總督府命令航路

朝鮮總督府命令航路の中從來仁川を起點とし鮮内各地を経て境、舞鶴、敦賀、伏木、新潟、函館、小樽までの航路一年二十五回以上なりしを内六回は昭和六年四月より夏季中大泊まで延航するに至りたるも昭和十一年度より夏季中三回大泊を経て眞岡迄延航するに至れり。

不定期船

命令航路船以外不定期船亦尠からず、多くは夏季に於て木材或は特殊貨物の運送を目的とし航海するものにして内部の開発に伴ひ其の出入亦年々多きを加へつゝあり。

航路標識

露領當時に於ては航路標識と稱すべきもの少なく近海航行中難破の厄に遭遇する船舶多數に上りしが邦領となるや航路標識を建設し船舶通報を開始し又測候所及び暴風警報、信號標を新設する等専ら海難の豫防に努めたる結果、出入船舶は年々増加するも海難は減するに至れり。

航路標識は遞信省の所管に屬し現在大泊港、西能登呂岬、宗仁岬、海馬島、愛郎岬、本斗港、氣主等の七燈臺の外公設の燈臺白浦に一箇所あり。又二丈岩燈標竝に大泊に燈竿あり。以上の外沿岸港口に公私の施設に係る簡易なる導燈或は燈竿様のものもあるも、本島は環海七百九十餘海里に及び尙幾多燈臺の建設を必要とすべく遞信省に於て目下これが施設に付調査中なり。

驛遞

交通機關未だ完からざる僻陬の地方に於ける物資の輸送及一般旅行者の便益に資する爲、驛遞制度を設け必要の箇所に驛遞を設置し旅行者の宿泊、人馬の供給及郵便物の繼立等に備ふることとし、明治三十八年七月先づ大泊豊原間に之を設け、爾來交通機關の整否開發の程度其の他諸般の事情を斟酌

し之を適當に普及改廢せしめ以て地方交通の便に供し居れり。現在驛遞の數は四十に達す。

第二節 通信

概説

本島に於ける通信事業は領有當時ウラジミロフカ(豊原)、コルサコフ(大泊)、マウカ(眞岡)、ガルキノウラスコエ(落合)の四野戰郵便局に於て野戰郵便事務の外普通郵便事務の一部を、又コルサコフ外七軍用通信所に於て軍事通信の傍ら公衆電報を取扱ひ又電話は軍事上の必要によりコルサコフ、ウラジミロフカ、ガルキノウラスコエ、ノトロの各軍用通信所及主要官衙に設置せられたるに端を發し、明治四十年四月軍政廢止と共に樺太廳に於て在來の通信機關全部を繼承し大泊に樺太廳郵便電信局を置き(同四十一年八月豊原に移轉)一般事業事務を取扱ふ外事務管理をも爲さしめ、地方は總て其の支局として事業の監督統一を圖れり。明治四十二年五月本支局の制を改め普通局及特定局の二種となし専ら現業事務を取扱はしめ、事業の監督は樺太廳直接之を主管することとなり遞信課を設く。現在局所及關係職員數左の如し

局 所

(昭和十二年度末現在)

交通通信

一四九

種別	局數	業務別			備考
		郵便	電信	交換電話	
普通局 (郵便局、無線電信局)	二四	一四	二四	一	外ニ電信取扱所一〇、電信電話取扱所一七、公衆電話所四二、切手賣捌所五九九、郵便函六九八、私書函八七アリ 又豊原郵便局ニ短波無線設備ス
特定郵便局 (集配)	七四	七四	三	七	
計	八九	八七	八	四	

職員

(昭和十一年度末現在)

區別	奏任 (含待遇者)		判任 (含通信手)		雇員	備人	計
	本廳	郵便局	本廳	郵便局			
郵便局(普通)	一	三	五	七	一一七	一八六	三六〇
特定郵便局	二	一	一	七	三九三	二二四	六八四
計	六	二	二	一五	四六三	四四六	一、〇三六

備考 外ニ本廳囑託 七

郵便

郵便遞送 領有當時に於ける陸上交通施設は殆ど見るべきものなく、尙原始的境域にありて郵便遞送は甚だ困難を極めたり。然るに人口の増加産業の發展に伴ひ道路の開修鐵道の敷設等交通機關漸を

逐ふて備はり、銳意遞送方法の改善並に遞送回數の増加に努めたる結果大いにその面目を改めたり。
現在の各遞送線路料程概略左の如し (昭和十二年度末現在)

遞送線路便名	總延料程
鐵道	六六八料
自動車、馬車又ハ馬桶送便	六六五
人夫送便	三七七

水路便 線路延長一、七四三料にして島内相互間を連絡する樺太廳命令航路は四月以降十一月迄航海するを以て冬季結氷期を除くの外何等の支障なし。

本島内地間の連絡は從來通常郵便物は主として鐵道省連絡航路(稚内大泊間)及樺太廳命令連絡航路(稚内本斗間)に依り遞送せられたるも小包郵便物は遞信省及樺太廳の命令航路にて大泊、眞岡、泊居、惠須取等と小樽間航送せられたるを以て遞送圓滑ならず殊に冬季間は航海度數の減少に依り甚敷遅延を免れざりしも昭和九年十月一日以降は本島内地間發著の郵便物は總て前記連絡航路に依り遞送することゝなり從來の不便は大いに緩和せられたり。

日蘇間郵便遞送交換 本邦及「ソヴェート」社會主義共和國聯邦サガレン州間發著通常郵便物の交換は昭和二年二月以降毎年凡そ十二月より三月迄施行す。本邦より蘇國に達する郵便物は豊原郵便局

に集中し亞港郵便局宛締切となし氣屯郵便局へ遞送し同局遞送人をして國境半田に於て交換をなす。又蘇國より本邦に達する郵便物は亞港郵便局に集中し「オノール」郵便局は媒介の取扱を爲し交換日時は昭和七年一月十八日より毎週月、木曜日の二回交換を爲すこととなり。又日蘇間小包郵便交換條約も新たに締結せられ、之が實施の日近きを以て是等關係事務は將來一層重要となるを疑はず。

郵便集配 郵便物の集配は本島拓殖の進展及人口の増加に伴ひ年々集配區域の擴張並集配回數の増加を爲しつゝあり。而して郵便物の集配は内地と異り道路の設備未だ完からざるもの多きのみならず冬期に酷寒又は吹雪等ありて郵便物の集配に甚敷困難を極む。現在管内の郵便局八七局中集配局七八を有し其の集配料程六、九六四料に及ぶ。

郵便物數 人口の増加、産業の發達に伴ひ郵便物は逐年増加しつゝあり。之を示せば次の如し

年度	種別	引通		郵便		小包		郵便	
		受	常	配	達	引	受	配	達
明治四十年	年度	一、四八三、九三一			一、七五七、〇五四		八、四三〇		二七、六六六
大正元	年度	三、七七七、五七〇			三、九五八、八三九		二〇、一五三		五、九一六
昭和元	年度	二〇、一五九、〇六三			二二、九七六、四一八		二六、〇九八		五五〇、二七二
昭和十一年	年度	二四、〇〇一、四九六			三二、三二二、七二二		二七、九二二		六二五、三六二
昭和十二年	年度	二二、七五一、二八五			三三、五一一、二一六		二八、四八七		六五、一八八

爲替貯金

本島は未だ民間に於ける金融機關の普及完からざる爲預金及送金の郵便局を媒とするもの頗る多し。之が近況を示せば左の如し

郵便爲替

年度	種別	口受		入金		口拂		金	
		數	金	額	口	數	額	金	額
昭和十二年	年度	五八、一九〇		一八、〇〇三、七二四		二八五、四〇四		一〇、九三八、三四四	

郵便貯金

年度	種別	口預		入金		口拂		現年	
		數	金	額	口	數	額	度	末
昭和十二年	年度	五五〇、四〇四		一三、六六〇、二三五		二四、八七一		一三、〇六八、七四四	

振替貯金

年度	種別	口拂		込		口拂		渡	
		數	金	額	口	數	金	額	額
昭和十二年	年度	三九八、五三六		一三、七二二、〇三八		二五、一〇四		六、四七〇、六五〇	

電信

海陸交通の機關は既述の如く漸次整備の域に進みつゝあるも、本島特有の現象として冬期は風雪の襲來沿岸の結氷等の爲め交通杜絶する事尠からず。従つて電信の利用極めて旺にして通信機關中最も長足の進歩發達を示せり。現時郵便局八七中野寒を除く外は悉く電信事務を取扱ひ郵便局の設置なき地には電信電話取扱所を設置し尙落合、大泊、大泊港、豊原、新場、眞岡、北眞岡、本斗、南新間、泊居、敷香、久春内各驛には電信取扱所を設く。昭和十二年度末回線數八〇（豊原より北樺太亞港に通ずる國際回線を含む）、自働通信機三座（クラインシユミット鍵盤鑽孔器使用）四重機四座、二重機一四座、單信音響機一〇六座、モールス機二座及電報送受用電話機八七、電信監督機二個を有す。此の外内地連絡有線電信の故障に備ふるため大正十年八月大泊町高地に無線電信を設け平時は主として船舶との交信に使用す。殊に大正十一年來木材積取のため露領沿海州方面に航行する本邦汽船著しく増加し、是等船舶に發受する電報は殆ど大泊無線の中繼に係り夏季は通信の輻輳甚しく疎通圓滑ならざるを以て尙無線電信設備の要を認め昭和六年度に於て豊原局に短波無線を併置し札幌及東京無線と連絡し一般電報を疎通せしむることゝせるの外昭和十二年八月に於ては惠須取無線を設置し本島北部、沿海州方面航行船舶との通信を取扱ひつゝあり。本島、内地間有線連絡電信は豊原、札幌間二回線及眞岡小樽間一回線にして何れも自働二重電信機を使用せり。左に昭和十二年に於ける電信線路及取扱

電報數比較表を掲ぐ

昭和十二年陸上線 直長 一、六三七杆 延長 六、〇八四杆
 架空ケーブル線 同 六杆 同 六杆
 地下ケーブル線 同 二杆 同 二杆

年度	種別	發信	著信	中繼	信	合	計
昭和十二年度		1,021,133	1,055,702	1,674,937			3,751,772

大泊無線電信局設備概要

- 一、位 置 東經一四二度四六分四六秒 北緯四六度三六分四〇秒
 - 二、業務 種 別 海岸局及固定局(専ら船舶の移動通信を媒介す)
 - 三、開始年月日 大正十年八月二十一日
 - 四、裝置 大 要
 - 送信機 三キロワット遞信省式真空管送信機 二臺
 - 受信機 日無式R F四型受信機、交直兩用六球受信機 各一臺
- 交通通信 一五五

交通通信

一五六

使用周波數 五〇〇 三九一 一四三 一二八 七二「キロサイクル」

五、電報取扱數 (送受信昭和十二年)

總通數 一一、六八六通

一日平均 三二通

惠須取無線電信局設備概要

一、位 置 東經一四二度二分四七秒 北緯四九度三分五九秒

二、業務種別 海岸局及固定局(専ら船舶の移動通信を媒介す)

三、開始年月日 昭和十二年八月十五日

四、裝置大要

送信機 一キロワット主發振機付真空管送信機 二臺

受信機 短中波八球受信機、中長波七球受信機 各一臺

使用周波數 五〇〇 三八三 一四三 一三一 九五「キロサイクル」

豐原郵便局無線設備概要

一、位 置 東經一四二度四四分 北緯四六度五八分

二、業務種別 固定局として専ら東京、札幌と對手し一般電報を疎通す

三、開始年月日 昭和六年八月一日

四、裝置大要

送信機 二キロワット水晶制御電力増幅式短波送信機 一臺

受信機 RS六〇二號受信機 RS四〇二號受信機 各一臺

使用周波數 一一、五八〇 九、〇六〇 六、八九〇 五、九九〇 四、二七〇

三、五三〇「キロサイクル」

電話

電話は始め軍事上の必要により軍用通信所及主要軍衝に設置せられたるものを後樺太廳之を繼承し明治四十年八月一日コルサコフ(大泊)に交換業務を、ウラジミロフカ(豊原)、ガルキノウラスコエ(落合)、コルサコフ(記念橋)、ポロアントマリ(大泊榮町)の各地に通話事務を開始せるが、爾來各地の發展に伴ひ電話の需要激増したるを以て漸次各地に交換業務及通話事務を開始し、昭和十二年度末に於ては交換局三九、加入者六、〇九四名を算し、通話事務は海馬島、野寒の二局を除く外悉く之を取扱ふに至り、更に昭和八年度より電話取扱所を十七箇所を設置せり。昭和九年度に於ては内地本島間連絡通話を開始し本島通信事業の一新紀元を劃せり。現在内地樺太連絡電話線は札幌豊原間二回線小樽豊原間及稚内大泊間に各一回線を有せり。尙設備改良として昭和六年度に於て豊原郵便局市内電

話交換方式を自働式に変更せり。
左に事業増進の状況を掲ぐ

電話線路 (單位軒)

種別	昭和十二年		種別	昭和十二年
	架空裸線	架空ケーブル		
市内	延長 一、八三〇	延長 一、〇八二	市外	延長 延長
地下ケーブル	延長 四三	延長 四三	海底線	延長 八一
計	延長 一、八七三	延長 一、一二五	計	延長 延長

電話加入者及交換機

年度	局別	種別	普通		計	特定局	總計
			豊原	大泊岡泊居			
昭和十二年	加入者	加入者	一、〇一〇	九二	一一〇二	三、三六	六、〇九四
		交換機	一	三	四	六	九二
昭和十二年	非加入者	複式	一	一	二	一	六
		自働式	一	一	二	一	六
昭和十二年	計	共電式	一	一	二	一	六
		交換機	一	一	二	一	六

昭和十二年市外通話時數 (除無料)

加入者發信 七二三、六五七
非加入者發信 二〇四、三〇六
計 九二七、九六三

市外通話區域 島内に於ける市外通話區域は豊原を中心として東西兩海岸は勿論灣内各地に至る。
内地本島間通話區域は豊原は北海道、東北地方及東京、福岡間の各主要地を又豊原以外の各地は北海道及東北地方主要地並に東京等を通話區域とす。

(一) 豊原郵便局電話設備概要

一、電話交換方式

市内交換 自働式

市外交換 共電式

二、自働式電話交換機方式

ストロージャー式日本電氣型ラインファイナード式

三、電話交換機種別及臺數

ラインファイナードボード 三臺
セレクターボード 二臺

交通通信

交通通信

- コネクタボード 三 臺
- 三號C共電式市外交換機 四 臺
- 共電式電話監督機 一 臺
- 四、自働式電話交換機容量
- 終極 四、〇〇〇回線
- 實裝 一、二〇〇回線
- 五、電力
- 五キロワット充電用電動發電機 一 臺
- 五・二五キロワット浮働用電動發電機 一 臺
- 七五ワット信號用電動發電機 二 臺
- 四八ボルト九〇〇アンペア時蓄電池 二 組
- 六、實施年月日 昭和六年九月十三日
- 七、CS3型搬送式電話装置 二 組 (對知取、對札幌)
- CS型搬送式電話装置 一 組 (對惠須取)
- 女麗電話中繼所内設備概要
- 一、特種二號搬送電話中繼装置 一 組 (札幌、豊原電話線用)

- 二、特種平衡式一通話路搬送電話端局装置 一 組 (大泊稚内電話線用)
- 三、一・五キロワット電動發電機 二 臺
- 四、二四ヴォルト六〇〇アンペア時蓄電池 二 組
- 一三〇ヴォルト四八アンペア時蓄電池 二 組
- 知取搬送電話所内設備概要
- 三) 一、CS3型搬送式電話装置 一 組 (對豊原)
- 二、二・五キロワット電動發電機 一 臺
- 三、二四ヴォルト六〇〇アンペア時蓄電池 二 組
- 一三〇ヴォルト二四アンペア時蓄電池 二 組
- 惠須取搬送電話所内設備概要
- 四) 一、CN型搬送式電話装置 一 組 (對豊原)
- 二、二・五キロワット電動發電機 一 臺
- 三、二四ヴォルト五〇八アンペア時蓄電池 二 組
- 一三〇ヴォルト二四アンペア時蓄電池 二 組
- 簡易生命保險、郵便年金
- 簡易保險、郵便年金 本制度の目的は相互扶助の精神に基き勤儉貯蓄の美風を涵養し島民の福利を

交通通信

増進し生活の安定を得せしむるにあり。而して其の積立てたる資源は地方に還元し、社會公共事業の勃興を促進する等社會政策的施設として重要なを以て、簡易保険は大正十五年十月より、郵便年金は昭和三年十月より、小兒保険は昭和六年十月より孰れも郵便振替貯金を媒介し、島内各郵便局をして取扱はしむることとなりたり。

而して孰れも實施後未だ短日月なるに拘らず、之が普及發達は著しきものあり。其の近況を示せば次の如し

一、契約狀況

(一) 簡易保険

年度	種類	契約件數	保險金	保險料	人口千人に對する普及率
昭和十二年度末		二二、七六	二四、八六、七七 ^円	一六、三六 ^円	三七九

(二) 郵便年金

年度	契約件數	掛金額	年金額
昭和十二年度末	六九〇	二八、二七 ^円	九七、七四 ^円

二、積立金貸付狀況(昭和十二年度末迄ノ貸付高累計)

小學校建設並同舊債償還資金	三一件	八七〇、三〇〇 ^円
町村廳舎建設及舊債償還資金	九件	二一一、六〇〇
公設火葬場並舊債償還資金	四件	一七、〇〇〇
上水道建設並舊債償還資金	一〇件	六六六、九〇〇
町營住宅建設資金	一件	二〇、〇〇〇
傳染病舎建設資金	六件	二九、一〇〇
道路建設並舊債償還資金	四件	一四二、一〇〇
公設質屋運轉資金	五件	八六、〇〇〇
公立中等學校建設資金	二件	三七、六〇〇
下水道建設並舊債償還資金	五件	一一三、五〇〇
公設防火設備資金	二件	一三、〇〇〇
農村電氣事業	一件	三〇、〇〇〇
授産及舗道事業資金	一件	五、〇〇〇
各種公共事業資金(公舎)	二件	二六、五〇〇
商工會議所事務所建設資金	一件	一五、〇〇〇
特定郵便局々舎建設資金	二件	二七、五〇〇
計	八六件	二、三一一、一〇〇

主要市街地需用狀況 (昭和十二年未現在)

市街種別	事業者	需用戸數	配電區域人口概數	十燭光換算電燈數	均一戸當平燭光數	均一人當平燭光數	電燈料金(十燭光)
豐原	樺太電氣株式會社 豐原營業所	五、七八四	七、七、三五	六五、八七七	一、二四燭	一七・六燭	八〇錢
大泊	同 大泊營業所	四、三二六	二四、〇五一	四四、三七	一〇五	一八・四	八〇
眞岡	同 眞岡營業所	三、二四五	一八、八三五	三〇、八六三	九五	一六・四	八〇
留多加	同 留多加營業所	五五六	八、五九九	四、二四三	七六	四・九	一〇五
本斗	同 本斗營業所	一、六三三	一一、三三六	一一、八八六	七三	九・六	九五
落合	同 落合營業所	一、七二七	一一、二三九	一七、〇九五	九九	一五・二	九五
敷香	同 敷香營業所	二、八〇〇	一七、〇五九	三五、〇七九	一二五	二〇・六	九五
知取	同 知取營業所	一、九五五	一七、五九七	二二、六五八	一二六	二二・九	八〇

泊居	同 泊居營業所	一、五八八	一一、三〇六	一七、四八三	一一一	一五・五	八五
惠須取	同 惠須取營業所	二、六三八	三、九五九	二五、〇一一	九五	七・八	八五
野田	野田郡野田町(町營)	九一八	八、三六九	五、八〇八	六三	六・九	八〇

備考 電燈數には屋外燈を含む。電燈料金は屋内定額燈料金なり。

經營者別事業概況 (供給事業) (昭和十二年未現在)

事業者名	種別	事業開始年	目的	供給區域	原動力及發電力	電燈裝置電力及電線裝置電力	電線長	電線延長	固本資金	
樺太電氣株式會社 豐原營業所		明治 四三、二	燈、力	豐原市 豐北村	キロワット 受一、〇〇〇	キロワット 八七八	キロワット 二四二	新 一〇三	新 四〇八	円
同 大泊營業所		大正 二、二	同	大泊町 外四村	同 一、四〇〇	六〇七	一七〇	新 一三八	新 五〇八	
同 眞岡營業所		" 三、一〇	同	眞岡町 外三村	同 五〇〇	四八九	一六一	新 八七	新 三三六	
同 本斗營業所		" 九、一〇	燈	本斗町 内峴村	瓦 二八〇	二〇六	—	新 四五	新 一二五	

電氣及水道

種別	使用開始年	目的	使用區域	原動力及電燈裝置電力	電力裝置	電線路長	電線延長	電氣設備固定資本
留多加營業所	大正三、九	燈	留多加町	汽	一〇〇	四五	一四八	
同	同	燈、力	三郷村	汽	三〇〇	一		
同	同	同	落合町	受	二〇〇	四	一〇三	
同	同	同	榮濱村	受	二〇〇	三	一〇三	
同	同	同	知取町	受	二〇〇	四	二五八	
同	同	同	知取町	受	二〇〇	四	二五八	
同	同	同	泊岸村	受	二〇〇	四	二五八	
同	同	同	敷香町	受	五〇〇	三	一七一	
同	同	同	泊居町	受	二〇〇	三	一一九	
同	同	同	惠須取町	受	二五〇	一	一一三	
同	同	同	富内村	吸瓦	四〇	一	一一三	
同	同	同	元泊村	汽	六〇	一	七八	
同	同	同	野田町	受	一〇〇	一	五九	
同	同	同	久春内村	吸瓦	四〇	一	六〇,〇〇〇	
同	同	同	久春内村	吸瓦	四〇	一	七四,七五〇	
同	同	同	川上村	受	一五	一	九,八〇九	

種別	使用開始年	目的	使用區域	原動力及電燈裝置電力	電力裝置	電線路長	電線延長	電氣設備固定資本
内路電氣株式會社	昭和二、三	同	内路村	汽	四〇	一	二二	四四,〇八五
同	同	同	清水村	吸瓦	三〇	一	六六	四〇,〇〇八
同	同	同	三濱村	同	一〇〇	一	一〇三	一〇三,五一一
同	同	同	白縫村	汽	三〇	一	一七	四五,二四七
同	同	同	名好村	瓦	一五	一	八	四〇,〇〇〇
同	同	同	惠須取町	受	一〇	一	三	二,一九六
同	同	同	鵜城村	瓦	一八	一	一五	四一,六五一

備考 目的の欄中燈は電燈、力は電力、原動力の欄中汽は汽力、受は受電、吸瓦は吸入瓦斯力なり。

自家用電氣工作物概況 (昭和十二年末現在)

施設者名	種別	使用開始年	目的	使用區域	原動力及電燈裝置電力	電力裝置	電線路長	電線延長	電氣設備固定資本	
王子製紙株式會社	種別	使用開始年	目的	使用區域	原動力及電燈裝置電力	電力裝置	電線路長	電線延長	電氣設備固定資本	
大泊工場	製紙用地	大正三、三	力	内	三,〇〇〇	七三	一,二七七	九	三二	二六五,一六八

電氣及水道

電氣及水道

樺太製糖株式會社	豐原工場	昭和	二、〇	製糖、力	地	業	用	汽	一、二〇〇	七五	一、八九三	四	一六	七六九、一八〇
新興炭礦株式會社	安別礦業所	昭和	二、〇	鑛業、力	同	同	同	汽	一三〇	三	六	三	一〇	五七、五八一
小田洲炭礦株式會社	小田洲炭礦	昭和	一三、一〇	同	同	受	同	汽	二〇	二	二	二	二	二、五〇〇
樺太寒天合資會社	女麗工場	大正	一三、二	寒天製造、力	同	同	同	汽	五	五	五	五	五	五
三井物産株式會社	珍内工場	昭和	五、一	製材用燈	同	同	同	同	七	七	七	七	七	七
樺太共同漁業株式會社	中里耶漁場	昭和	六、三	漁場用燈	同	同	同	瓦	一五	一五	一五	一五	一五	一五
同	札塔漁場	昭和	八、四	同	同	同	同	同	八	八	八	八	八	八
同	大泊冷蔵庫	昭和	九、五	冷蔵、力	同	同	同	同	一	一	一	一	一	一
同	眞岡冷蔵庫	昭和	一〇、四	同	同	同	同	同	三	三	三	三	三	三
同	樂磨工場	昭和	一〇、五	工場内燈	同	同	同	汽	三	三	三	三	三	三
樺太大同罐詰株式會社	萬工場	昭和	一〇、七	同	同	同	同	同	二	二	二	二	二	二

官廳用施設電氣工作物概況 (昭和十二年未現在)

散江工場	同	昭和	一〇、七	同	同	瓦	九	九	九	九	九	九	九	九
同	同	昭和	一〇、八	同	同	同	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
同	同	昭和	一三、四	同	同	同	三	三	三	三	三	三	三	三
同	同	昭和	一三、二	同	同	同	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
同	同	昭和	一〇、三	同	同	同	二	二	二	二	二	二	二	二
同	同	昭和	一三、二	同	同	同	五	五	五	五	五	五	五	五

樺太廳	種別	使用開始年月	原動力及發電力	電燈裝置數	電力裝置數	電線長	電線延長
鐵道	豐原	昭和四、二	受 一五〇	四	五四〇	三	二
鐵道	大泊	昭和四、三	同 五〇	一〇	一	三	六

電氣及水道

管を敷設し其の延長七一〇米、地上式消火栓三個、阻水瓣四個とす。現在専用栓一、二八〇共用栓一五七、消火栓一六三を配置す。

大泊町水道 大正十四年工費百六十二萬一千圓(内六十一萬圓樺太廳補助)を以て上水道敷設工事を計畫し、昭和二年六月着手昭和四年十二月通水す。

導水管は五萬人に對し充分なる管徑を保たしむるも、濾過池其の他の設備は三萬三千人に對するものとし將來必要に應じ擴張することとせり。水源池は大泊町古牧露助澤地内大泊川支流中本流との分岐點より約九一〇米の地點にして長さ一四六米、最高一五米九の土堰堤を以て水流を締切り有効水量約百十八萬噸の貯水池を設く。貯水池より内徑十四吋、延長六、六三六米の鐵管を大泊川に沿ひて敷設し、大泊本町高地火藥庫所在地の淨水池に達せしむ。淨水池には長さ三一米六、巾一八米九、深さ三米の濾過池三個を設置し、濾過したる後馬力八十八「セミ」重油機關二臺、直結タービン唧筒二臺に依り淨水を海拔六九米六なる方十八米深さ四米五の大いさを有する配水池に揚水す。配水池より徑十四吋鐵管を敷設し人口の密度に應じ之を八吋乃至十二吋の本管となし、更に二吋乃至六吋の支管を分派し全町に配水す。次で從來水利に乏しき清水町及大泊驛竝に鐵道官舎に給水し火防衛生の完璧を期する爲昭和九年七月之が擴張工事を着手し工費七、六五七圓(内三千圓樺太廳補助)を以て同年九月之が完成を見たり。配水管延長八五二米、消火栓新設五箇所あり。現在専用栓三一四、共用栓一六四地上式消火栓一二三を配置す。

泊居町水道 簡易水道の木造を鐵管及混凝土に改むると共に將來の人口増加を豫想し、工費十萬二千圓(内六萬圓樺太廳補助)を投じ大正十一年五月起工大正十三年八月竣功せり。水源池は泊居川の支流川口より約三、六三六米の箇所通稱二十間澤にして夏季萬一の濁水を慮り鐵筋混凝土を以て現河底以上二十呎四吋高の堰堤を築造し貯水池となせり。其の後水量不足及街區膨脹等の爲工費九萬一千圓(内三萬五千圓樺太廳補助)を投じ、丸山澤に貯水池を設置し給水量の増加を計り、又配水管は一、八七三米を敷設せんとし、昭和四年九月着手昭和五年十一月竣功せり。

本斗町水道 從來の簡易水道を改修し木樋木管を鐵管に替へ、工費二三、九〇二圓(内六千圓樺太廳補助)を以て大正十四年六月起工同七月竣功せり。其の後戸口増加に伴ひ水量不足の状態となりたるを以て工費一萬三千圓(内五千圓樺太廳補助)を投じ、水源池の擴張、鐵管の敷設換、消火栓の増設共用給水栓の新設を爲し、昭和三年七月竣功せり。更に近來人口の増加に伴ひ水量不足を告げたるため昭和八年度に於て工費十五萬圓(内六萬圓樺太廳補助)を投じ人口一萬人に給水する計畫の下に擴張工事を施行完成を遂げ給水しつゝあり。水源池は鳥舞澤上流約二千八百米の地點にて溪流を堰止め左岸に取入口及泥砂池を設け、淨水場は市街東方丘上公園豫定地南端に設置し、此處に長さ十五米、幅十二米の濾過池三箇所長さ一〇米六、幅八米五の配水池二箇所を築造せり。取入口淨水場間の送水管は内徑二百耗鑄鐵管にて延長約二、七三〇米にして途中最凹所に排泥設備をなす。配水管は内徑一五〇耗乃至七五耗鐵管五千五百米を増設し制水瓣大小七三個を付して局部斷水に備へ専用給水を受くる

能はざる者の爲に共用栓五五個を設置すると共に要所には地上式消火栓五四個を配置せり。尙築港岸壁には船舶給水栓四個を設け出入船舶の給水を爲さんとす。

名好村水道 従來の木種簡易水道を改むると共に戸數増加したるに伴ひ之が擴張を計り工費六萬圓(内二萬五千圓樺太廳補助)を投じ、昭和四年七月起工し同十一月竣功せり。水源池は名好村の南方約九百米の溪流に高さ四米四、長さ二六米五の土堰堤を築造し約二千立方米を貯水し渇水期に備へ、淨水池には長さ六米四、幅五米五、深さ二米六の濾過池二箇所を設け、又七米平方深さ三米二の配水池二箇所を設く。導水鐵管は内徑八吋にして分岐點より四吋乃至六吋鐵管を以て配水す。現在共用栓は十九、消火栓は十三を算す。

眞岡町水道 従來の簡易水道は設置以來已に二十數年を経過し其の間年々修理を加へつゝありと雖も今や各施設に對し根本的變改を要する時期に到達したるを以て昭和十一年度より三ヶ年繼續事業として工費三十六萬圓を以て本水道工事に着工したるも十二年度以降物價高騰により三萬二千六百圓の工費を増額し合計三十九萬二千六百圓を以て昭和十三年十一月竣功の豫定なり。

本水道は給水人口一萬五千人の計畫にして水源池は眞岡川上流約三千八百米の地に高さ八米四〇、延長百八米四〇、上幅八米の土堰堤を築造して水面積約二萬三千平方米、貯水量約六萬噸の貯水池を設けたり。淨水場は貯水池下流約二百米の地に設置し此に長さ十九米、幅十五米の濾過池三池及長さ十二米七五幅十米の配水池二池を築造せり。

貯水池淨水場間は内徑三百耗高級鑄鐵管二百十米を埋設して淨水場に送水せり、配水管は淨水場出口に量水器を設置して配水量の測定設備を有せしめ、町入口迄の本管は内徑三百耗鑄鐵管にして之よりは人口稠密の度及將來の發展を考慮し二百五十耗より百耗迄の鑄鐵管延長二萬五百十米を各所に適當に埋設し制水瓣大小九十三個を付して局部斷水に備へ専用給水を受け得ざる者の爲に共用栓八十二個を設置すると共に要所に地上式消火栓七十一個を配置して火災に備へたり、尙築港岸壁には船舶用給水栓三個を設けて出入船舶の給水を爲さんとす。其の他落合町、惠須取町、敷香町其他の町村に於ても夫々改修の計畫を爲し居れり。

下 水 道

大泊町下水道 一時的木造下水渠の築造せる箇所ありしも下水道完全ならざる爲雨天融雪に際しては泥濘甚しく交通、保健、衛生上捨て置き難く、工費十九萬六千圓(内八萬圓樺太廳補助)を以て本町年來の懸案たる下水道築造工事を(道路改修工事と共に)計畫し、昭和三年十二月着工同六年九月竣功せり。本工事は當町の經濟中心地たる榮町、旭町一帯に施行し延長六、三九五米、人孔二十箇所にして爲に全區域舊態を一新せり。更に本町大通より楠溪町驛迄の延長を計畫し昭和八、九、十、十二の四箇年度に於て工費六萬二千圓を以て本町大通に千五百七十米、人孔二十二箇所を施行し汚水雨水の流下を良好にせり。

豊原市下水道 道路側溝あるも汚水流下の用を爲さずして全部地下に滲透し、又雨天融雪期には泥濘甚だしく交通、保健、衛生上遺憾の點多かりし爲、工費百二十五萬圓を以て下水道計畫を樹立し其の第一歩として昭和七年度に工費五萬五千圓(内約半額樺太廳補助)を投じ、大通の一部及眞岡通を着工し鈴谷川へ放流する下水道を築造せり。延長千九百餘米、人孔四十箇、雨水枡一四八箇とす。更に昭和八、九、十、十二の四箇年度に於て工費一三三、九〇〇圓(内約半額樺太廳補助)を以て眞岡通、南五丁目及大通西二條間の區域及大通は南九丁目迄、神社通は東四條迄、南一丁目は西二條より西全部南四丁目は東三條より西全部に亘り下水道を築造す。其の延長四、八一五米、人孔七十四箇、雨水枡約四百四十箇とす。此の計畫は年を逐ふて順次施行の豫定なり。

知取町下水道 昭和六年度に工費一萬四千圓(内約半額樺太廳補助)を以て初音町に延長九二五米の側溝式下水道を築造し、次で昭和九、十、十一年度に工費三萬五千圓(内約半額樺太廳補助)にて千歳町及火防線通延長千三十米、人孔十六箇所の下水道を築造せり。

眞岡町下水道 道路側溝あるも雨天及融雪期には其の用を爲さずして泥濘甚だしく車馬の交通さへ不能の状態なりしを以て昭和八年度より起工し下水道の築造に着手せり。昭和八、九、十、十一、十三の五箇年度に工費七萬九千圓(内約半額樺太廳補助)を以て南濱町、本町及榮町、北濱町の一部に延長二千五百八十米、人孔三十七箇、雨水枡約百四十六箇の下水道を築造す。

落合町下水道 昭和六年以降毎年傳染病の發生を見保健衛生上遺憾の點ありし爲工費六十萬圓を以

て下水道計畫を樹立し其の一部として昭和十一、十二、十三年度に於て工費七萬二千圓(内約半額樺太廳補助)を以て大通り及中通りの一部に延長一、九〇〇米、人孔三十九箇、雨水枡約百四十箇を築造せり。

本斗町下水道 本年度に於て工費五萬圓(内約半額樺太廳補助)を以て大通り及濱通の一部に下水道施設を爲し管の延長二千三百十米、人孔三十四箇、雨水枡八十四個、汚水枡百三十六箇を築造す。

第十章 教化

第一節 學校教育

概 説

明治三十八年本島領有當時に於ては何等施設の見るべきものなく百般創始の状態に在りしが、年を逐ふて渡航者相踵ぎ豊原、大泊及眞岡の如きは忽ちにして市街地を形成し、従つて兒童亦多數を算せるも其の教育機關なきを以て之が設立の急に迫られ、明治三十九年八月始めて豊原に小學校を開設し、次で同年十月大泊及眞岡の兩地に小學校を開設せり。之れ本島に於ける小學校の嚆矢なり。而して同年九月樺太小學校内規を定め其の據る可き所を明かにせり。然るに教育上の施設を要するは管に是等市街地のみならず、其の他の村落に於ても之が必要に迫れるを以て、應急策として民間に相當補助を與へ之が設立を助成せり。即ち明治三十九年には私立簡易教育所二、同四十年に私立簡易教育所二、私立小學校一の設置を見たり。越えて明治四十一年本島に於ける小學校に關する件(勅令)公布せられ大體小學校令に據ると共に、之が細則に就ては内務省令を以て一部を除く外小學校令施行規則を

準用することゝなり、次で廳令を以て私立小學校補助規則を定め、前記三市街以外の村落の私立小學校に對し教員俸給及設備費に補助を與ふることゝし之が普及を圖れり。然れども小學校に尙廳立、私立の二種あり。私立小學校には補助を與ふと雖も教員の招徠其の他不便尠からず。茲に於て大正九年管内の小學校を統一し之を公立となし教員給は之を國庫の負擔とし物件費は之を町村支辨となし教育機關の刷新を圖れり。而して町村教育費殊に農業部落及集團殖民地の負擔の軽減を圖る爲從來の補助法を改め昭和七年度より農漁業部落教育費補助規程を定め學校建築及經常教育費に對し相當の補助金を交付し居れり。然れども校數の約七割は單級若は複式單級なると、自然及文化的教材は自ら内地と趣を異にする等本島の特殊事情に因り此の點一般の考慮を拂ひ其の改善振興に努めつゝあり。

一方既に高等普通教育機關設置の必要に迫られ之が要望の聲漸く高きを以て、樺太廳は明治四十五年大泊に中學校を、大正五年豊原に高等女學校を設置せり。爾來人口の増加に伴ひ漸次増設され目下中學校三、高等女學校四、公立實科高等女學校二を算す。

實業教育方面に於ては昭和四年四月樺太公立實業補習學校規程の公布と共に開設を見、爾來各地に漸次増設せられ昭和十一年度末現在十校あり。尙樺太廳は本島の特殊事情にある農業經營に鑑み農業指導啓發に當らしむる中堅人物養成の目的を以て昭和九年七月拓殖學校を設置し更に昭和十二年六月從來の本斗水産補習學校を本斗水産學校に昇格せしめたり。

師範教育としては男子教員養成のため大正七年四月官立大泊中學校に小學校教員講習所を設置し、

高等普通教育

小學校の増加に伴ひ其の卒業者にして更に中等教育を受けんとするもの年々増加の趨勢に在るを以て明治四十五年五月樺太廳は大泊に中學校を設置し、次いで大正五年四月豊原に高等女學校を設置せり。

爾來拓殖の進展に伴ひ人口の増加に因り漸次増加を見現在中學校三、高等女學校四、實科高等女學校二あり。

一、官公立中學校現況

(昭和十二年度末現在)

學校名	位置	設置年月日	學級數	教員數	生徒數
樺太廳大泊中學校	大泊町	明治四十五年五月一日	一五	三三	六〇三
樺太廳豊原中學校	豊原市	大正二十四年四月二十四日	三〇	三七	九一六
樺太廳眞岡中學校	眞岡町	昭和二年一月一日	三三	二六	五八五

二、官公立高等女學校現況

(昭和十二年度末現在)

學校名	位置	設置年月日	學級數	教員數	生徒數
樺太廳豊原高等女學校	豊原市	大正八年五月八日	六	三六	七四四

實業教育

(一) 拓殖學校 拓殖學校は昭和九年四月豊原郡豊北村に設置され本島の農業經營に必要な知識技能を授けると共に徳性の涵養を以て目的とし、職員生徒協力の勤勞生活に依る心身の鍛鍊を第一義となし、圃場に於ける作物及畜舎に於ける家畜につき實習作業を通じ教授會得せしむる事を本旨とする塾式特殊の學校なり。修業年限は第一部二箇年、第二部は一箇年にして、第一部は高等小學校二年修了以上の者を、第二部は中等學校卒業者又は本島に於て一年以上小學校教員にして現に其の職に在り所轄支廳長の推薦したる者を入學せしむ。昭和十二年度現在は學級數三、教員數八、生徒數六〇名を算す。

(二) 水産學校 水産學校は昭和十二年六月本斗郡本斗町に設置され、樺太公立實業學校規程に基き

水産業に従事せんとする者に實際に即せる体験教育を施し須要なる知識技能を授けると共に、國民道徳を涵養し併せて拓殖に適應する人材を育成するを以て目的とし、修業年限は二箇年とし高等小學校卒業程度以上の學力を有する者を入學せしむ。生徒定員六十名にして、現在學級數二、教員數一三、生徒數五四を算す。

(三) 實業補習學校 本校は職業に關する知識技能を授けると共に國民生活に須要なる教育を施し併せて拓殖に適應せしむるを以て目的とす。落合及留多加を除く外は凡て小學校に併置せられ、修業年限は二箇年にして高等小學校卒業程度以上の者を入學せしむ。昭和八年五月勅令第九十號により各校に一名乃至二名の教諭(判任)及數名の囑託教員を配置し教諭の俸給は國庫の負擔となすの外更に設備等に對し多年相當の補助金を交付しつゝあり。

公立實業補習學校現況

(昭和十二年度末現在)

學校名	位置	設置年月日	學級數	教員數	生徒數
樺太公立豐原商業補習學校	豐原市	昭和四年四月三十日	四	一三	一〇一
同落合商業補習學校	落合町	昭和四年五月二十二日	四	一三	一三九
同大泊商業補習學校	大泊町	昭和四年九月九日	四	一一	一〇九

師範教育

男子教員の養成機關として大正七年四月官立大泊中學校に小學校教員講習所附設せられ、當初尋常小學校本科正教員を養成せるも大正十一年之を改め内地師範學校第二部に則り尙從來は修業年限一箇年なりしも昭和十二年度より之を二箇年に延長し小學校本科正教員を養成しつゝあり。入學者には學費として被服費、食費及手當其の他修學旅行費等を給し、卒業者は短期現役兵たるの特典を有す。昭和十二年度末現在生徒數四十名あり。

學校名	位置	設置年月日	學級數	教員數	生徒數
樺太公立留多加農業補習學校	留多加町	昭和四年四月三十日	二	五	二四
同眞岡商業補習學校	眞岡町	昭和四年五月十四日	四	一〇	五八
同泊居商業補習學校	泊居町	昭和四年五月二十二日	二	八	六九
同知取商業補習學校	知取町	昭和四年四月三十日	四	一三	一四
同數香商業補習學校	數香町	昭和四年四月十九日	二	一〇	六九
同惠須取商業補習學校	惠須取町	昭和四年四月十三日	二	七	八三

女子教員の養成機關としては大正九年四月官立豊原高等女學校に補習科を設け、修業年限一箇年にして教員として特に必要なる學科を教授し無試験檢定を以て小學校本科正教員の資格を與へ隨時任用し來りしが、昭和十二年五月從來の補習科を廢し同校に男教員と同様の小學校教員講習所を附設せり昭和十二年度末現在生徒數三十八名にして、兩所卒業生は男子七七五名、女子四二〇名（補習科修了生を含む）に及び今や管下小學校教員の過半數を占め、其の活動の根幹となり島民教育の實績向上に努めつゝあり。

本島領有の初期に於ては教員の無資格者からざりしも、現在は殆んど有資格者を以て充たすに至れり。然れども生徒は何れも内地各地よりの移住者の子弟にして、其の風俗習慣等區々にして歸一する所なく、之が教育に就ては周到なる注意と不斷の努力を必要とするのみならず、僻陬の地なる爲、環境の刺戟極めて少く動もすれば研鑽を怠らんとする弊あるを以て、常に優良教員の招徠に努むると共に一方研究の機會を與へ、之を善導し素質の改善を圖りつゝあり。

小學校教員 小學校教員に對しては左の方法に依り向上改善に努めつゝあり。

イ、機に應じ校長會議、研究會、講習會等を開き、或は研究論文を募集する等努めて研鑽の機會を與ふ。

ロ、毎年數名の現職者を選び内地及朝鮮其の他の殖民地に派遣し、教育狀況の實際を視察研究せしむ。

ハ、學術研究員規程を設け、現職者より試験又は無試験に依り毎年數名を選抜し、任意又は指定の學校に派遣依託し研究せしむ。

研究員は之を甲種、乙種に分ち甲種は一年、乙種は六箇月とし、大正十年度以降派遣せるもの甲種十三名、乙種五十四名を算す。

其の他の教育機關

(一) 私立學校 本島の私立學校に關しては大正九年九月廳令を以て私立學校の規則を定め、其の設立は長官の認可を経しむ。大正十五年四月豊原に樺太教育會附屬豊原夜間中學校の設立せられたるを初めとし現在五校あり。

私立學校現況

(昭和十二年度末現在)

學校名	位置	設立者	設置年月日	學級數	教員數	生徒數
私立樺太教育會附屬豊原夜間中學校	豊原市	樺太教育會	大正十五年四月二十二日	四	二五	八〇
同 藤川實校	同	藤川マキエ	大正十五年八月十三日	三	六	一三〇
同 大泊女子職業學校	大泊町	天岡大器	昭和三十三年三月三十日	二	四	二七

私立大泊實科女學校	大泊町	大沼銈太郎	昭和十三年一月一日	六	九	三〇
同知取和洋縫女學校	知取町	原子チセ	昭和二十八年十一月二十四日	二	二	三

(二) 幼稚園 本島に於ける幼稚園は大正十年八月大泊に設置せられたるを初めとし、次で大正十二年五月豊原に、昭和二年三月惠須取に之が開設を見たるも何れも私立にして其の施設未だ完からざるを遺憾とする所なり。

幼稚園現況

(昭和十二年末現在)

園名	位置	設立者	設置年月日	組數	保母數	園兒數
私立大泊幼稚園	大泊町	吉居義道	大正十年八月一日	三	四	七九
同豊原幼稚園	豊原市	福山惟吉	大正十二年五月十五日	二	二	四
同惠須取青藍幼稚園	惠須取町	蓮間純岡	昭和二年三月九日	二	三	五七

(三) 教育所 内地人に比し智能劣れるアイヌ族以外の土人の子弟を教育の爲敷香に教育所を設置し公立小學校に準じ學習を指導し其の智徳の涵養に努めつゝあり。現在在籍兒童二十四人あり。

第二節 社會教育

概説

明治三十八年十月本島の帝國版圖に加はるや漸次内地人の移住するもの多きを加へ開拓の進展と共に學校教育の施設整備を見るに至りしも、時運の進展に伴ひ學校教育のみを以て足れりとせずして一般民衆教育の必要を痛感せらるゝに至り、各地に於て男女青年團の活動及講演會の開催等社會教育事業亦漸次行はるゝに至れり。

斯くして昭和五年十月樺太廳に社會教育官設置せられ専ら社會教育の指導監督事務を掌ることとなりたり。大正十一年豊原に樺太廳博物館、昭和三年大泊に、同七年豊原に夫々圖書館開設せられ、大正十五年全島二十七ヶ所に青年訓練所、大正十四年樺太青年團、昭和三年樺太聯合女子青年團組織せらるゝ等主要なる社會教育施設の開設を見るに至りしが、更に教育會及婦人會其の他の各種團體をして社會教化の諸運動を振起せしむると共に、樺太廳内に活動寫眞班を置いて各地に派遣し地方の教化に努め、或は各種講習會を開催し、或は島外に視察者を派遣し内地優良町村の社會施設を見學せしめ、而して社會教育に努めたる島内優良團體並に篤行者を表彰する等社會教育の發展に努め來れるも未だ充分なるを得ず、漸次之が組織の整備に依り、規模を擴充し以て本島の開發社會の進歩向上に寄與せん

とす。

本島に於ける社會教育は拓殖の重大使命を荷へる本島住民として須要なる資質を向上し社會の進歩改善を圖るを以て目的とし左の諸點に重點を置き指導し、其の徹底に努めつゝあり。

- 一、國民精神の作興
- 二、公民思想の涵養
- 三、敬虔眞摯竝に質實剛健の氣風の育成
- 四、産業的智恵の啓培
- 五、情操の陶冶
- 六、体位の向上

主なる社會教育團體

一、樺太教育會

從來各支廳の下に獨立したる教育會ありたるも時代の推移は之を以て足れりとせず、是等を統一するの要あるに鑑み、大正十三年三月從來の教育會を解散し新に支廳管内を統一したる教育會を創設し、之を單位として中央に樺太教育會を設置したり。爾來講演會、研究會、夏季大學の開催、各科学研究調査會、圖書館及夜間中學校の開設竝に機關雜誌の刊行等着々事業を進め、尙新刊書籍を購入し巡回輪讀に供し居れり。

二、恩賜財團樺太教化事業獎勵會

本會は大正十四年五月十三日 天皇 皇后兩陛下御成婚滿二十五年の御祝儀に方り御下賜せられたる恩賜金及其の利子を以て昭和六年八月設立せられたるものにして御内帑恩賜の聖旨を奉體し本島に於ける教化事業の獎勵を爲すを以て目的とす。事務所を豊原(樺太廳内)に置き篤行者、社會教化功勞者竝に團體の表彰及補助等社會教化に盡力しつゝあり。

本島社會教育施設

本島社會教育施設一覽

(昭和十二年度末現在)

支 廳 別	全島教育會	地方教育會	青年訓練所	青年男子團	青年女子團	少年團	婦人團體	體育團體	圖書館	博物館
	豐 榮	大 泊	本 斗	真 岡						
	1	1	1	2						
	7	5	2	7						
	7	9	9	8						
	3	3	4	3						
	2	1	3	2						
	2	2	2	4						
	2	4	4	4						
	1	1	1	1						
	1	1	1	1						

泊居	九	四	三	九	二	一	一	一	一
元泊	五	四	六	一	一	一	一	一	一
計	二	四	五	三	二	三	四	三	二

備考 青年團は單位青年團のみを掲ぐ

一、青少年教育

國家活力の源泉にして次代國家を背負つて立つべき青少年を指導誘掖し、以て其の心身の健全なる發達を期するは最も緊要なり。殊に本島小學校卒業者の大部分は直ちに社會の活動場裡に立つものなるを以て之が教育の必要の重大性なるを益々感ぜしむるものあり。本島に於ける青少年教育は國民精神の作興を以て其の指導精神となし、國民たる資質の育成と向上とを計り以て公民たるの教育を授くるを目的とす。

(一) 青年團

本島に於ける青年團は概ね十四歳以上二十五歳以下の男女青年を以て結成せられ、専ら心身の修養に努めしむると共に資質の向上品性の陶冶を計るを以て其の指導方針となす。故に樺太廳及各支廳に於ては幹部講習會を年々開催し優秀なる幹部の養成を計り、又内地各府縣に開催せらるゝ各種講習會其の他に團員を派遣すると共に青年團の經營並素質の向上に努め其の充實振興を期しつゝあり。

イ、男子青年團 從來町村に於て任意に設立し來りたるも大正十四年十一月樺太青年團創立せられ昭和三年三月大日本聯合青年團に加盟を見るに及び一層の整備を見、昭和六年十月團則改正の結果聯合制となり内容の充實、組織の統制を見るに至り近時特に著しき發展を示せり。昭和十二年度末調によれば町村聯合青年團數三九、單位青年團數二三一、團員數八、七五六名に達し經費豫算五二、五九四圓を算す。

ロ、女子青年團 從來處女會なる名稱の下に各町村に於て任意に設置し來りたるも大正十五年十一月女子青年團に關する内務、文部兩省訓令發布せられたるを機とし昭和三年十二月曠古の御大典を記念として樺太聯合女子青年團の組織を見るに至れり。女子青年團は女子としての立場に鑑み家庭を中心とする修養を主とし衣食住其他生活の改善、家庭副業等に關すること等専ら主婦としての資格を得るを目標とし他面社會教化並社會奉仕等近時著しき成績を擧げつゝあり。昭和十二年度末調によれば町村聯合女子青年團三五、單位青年團一五二、團員數四、二〇六名、之に要する經費豫算一三、七九二圓に達す。

(二) 青年訓練所

大正十五年四月勅令に依り青年訓練所令公布せられ、内地に該制度施行せらるゝや本島に於ても拓殖進展上青年の心身鍛鍊資質の向上を目的とする斯かる機關の必要を認め、同年六月樺太廳令を以て樺太公立青年訓練所規程を公布し、其の後昭和五年十二月之を樺太青年訓練所規程に改め、青年訓練

所の目的、設立者、訓練内容、職員等略内地に準じたる制度を実施し今日に及べり。斯くて昭和五年五月廳訓令を以て樺太青年訓練所學科視閲規程を公布し、設置目的の貫徹に努め尙毎年六月十二日を以て青訓記念日と定め行事を行ひ趣旨の普及徹底を圖りつゝあるも時運の進展に伴ひ將來之が制度の普及並に改善に依り一層青年大衆教育の振興を圖るの要あるを認む。昭和十二年度末の調査によれば訓練所數五一、在籍生徒數三、〇八〇名、町村豫算三一、八五六圓、樺太廳補助三、九〇二圓を算す。

(三) 少年團

本島に於ける少年團は其の組織不充分にして、僅かに三箇團の設立せるを見るのみなるを以て之が連絡統制上並に少年の訓練指導上遺憾の點尠からず。依つて目下小學校を中心に之が施設を慫慂し、學校教育と相俟つて校外生活指導及社會的訓練を核心とする少年團の着實なる發達を期すべく努めつゝあり。昭和十二年度末調に依れば其の狀況左の如し

團名	創立年月日	團長	團員數	指導者數	施設概要
少年團日本聯盟	昭和五年九月十五日	高橋 弥太郎	二〇	三	敬神奉仕を主とする公民教育の他訓練に依る人材の教養其の他訓練。
豊原少年團	昭和九年十一月十日	星合 正貞	六	一五	規律節制、情操陶冶、野外訓練、社會奉仕、團體訓練等。
樺太公立真岡第二尋常高等小學校少年團	昭和八年五月十四日	長瀧 昇一	一〇	一三	修身、修養、早起會、例會、講習會、登山、神社掃除等。

二、成人教育

本島に於ける成人教育に關する施設は未だ見るべきものなく僅かに成人講座、婦人講座、榮養講座等あるのみなり。將來全島住民をして教化的精神に燃えしめ郷土に即したる綜合的社會教化施設として島内各市町村毎に各種團體聯合會及教化員を設置し以て國民精神の作興、公民教育の徹底、産業の振興並生活の改善等教化の實績を擧ぐるの要ありと認めらる。亦勞務者教育及工場、鑛山教化機關等を助成し、又映畫に依る教化の振興を圖りつゝあり。

觀覽施設

一、圖書館

本島の精神文化振興機關として最も必要なる圖書館施設は内地の其れに比し甚だ幼稚なる存在に過ぎざりしも昭和三年十二月大泊教育會に大泊圖書館を設置し又樺太教育會に於ても昭和七年一月より附屬圖書館を豊原に開設し爾來何れも有効に利用せられ又各中等學校、小學校及支廳教育會に於ても圖書閱覽室、兒童文庫等を設け夫々活動するの狀況に至りたりと雖も未だ搖籃の域を脱せざるに鑑み昭和十二年度に於て廳立圖書館經營の計畫を樹立し同年八月之が設置と共に圖書館機構の充實を圖り以て本島文化の開拓に寄與する所あらむとす。今昭和十二年度に於ける利用狀況を示せば左の如し

圖書館名	藏書數	閱覽人員	開館日數
------	-----	------	------

樺太廳圖書館	八、二八	一四、〇九六	一六五
大泊教育會圖書館	四、九六	一六、一三	三三

二、樺太廳博物館

本島の我が領有に歸するや拓殖の礎を樹つる爲其の天産物を調査し利用の途を究むるは最も急務なりとし明治三十九年五月樺太民政署に於て斯道の權威者に囑託し植物調査を遂げ樺太廳設置と共に動物調査を行ひ、越えて明治四十二年農産、林産、水産、鑛産等各種産業上の標本を蒐集するに當り同時に土人の使用せる器具等をも蒐集したるも、未だ公開せしむるに至らざりき。斯くして諸種の標本蒐集せるもの多數に上るや、大正六年舊樺太駐屯軍司令官々舎に之を陳列公開し大正十一年に至り其の内容漸く整ひたるを以て樺太廳博物館規程を設け毎年五月乃至十月の期間を公開し、本島唯一の觀覽施設たらしめたり。

越えて昭和二年に至り、植物、動物、水産、林産、農産、鑛産、土俗及歴史參考品の各部を設け内容の整備、擴充を圖ると共に陳列、解説等に改善を加へ爾來蒐集品の増加に伴ひ陳列室狹隘のため、工費十八萬五千圓を投じ日本式建築美を表現せる新館を建設し内容の充實と相俟つて社會教育並學校教育の補助學術研究機關として本島拓殖の進展に寄與しつゝあり。現在陳列品一二、五三三點を算し昭和十二年に於ける觀覽者二九、四四一人に達せり。

體育

本島の自然的環境に鑑み拓殖的人材を育成する上に於て體育の重んぜらるべきは言を俟たざる所に於て之が健全なる發達を期する爲、今年樺太體育協會の設立を見、各種體育團體の連絡統一を圖り益々其の振興を期し尙樺太廳に於ても之に對し補助を爲す等其の發達に努めつゝあり。今其の概況を擧ぐれば次の如し

一、體育團體及體育設備

(昭和十二年度末調)

支 種	別 類		陸上競技	野 球	庭 球	水 泳	ス キー	ス ケート	武 道	其 他
	體 團	場 動 運								
豐 榮	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
大 泊	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
本 斗	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
眞 岡	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
泊 居	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二	三	二	二	三	一	二	一	一	一
ド ン ウ ラ グ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
庭 球	三	二	一	一	一	一	一	一	一	一
水 泳	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ス キー	四	三	二	三	一	一	一	一	一	一
ス ケート	七	六	四	一	一	一	一	一	一	一
武 道	四	四	二	四	四	一	一	一	一	一
其 他	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
備 設	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

(二) 天然紀念物概記

- 一、白堊系化石(アンモナイトの類)
 - 二、頭場湖の毬藻(大泊郡富内村)
 - 三、馬群潭泥火山(元泊郡帆寄村大字馬群潭)
- 其の他高山植物百十種

第五節 神社及宗教

神社

明治三十八年本島領有後住民の増加するに伴ひ神社の創立を企劃するもの各地に相踵ぐに至り、茲に於て人心の歸嚮を察して敬神の思想を涵養し崇祖の信念を振作するため、明治四十四年全島鎮護の大祀として官幣大社樺太神社を建立せられたり。爾來豊原、眞岡、大泊、泊居其の他各地に相亞で産土神社の建立を見現在其の數一一九社に及ぶ。

官幣大社樺太神社 祭神は大國魂命、大己貴命、少名彥命の三神一座にして豊原の東郊旭ヶ丘に鎮座し幽邃絶佳の勝地なり。明治四十三年起工翌明治四十四年八月鎮座あり。大祭日は樺太施政記念日たる八月二十三日なり。社殿社域整備し境内樹木鬱蒼として森嚴の氣漲り神威赫として島民の崇敬殊

に厚し。

縣社豊原神社 祭神は天照皇大神、豊受大神、明治天皇、照憲皇太后の三座四柱にして豊原市大字北豊原に鎮座し閑雅にして森嚴なる淨地なり。明治四十一年の創建にして例祭日は六月十六日なり。昭和三年十一月五日縣社に列格せらる。

縣社亞庭神社 祭神は大國主命、事代主命、市杵島姫命、御食津神、譽田別命にして、幽邃森嚴なる大泊町神樂ヶ丘の高地に鎮座し亞庭灣を望む。大正三年創建、昭和五年七月五日縣社に列格せらる。例祭日は八月十日なり。

縣社眞岡神社 祭神は天照皇大神、豊受姫大神にして西海岸眞岡町市街の高臺山手町の森嚴閑雅なる淨地に鎮座し眞岡町を一眸に收む。明治四十三年の創建にかゝり、昭和九年五月縣社に列格せらる。例祭日は七月十日なり。

樺太招魂社 豊原市の東郊官幣大社樺太神社に隣接せる淨地に在り。日露戦争及昭和六年乃至九年の事變に於ける本島關係の戦病死者の英靈を祀る。昭和十年九月の創建にして例祭日は八月二十五日なり。

表忠碑 大泊中央高地にあり。明治三十七、八年戦役に際し本島に於て不幸戦病死せる陸軍歩兵少佐西久保豊一郎以下軍人軍屬五十一名の遺骨を埋葬し其の英靈を祀り、最も激戦にして敵の主力を全滅したる七月十二日(西久保少佐戦死)を下し毎年招魂祭を舉行す。全島民の尊崇を鍾むるところ

にして大正十四年 今上陛下皇太子殿下に在します御當時本島に行啓あらせられ畏くも特に鶴駕を枉げさせられたる本島唯一の由緒ある記念碑なり。

樺太戦跡記念碑 本島の我領有に歸するや、二十有餘年の今日に至るまで其の戦跡は徒に荒野に委棄せられ、漸次其の形態を湮滅するに至らんとするを恐れ、官民有志の組織する樺太戦跡保存會の手に依り一萬數千圓を投じ彼我兩軍の輸贏を一舉に決せる交戦地たる豊原市宇軍川を選び花崗石を以て高さ二十四尺の碑を建設せり。

宗 教

本島領有後各宗派の布教師續々渡來し各地に寺院、布教場を設け布教傳道に努めたる結果歳を逐ふて盛となり、檀徒の數亦倍々増加しつゝあり。宗派は神道、佛教、基督教の三種とす。

神道 神道、黒住、天理、金光、大社其の他にして現在布教所五箇所あり。

佛教 眞宗、日蓮、曹洞、眞言、淨土其の他にして現在寺院八一、布教所一二〇箇所に達す。

基督教 日本聖公會、日本メソヂスト教會、天主教教會、日本基督教會、救世軍、きよめ教會及新教日本一致教會の七にして現在教會一四箇所あり。

第六節 兵 事

明治三十八年樺太南半を領有すると共に大泊に樺太守備隊を設置し、明治四十年之を豊原に移轉し第七師團の管區に屬せしめ以て本島の守備警衛に任じたるが大正二年五月之を撤廢するに至れり。然れども大正九年五月突發したる尼港事件に基因し、薩哈噠州の保障占領に伴ひ同年十月再び豊原及内路に守備隊の駐屯を見るに至れり。越えて大正十四年二月、日露の新協約成立し國交の恢復に伴ひ再度守備隊の撤退を見、尙憲兵隊は樺太守備隊の駐在と共に設置せられたるも守備隊の撤退と共に廢止せられたり。然るに近年樺太の軍事的地位の向上に伴ひ軍事警察機關設置の必要あるに鑑み昭和九年四月二十四日再び豊原憲兵分隊の設置を見るに至れり。

本島には從來徴兵令の施行なく特別地域を爲し居りたる爲、遺憾の點尠からざりしも大正十三年戶籍法と共に之が施行を見、第七師團の管區に屬し漸次關係法規の適用を受け内地と其の軌を一にするに至り、爾來毎年徴兵検査を施行し良好なる成績を得、簡閱點呼及勤務演習其の他一般兵事々務に於ても圓滑なる遂行を見つゝあり。

一、海 軍 募 兵

本島は從來海軍志願の適用は受けざりしも、大正十四年より其の適用實施を見たり。爾來本島に於ける志願者の検査は北海道稚内に於て行ひ來りたるも、其の初年たる大正十四年には志願者十九名採用者七名を得て相當成績を收め尙逐年増加の傾向にあるを以て、昭和二年豊原に検査所新設せられたるも同所に於て全島の志願者を受験せしむるは交通其の他の關係上遺憾の點尠からざるを以て、東西

兩方面に區分せらるゝ本島の地形により、昭和三年度に於て更に西海岸眞岡に検査所を増設せられ、爾來益々志願者の増加に伴ひ昭和九年度に於て更に大泊、知取、本斗の三箇所、越えて昭和十二年度より泊居、敷香に又昭和十三年度より惠須取に増設せらるゝに至れり。

二、在郷軍人

人口の増加に伴ひ在郷軍人又逐年増加の趨勢にあり、是等在郷軍人は概ね質實剛健能く生業に精勵し良兵良民の實を擧げつゝあり。大正十四年三月陸軍召集令實施せられ次いで大正十五年七月より海軍召集令施行せらるゝに至り是等軍人に一層の自覺を促し在郷軍人會の結束愈々鞏固となれり。

三、軍事扶助其他

大正六年十月軍事救護法施行せられ、越えて昭和六年十月入營者職業保障法の施行を見、之が適切なる運用に依り軍事扶助の事務は圓滑なる遂行を見つゝあり。

又滿洲事變及支那事變を契機とし時局に對する認識は一層深きを加へ國防思想の普及と相俟つて軍事扶助團體の活動旺盛となり扶助慰藉の萬全を期しつゝあり。之等の主なる團體は恩賜財團軍人援護會樺太支部、海軍協會樺太支部、日本赤十字社樺太支部、愛國婦人會樺太支部其他にして全島各地の此種團體と緊密なる連繫を保ち各々其の目的使命に向つて特有の機能を發揮しつゝあり。

第七節 國民精神總動員運動

本島に於ける本運動は昭和十二年八月中央に於ける國民精神總動員實施要綱決定に基き之に對應すべく舉島一致堅忍不拔の精神を以て敢然現下の難局に對處し今後持續すべき時艱を克服して以て愈々皇運を扶翼し國力の伸展に資する爲此の際官民協力し時局に關する宣傳及國民教化運動を樞軸とする一大國民運動を實施せんとする趣旨の下に樺太廳に國民精神總動員樺太中央實行委員會を組織し以て本島に於ける本運動の中樞機關たらしめると共に各支廳出張所並に各市町村に夫々實行委員會を設置せしめ官民一體以て本運動の強化、趣旨の普及を期しつゝあり。

實踐狀況次の如し

運動目標	實踐細目	期日	主ナル具體的實踐事項
農村ヲ主體トシ増産觀念ノ喚起國土愛護精神培養	國民精神總動員産業週間 イ、堆厩肥増産週間 ロ、秋耕石灰堆厩肥撒布週間 ハ、農耕道路愛護週間	自八月六日 自十月二十日 自十一月二十八日 自八月二十九日至十月二十六日各部落團體毎二週間	ポスター配布、講演會、技衛員ノ指導督勵、路面直シ、砂利敷、草刈、共進會
日本精神昂揚	國民精神總動員強調週間	自十一月九日	ポスター、ピラノ配布 講演會、映畫會
一般ノ普及徹底	國民精神總動員「防火デー」運動	自十二月二日 至十二月二日	「防火デー計畫要綱」ニヨリ官公署、學校、團體ヲ動員

聖壽ヲ壽ギ我國體ノ宣明	國民精神總動員新年奉祝	一月一日	「新年奉祝ノ時間」ヲ設ケ遙拜
肇國精神ノ顯現	國民精神總動員第二回強調週間	自二月十一日至二月十七日	建國祭式典舉行 講演會、講話會
先人ノ偉業ヲ偲ビ學國一致斷乎タル覺悟強調	陸軍記念日	三月十日	講演會、一分間默禱
殉國者ノ慰靈	靖國神社臨時大祭	四月二十六日	午前十時十五分靖國神社遙拜 「天長節奉祝ノ時間」ヲ設ケ全島一齊ニ宮城遙拜
皇室ノ御鴻恩欽仰	國民精神總動員天長節奉祝	四月二十九日	健康祈願祭、衛生思想普及講演會、各種ノ運動體操
國民體位ノ向上	國民精神總動員健康週間	自五月十七日至五月二十三日	一分間默禱
戰勝祈願戰死者ノ追悼	海軍記念日	五月二十七日	講演會
國民貯蓄ノ増加	國民精神總動員貯蓄報國強調週間	自六月二十一日至六月二十七日	講演、講話會
堅忍持久ノ精神確持	事變勃發一周年記念	七月七日	正午一分間默禱
國家ノ戰時經濟政策ヘノ理解ト協力	國民精神總動員經濟戰強調週間	自七月二十日至七月二十七日	講演會、ビラ配布 獻金獻納

尚以上實踐期間を通じ中央實行委員會よりは適宜講師、映畫班を派遣し或は印刷物等配布し宣傳に努めつゝあり。

第十一章 社會事業

本島に於ける社會的事象は從來甚だ單調なりしを以て慈惠救濟及釋放者保護を主とし社會事業の發達亦著しきものなかりしも、輒近本島の人口増加と時運に伴ひ社會的事象も漸次複雑化し此種事業の發達を促すこと漸く繁く、最近豊原及大泊の主要市街地に於ては市町村及民間篤志家の手に依り無料宿泊所、託兒所、職業紹介所、公益質屋、授産場等の設置を見、市町村に於ては方面委員を設くる等既設社會事業團體の事業擴張と相俟つて社會の要望に副はむ事を期し權太廳に於ても極力之が助成に努めつゝあり。尙法令に基き實施しつゝある社會事業は軍事扶助、罹災者救助、行旅病人及行旅死亡人の救護竝に取扱、精神病者監護、公益質屋、水難救護及入營者職業保障等あり。社會事業團體中相當成績の見るべきものとしては財團法人權太慈惠院、財團法人權太共濟會、財團法人權太恩賜財團財團法人大禮恩賜權太慈惠財團、財團法人權太保護會、大泊社會院、大泊託兒所、財團法人權太恩賜財團經營の職業紹介所、同大泊簡易宿泊所等あり。

一、法令に基く社會事業

軍事扶助

軍事扶助法に依り傷病兵及其の家族若は遺族又は下士官兵の家族若は遺族に對し扶助を爲すものに

して生活扶助、醫療、失業扶助、助産、埋葬等に分つ。昭和十二年度に於ける扶助狀況左の如し

扶助種類	下士官兵ノ家族		下士官兵ノ遺族		計	
	戸數	人員金額	戸數	人員金額	戸數	人員金額
生活扶助	400	1,476	1	140	401	1,479
醫療	(14)	11,015	1	1	(15)	11,015
助産	(10)	128	1	1	(11)	128
小生業扶助	1	150	1	1	2	150
勅令第六條ノ臨時生活扶助ノ葬	(2)	30	1	1	(3)	30
合計	(433)	69,246	3	140	(436)	69,386

備考 本欄中括弧を附したる計數は同一人に對し二種以上の扶助を行ひたる者を再掲したるものなり

罹災救助

應令罹災者救助規程に依り多數者同一の災害を蒙りたる場合に限り救助を行ふものにして避難所費、食料費、被服費、治療費、小屋掛費、就業費及學用品費等に對し救助金を附與す。

昭和十二年度災害別救助

災害別	戸數	人員	金額	摘要
水害	84	448	5,475	落合町及榮濱村管下
同災	3	17	394	清水村及小能登呂村管下
火災	65	262	4,545	眞岡町
雪害	29	166	3,260	大泊町、深海村、遠淵村、知床村及能登呂村管下
火災	26	123	3,375	能登呂村管下
水害	53	263	2,135	留多加町及三郷村管下
同災	8	36	1,553	内幌村管下
雪害	43	179	8,056	内幌村及好仁村管下
水害	10	46	1,122	泊居町及名寄村管下
合計	319	1,551	29,933	

昭和十一年度災害別救助

災害別	戸數	人員	金額	摘要
帆寄村水災	4	16	2,366	元泊支廳管内
惠須取町水災	17	94	11,766	泊居支廳管内

社會事業

落合町、榮濱村、白 村、豊北村水災	一四〇	七三三	四、九三	豊榮支廳管内
西留多加地方火災	二七	八六	二、七九	留多加出張所管内
瑞穂火災	一四	五〇	二、三九	眞岡支廳管内
鳥居澤水災	二	五五	五八二	大泊支廳管内
富内村水災	二四	一六	一、六〇〇	大泊支廳管内
恩洞火災	二六	一三	三、七七一	大泊支廳管内
合計	一四四	二、一四	三〇、一三九	

一一四

行旅病人及死亡人救護並に取扱

行旅病人及死亡人は本島人口の増加と共に逐年増加し、救護並に取扱費亦相當多額に上り、本人又は扶養義務者より求償し得るもの稀にして之が繰替支出を爲すべき市町村にありては財政上影響する所尠からず。

昭和十二年度に於ける救護並に取扱状況左の如し

新ニ救護ヲ 受ケタル者	死亡者	年度末現在	國庫負擔金額	病死	變死	計	國庫負擔金額
一五七	六三	六三	二、三三四	一三	二五	三六	七四

精神病者監護

精神病者監護法に依るものにして昭和十二年末現在の非監置精神病者は二二四名にして内既監置者は二七名なるも精神病者監護の公的施設としては財團法人樺太慈惠院一を擧ぐるのみにして昭和十二年度末現在收容者十五名あり。他は私宅に於て監護しつゝあり。

公益質屋

公益質屋は一般庶民階級に對し簡易敏速なる金融の途を與へ之が福祉増進を圖るを以て目的とする經濟的保護施設にして昭和九年十一月本島に公益質屋法施行せられてより時代の要求と當局の奨励と相俟つて年々増加し、今後に於ける普及發達を期待せられつゝあり。昭和十二年度末現在の經營状況左の如し

名稱	經營組織	貸付資金	貸付制限	貸付利率	流失期限	業務開始年月日
豊原市 公益質屋	市營	一〇、〇〇〇 円	一口ニ付一 一世帯ニ付	月百分ノ一・五	四ケ月	昭和七、三、一六
知取町 公益質屋	町營	一〇、〇〇〇	二〇	月百分ノ一・五	四ケ月	昭和九、三、二〇
大泊町 公益質屋	町營	一〇、〇〇〇	二〇	月百分ノ一・五	四ケ月	昭和一〇、四、一

社會事業

一一五

敷香町 公益質屋	町營	110,000	110	100	月百分ノ一・五	四ヶ月	昭和10、11、1
惠須取町 公益質屋	町營	110,000	110	100	月百分ノ一・五	四ヶ月	昭和11、12、13、14

二、社會事業團體

財團法人樺太慈惠院

明治四十四年の創立に係り主として自活し得ざる者を救護し天恵を全ふせしむるを以て目的とし行旅病人及精神病者の委託救療、貧困患者の施療及院外救護等の事業を行ひ本島に於ける唯一の救療機關とも稱すべく、本島社會事象の複雑を加ふるに従ひ同院の活動は社會の要望する所にして同院亦各般の事業計畫を樹立し、事業の擴張を期しつゝあり。昭和十二年度に於ける事業成績を示せば左の如し

人	員	行旅病人	精神病者	實費及施療患者	特別救護者	計
實人	員	七	二五	一六	三	三二
延人	員	10,112	5,073	927	5	16,217

財團法人樺太共濟會

大正七年設立せられ、本島に於ける住民の生業に必要な物資の需給を調節し併せて天災地變に際し罹災者を救助するを目的とし、設立以來農林省より外米を購入し、米の需給及價格の調節をなし、或は交通不便なる奥地住民の爲冬季物資の購入資金を貸付し、水害、火災等に當り罹災民に救助金を交付する等相當の活動を爲せり。右は本會事務の一端に過ぎざるも、拓殖途上に在る本島の爲貢獻尠からず、其成績見るべきものあり。

財團法人樺太恩賜財團及財團法人大禮恩賜樺太慈惠財團

財團法人樺太恩賜財團は大正元年 明治天皇御大喪に當り地方賑恤の資として賜はりたる御下賜金を以て設立せられ、其の後 照憲皇太后、大正天皇御大喪の際の御下賜金をも本財團の管理に屬せしめ、財團法人大禮恩賜樺太慈惠財團は大正四年 大正天皇御大禮に際し内閣總理大臣に賜はりたる御沙汰の旨を奉體し、御頒賜の賑恤資金を以て之を設立し、昭和三年御大禮の際の御下賜金をも併せ管理し共に本島に於て慈惠救濟の事業を行ひ、廣く住民をして聖恩に浴せしめ、之を永遠に傳ふるを以て目的とし設立以來専ら資金の増殖に努め、大正十三年より鰥寡孤獨孝子節婦にして貧困又は病氣の爲自活療養の途なきものに對し惠恤を行ひ來れり。近時資金も相當の増加を見るに至り漸次事業を擴張し、貧困者の生活扶助及施療等を行ひ相當の成績を擧げつゝあり。

尙財團法人樺太恩賜財團に於て事業の一端として昭和七年十月豊原に人事相談所を開設し職業紹介を始め一般人事の相談に應じ社會事情に特異性を有する本島に在りては其の活動は大いに期待せられ

つゝあり。昭和十二年度に於ける取扱成績左の如し

職 業 紹 介			人 事 相 談		
求 人 數	求 職 數	求 職 再 來 數	就 職 數	一 般 人 事 相 談	職 業 相 談
四、三九	八四	五	七三	三六	五二

財團法人樺太保護會

大正八年の創立にして刑の執行を受けたるものに對し釋放後の保護を爲すものにして收容保護、間接保護及一時的保護の三種に區分し保護事業を行ふ。而して釋放後の一時宿泊、職業紹介及衣食旅費の給與等一時的保護最も多く、昭和十二年度に於て二七八名に及び、間接の保護者二五一名、收容保護者五二名にして、斯業の爲貢獻する所尠からず。

以上の團體は一般に基礎未だ十分なりと云ひ得ざる狀況なるも、畏くも毎年紀元節に當り斯業獎勵の御恩召を以て御内帑金を賜はり、又樺太廳に於ても之等社會事業團體の指導獎勵に努めつゝあるを以て漸次發達を見るべし。

第十二章 殖民及農業

第一節 土地

邦領樺太の面積は凡そ三万六千九百方料にして臺灣に比し稍廣く北海道本土の約半ばに等しき面積を有す。

而して本島に於ける農牧適地面積は四千八百餘方料にして總面積の約一割四分に當り、又之を更に利用及目的に依り區分するときは三千三百餘方料の地味肥沃なる農耕地を得ると共に殘餘の千五百餘方料は亦好適なる宅地及放牧地となすことを得べし。

土地區劃 明治三十八年开始して大泊に宅地を區劃し、戰爭當時の移民を收容したるを嚆矢とす。爾來土地整理並に移住民の收容に便せんが爲、地味の良否と交通の便否とに鑑み、殖民地として區劃を施設したるもの昭和十二年末に於て三四四、八四六ヘクタールあり。其の主なるものを記せば左の如し

農耕地は地味肥沃にして交通至便の地を選び、五ヘクタール乃至十ヘクタールを普通農家一戸の收容に充つることとして明治三十九年より事業を開始し、昭和十二年末に於て其の面積一九五、七四八

ヘクタールに達せり。

市街地は樞要の地に之を施設し、普通二八八平方米を一戸分となし、明治三十八年本島領有後直ちに大泊に區劃を新設せり。爾來新設又は増設を行ひたるもの大泊、豊原、眞岡、久春内、野田、泊居敷香、名好、本斗、知取、内路、鵜城、落合、惠須取、留多加川口の十六箇所あり。昭和十二年末に於ける區劃面積六九一ヘクタールに及びり。

部落宅地は移住の密居を必要と認めたる土地に之を施設し、殖民地にありては一戸の標準を普通二十八アールとなして専ら農民の收容に便し之を農村宅地と通稱す。又海岸に於ける必要なる土地には一戸の標準十アール八となして専ら漁民の收容に便し之を漁村宅地と通稱せり。尙漁村には明治四十二年より百アール内外の附屬畑を測設し漁閑を利用して農耕を奨勵せり。昭和十二年末に於ける區劃面積三、二〇一ヘクタールに達せり。

土地改良 本島の河川は概して迂曲蛇行せるもの多くして流水を妨げ、ために河水氾濫し農耕地を浸害するもの亦尠からず。大正十年より鈴谷川、留多加川、内淵川、列丹川及來知志川の五大流域に對し土地改良基本調査を開始し、昭和十一年迄に九〇、三〇〇ヘクタール餘の調査を爲せり。殊に地味肥沃なれども低濕地にして直接農牧に利用し得ざる土地に對しては、官營又は補助金を給し大小排水溝の開鑿を企圖して専ら土地の乾燥を計り、明治四十三年以來官營施設したる大排水溝の延長昭和十二年末に於て六五五、一七八米に達し、又大正二年より農業者に補助金を給して各自の農耕地内に

小排水溝を掘鑿せしめたるもの昭和十二年末現在に於て延長二、〇九九、四六六米に及びり。

以上排水溝の施設と相俟つて一方農耕道路の開鑿を計畫し、先づ殖民地内及殖民地相互間に所謂幹線農耕道路を開鑿することとし、其の工事の困難なるもの又は急設を要するものは之を官營となし、簡易なるものは農村住民に補助金を給し之を開鑿せしむる等専ら農村交通の便を計れり。昭和十二年末に於ける施設農耕道路延長官營一、三二三、五七六米、補助一、九〇六、三七三米に達せり。

土地處分 樺太國有未開地は隨意契約を以て賣拂又は貸付することを得るも、直ちに賣拂を爲すは殆ど特殊の事業に供する場合に限り、他は何れも貸付の際附したる一定の條件を成功したる後に於て賣拂又は讓與に因り民有に歸するを通則とせり。

土地の貸付は有償を以て原則とするも農耕、牧畜、造林及之に直接附隨の用途に供する場合は拓地殖民の見地より之を無償にて貸付し、専ら農牧業を目的とする移住者の便益を計りつゝあり。

賣拂又は貸付すべき地積の制限は其の使用目的に依り一定せざるも、一人に付耕作及之に直接附隨の用途に供する土地は三万坪、牧畜及之に直接附隨の用途に供する土地は五十万坪、造林及之に直接附隨の用途に供する土地は五百町歩、市街宅地及部落宅地に供する土地は千五百坪、其の他の事業に供する土地は一万坪を各限度とす。但し農耕目的地は借地人に於て一万五千坪に對し一戸の割合を以て移住農民を收容するときは九万坪迄を貸付し、造林目的地は公共團體、會社其の他の法人に對して前記面積の五倍迄、樺太廳長官の定むる重要産業を營む者に對しては五十倍迄増加する事を得、其の

他の事業に供する土地は公共團體、會社其の他の法人に對する場合其の所定面積の五倍迄増加することを得せしむ。昭和十二年末に於ける處分面積は貸付地六七、二七八ヘクタール、讓與及賣拂に依り民有に歸したる土地七五、〇六四ヘクタール餘に達せり。

第二節 移民

交換前の殖民概況

本島に於ける移民は文化、文政以後多少の施設經營なきにあらざりしが所謂殖民としての事蹟に至りては素より論ずべきものなく、今より約八十年前堀利熙奉行の建言に基き時の幕府は移住民の招徠を企て内地漁夫の出稼を奨励すると共に農民の移住をも奨励し新に「是迄本島出稼人は松前、函館人別ニ限ル様相成趣ニ聞ユレ共以後ハ何國ノ者トモ身元慥カナル者ハ引移住居不苦云々」と布達せるを以て奥羽方面より多數の移住を見るに至れり。是本島移住の端緒なり。

次いで明治元年岡本監輔は函館より人夫二百名を募集して移住せしめ、又明治二年岡本判官東京より移住するに際し農工民三百名を募集し同伴して移り、彼等に賄料、工料を給し開墾、土木の事業に従事せしめたり。

明治三年九月永住者三年間一日に付玄米五合、一月手當金三分、衣類料一年金五兩を給し、六十五歳以上七十七歳未満は十月より翌三月迄六月間一日一人に付玄米二合五勺とし、又移住民病死手當をも定めたり。

明治三年十月畑地、漁業共有地を割渡の上永住者には終身無税とせり。又寄留者出稼者には三年間無税にして四年目より收穫高の二分五厘を納めしむ。而して開墾目的の移住民に對しては一人に付三百坪の地を下附し、次年検査の際に耕作を勵む者には更に土地を増給する等種々奨励方法を定めて其實績を擧ぐるに努め移住民を保護したるも、多くは風土に慣れざるを以て病者續出したるため明治三年七月病弱男女百五人を東京に送還し、同年十月に至りて更に身體虛弱なる農工男女三十名を東京に送還せる状態なりき。

農工永住者は三年間扶助を受ける規定なりしも其の實殖民の多くは勞力を厭ひて唯一時の糊口を得んがために永住を口實にし扶助を願ひ出づる者多きを以て明治四年三月に至りて更に再度永住扶助願出をなさしめたり。而して農民男女十五歳以上は一人毎に農具七點と扶助を與へたり。

自作せんとする者には手當金を給し又漁民と協力漁業をなさんとする者には漁具を貸與せり。明治四年七月には大工職二十名を函館にて募集し移住せしめたれども、是等移民の多くは本島の風土に慣れざるのみならず惰民多く樺太を去り歸國する者百餘名に達せりといふ。明治六年七月永住者にして官の扶助を受くる者夫々歸省に托し其の儘歸り來らざるもの多々あるを以て此の弊を矯めんとし以後

歸省を願出づる者は事實を調査し、土着の見込なく轉籍出願の者は從來給與せる扶助米を返還せしめたる上歸國を許し、又事實歸省の者には保證人を定めしめたり。若し一年歸島せざる時は從來給與の扶助米を保證人より上納せしむることとせり。

明治四年十二月に至り從來永住出願者には三年間手當を給與したりしが、此の時より以後は新たに願出づる者は手當を給せざる事とせり。

當時の移民は生計困難にして其の多くは様子を窺ひ本島を去らんと計るもの多きに反し、新たに永住する者稀少にして戸口年々減少し明治七年九月に於ける居住民數は僅々四五〇人のみとなれり。

右の如く開拓使に於ては數年間移民を保護し、自主獨立自活の途を樹てしめんと努力せるに拘らず應募者の多くは概ね内地に於て生活し能はざる下級民にして誠實に勉勵せず、加ふるに露國人の跋扈甚だしき爲安住するを得ず、百方獎勵の効もなく到底自活の見込なきを以て開拓使は止むを得ず之等移民を北海道に移さむと欲し、明治七年三月樺太廳支廳は「當州永住人並ニ雇農工民ノ儀ハ詮議ノ次第モ有之ニ付一先御引揚相成候條引拂ノ儀ハ別紙箇條書ノ通り心得ベシ」と布達をなしたり。於是本島の居住民は殆ど皆退散し單に出稼地たるの狀態となり、明治八年領土の交換を待たずして之を投棄したるものゝ如くなりき。

要之當時の殖民は其の選擇を誤りしと交通不便及氣候的差異に依る新生活に對する順應性乏しかりため、新領土移住開拓に適應せざりしこと其の近因なりとすべし。

露領時代の本島殖民概況

明治八年樺太を露國に讓渡するや露國は同島を以て流刑囚徒の監獄場となし、囚人は此の地に收容し其の改心せる者は之を放免し開拓に従事せしむるの政策を執りたり。即ち年々本國より數百名の囚人を送致し一年乃至三年後一定の制度の下に監獄外の居住結婚を許可し、更に一定の時期を経て農務其の他の事業に従事するを得せしめ、刑期満了後六年間品行方正なるときは所轄長官の上申に依りて之を農民に編入し一定條件の下に自由民たるの權利を恢復せしむる等種々獎勵策を講じ大いに同島開發に努力せり。

即ち一八九八年(明治三十一年)調、自由民九、七九七人、流刑民二二、一六七人、計三一、九六四人にして犯罪者は全數の約六九%を占め、一九〇四年(明治三十七年)調、自由民一一、九九七人、流刑民二三、二五一人、計三五、二四八人にして犯罪者は六六%なりき。此の間特記すべきは日本人にして交換以後單に漁業に従事せんとして夏季渡來する者毎年尙七千人を下らざりしと云ふ。

而して流刑囚の刑期を経て流刑殖民となるを許されたる者は殖民監督官の監督下に島内諸所に多數居住し以て農業に就き所謂農民部落を形成せり。即ち其の村落一三三、戸數六、一六八、建物七、四九一、人口二一、七七七人なりき。

流刑農民に對する政策

- 一、土地貸付(三町歩乃至六町歩を一戸として自由に撰定せしむ)
- 二、住宅建築補助(所要木材の無償給與及勞働補助)
- 三、食糧給與及被服貸與(最初二年間)
- 四、種子貸付(收穫時迄)
- 五、家畜貸付(民間貸馬の仲介保證)
- 六、官營病院
- 七、小學校設置
- 八、結婚補助
- 九、農産物の買上
- 一〇、私設水車場建設

其の他牧草地、部落宅地、市街宅地、官設備荒倉庫に對する設備等あれども之を略す。

然れども彼等は刑餘の民にして概ね着實持久の性質を缺き、従つて開拓の事業進捗せざるのみならず、一旦刑期満了し自由の身となれば何れも島外に退散したるを以て二十有餘年間會て著しき人口の増加もなく其の産業の發達をなすに至らずして終止せり。

領有後に於ける殖民概況

領有以來本島の人口は實に躍進的增加を示せり。即ち明治三十九年末人口は僅かに一二、三六一人なりしが昭和十二年末に於ては三二六、九四六人に増加し實に二六倍餘に奔騰せり。而して此の人口増加の内容を見るに舊土人及諸外國人は領有當時より現在に至る迄、殆ど同一率を以て進みつゝあるに反し、獨り我本邦人のみは逐年急激なる増加を示し居れり。

爾來本島に於ける移民は逐年著しき増加をなしつゝありと雖も、今尙季節的に渡來する漁業、林業勞働者等尠からず。本島に移住する者は敢て其の職業を問はずと雖も凡そ處女未開の國土を開發して國産の興起を圖らんとせば、先づ以て農牧業を以て定着移民招徠の一大根本政策を確立するに在りとなし、領有以來我政府は農業移民の招徠に全力を傾注したるを以て、逐年農業移民の増加を來し今日に至りたるものなり。即ち本島の我領有に歸するや、露領時代の農業經營狀態を考査し斯界専門の學者及技術者に托し精密なる調査を遂げたる結果其の地味、氣候共に農業に好適なるを確認し、本島農業經營は自作農業者をして有畜農業に倚らしむべきを認識し、諸種の法規も亦此の一大方針に則り制定し、且土地處分の規定を定め、更に農業者に對する保護獎勵の機關を設け、明治三十九年以降農業者の移住を獎勵すると共に、一方農事の積極的研究調査發達の目的を以て諸種の試験場、試作場及其他の施設をなし大いに其の研鑽に努め、更に進んで昭和四年從來の試験場を改めて樺太廳中央試験所となし、大規模なる設備と内容の充實革新を圖り其の大使命たる大自然の富源開發に努めつゝあり。

加之今後三二〇、〇〇〇ヘクタール餘の廣大なる農牧適地とを有する本島に道路、排水、教育、衛生機關其の他の施設の完成を期せしむるに於ては、實に移住價値の増大と現下日本の深刻にして緊急なる人口食糧問題解決に對する一大光明たるべし。明治三十八年十月以來樺太廳は殖民に適する土地の撰定に着手し、三十九年殖民地の部分區劃の測設を設け、土地貸付を開始せしが、四十年以降漸次土地處分の諸法規を施行するに至りたり。

- 明治三十九年 四月 軍令第四十四號 官有土地建物貸付假規則
- 同 四十年 四月 一日 廳令第三十四號 官有建物貸付規則
- 同 四十年 四月 一日 廳令第三十五號 樺太國有土地貸付規則
- 同 四十年 四月 二十日 廳訓令第十七號 樺太移住民取扱規則
- 同 四十一年 三月 四日 內務省告示第十八號 樺太移住民ニ對スル汽車汽船ノ特別取扱方
- 同 四十年 四月 一日 廳令第二號 種子貸付規則
- 同 四十年 四月 一日 廳令第四號 家畜貸付規則
- 同 四十年 四月 一日 廳令第三號 牛、馬、豚種付規則
- 同 四十年 十月 十三日 廳令第八十一號 共同放牧地貸付規則
- 同 四十二年 四月 九日 廳令第七號 農事獎勵補助規則
- 同 四十一年 三月 二十九日 勅令第三十六號 樺太國有土地管理規則
- 同 四十一年 十月 九日 廳令第三十號 有價貸付地賣拂規則

- 同 四十二年 四月 二十九日 廳令第九號 公獸醫規程
- 同 四十二年 六月 二十九日 廳令第十五號 家畜去勢規則
- 同 四十三年 四月 十日 廳令第十二號 家屋建築費規程
- 同 四十四年 四月 十五日 廳令第十二號 種畜貸付規則
- 同 四十四年 十二月 二十三日 勅令第二九〇號 樺太國有未開地特別處分令
- 同 四十四年 十二月 二十三日 勅令第二八九號 樺太官有財産管理規則

等の法令を制定し専ら本島に農業移民招徠及之が助成發達を期し移住者の保護に努め、以て本島開拓の大方針を樹立せり。即ち此の期に於ては方三百間を一區劃とし、之を更に四分して七町五反歩を一戸分の土地面積とし、移住後一ケ年以内に六坪以上の防寒に適する家屋を建築せる時は、一戸に付金三十五圓以内の補助金を交付し更に種子及牛馬豚をも貸付するの途を講じたり。

大正七年六月廳令第二十一號産業獎勵補助規程を制定し、移民の招徠に努められたれども、農民の數一萬五、六千人、耕地面積一萬町歩を得たるに過ぎず。農産額又九十萬乃至三百萬圓に過ぎざりしを以て、大正八年四月十八日廳令第八號移住獎勵補助規則に依り移住費及開墾費を補助することとせり。

- 一、移住費十五歳以上の者一人に付五圓以内、但し一戸に付十五圓以内。
- 二、開墾費十圓以内。

更に大正十五年六月二十三日廳令第十九號に依り移住獎勵補助規則改正せられ指定地の貸付を受け

たる者に對し、一戸宛三百圓以内の補助金を交付することとなり、同年七月七日告示第一三七號に依り農業移民を收容すべき指定地を豊原、大泊、眞岡各支廳及留多加出張所の四管内二十箇村六九〇戸と定めたり。

然れども是等移住者は所謂自由移民にして、昭和二年始めて收容したる指定地の農業移民は三一八戸に過ぎず、間もなく指定移民の制度廢止せられ、昭和三年更に移民の素質向上と官營施設の徹底及補助に依り、從來の自由移民と區別し、理想農村建設の一大革新計畫を樹立し、以て各府縣よりの移住者を集團的に一定の殖民地に移住せしめんとし、現在着々として其の顯著なる實を擧げつゝあり。現在の集團殖民地は喜美内、大谷、小谷、寶澤、來知志、多蘭内、中澤、惠須取、中里及唐松の十箇所にして其の施設竝に保護特典の概要を述べれば左の如し

- 一、殖民地内に官營を以て土地改良工事を施し農耕道路及排水溝を掘鑿し、且農家一戸に對し二町歩の無償伐根開墾を爲す。
 - 二、各殖民地内に移住者指導所を設置し指導員を配置して移民に對する萬般の指導斡旋を爲す。
 - 三、殖民地内には小學校を設置し子弟の教育を爲す。
 - 四、拓殖醫、産婆を配置し保健、衛生に萬全を期す。
 - 五、青森、函館、稚内、大泊の諸港には移住民取扱事務所を設け諸般の保護指導を與ふ。
- 尙大泊榮町には移民休泊所を設置し實費にて宿泊せしむ。

六、土地の貸付及無償讓與、未開地は一戸に付五町歩乃至十町歩を標準として無償貸付し五年若は七年以内に規定の家畜（一萬坪以下は不要、一萬坪以上一萬五千坪以内は牛又は馬一頭をそれ以上一萬坪を増す毎に馬又は牛一頭増加す）を有して其の土地に居住し十分の七以上を成墾すれば其の全地を無償にて讓與す。

七、産業獎勵補助

イ、自ら農業を営むもの、又は其の組織したる組合に對しては適當と認むる場合は補助金を交付す。

1 家畜を購入したるとき。

牛 馬

種畜の資質あるもの 一頭に付評價々格の二分の一以内。

其の他のもの 管内にて購入したる場合 一頭に付評價々格の三分の一以内。
管外より購入したる場合 一頭に付購入價格の二分の一以内。

2 農業經營に要する器具機械を購入したる場合は購入價格の二分の一以内。

3 副業を經營したるとき。

ロ、種牡牛馬を所有し種付を行ひ若は種畜貸付規則に依る種畜の貸付を受けたる者には毎年度豫算の範圍内に於て一月に付十五圓以内の補助金を支給す。

ハ、産業の獎勵上必要と認むる工事又は事業若は産業に關する共進會、品評會又は競馬會等に對

しては毎年度豫算の範圍内に於て其の經費を補助し又は器具機械を貸付す。

ニ、土地改良費補助 部落民共同して農耕道路を設け、又は排水溝を掘鑿したるときは工事費の二分の一以内を補助す。

八、共同放牧場の使用

市町村に無料にて共同放牧場を貸付し之を農業者に使用せしむ。

九、種畜貸付

樺太廳に於て必要と認むるときは農業者若は同團體に種畜を貸付す。

一〇、牝牛馬貸付

本島移住者にして國有未開地の貸付を受け又は土地を有し農業を営むものは牝牛若は牝馬の貸付を受くる事を得。而して其の家畜より生産したる仔畜中一頭を樺太廳に返還するときは他は自己の所有となる。

一一、開墾獎勵補助

農業經營上土地利用増進を圖る爲、農耕適地を一年七反歩以上開墾したるものに對し、適當と認めたるときは開墾費の四割以内を補助す。

一二、特殊土壤改良獎勵補助

土地の農業上の利用を増進する目的を以て特殊土壤の改良を行はむとする者に對し、適當と認め

たるときは毎年度豫算の範圍内に於て石灰は必要量の八割以内を、肥料は必要量の五割以内を給與す。

一三、移住費補助

本島に集團移民となりて移住し集團殖民地の貸付を受けたる者に對しては移住費の補助として三百圓以内の補助金を支給す。

一四、家屋建築費補助

本島に移住し十町歩以下の國有未開地の貸付を受けたる農業者にして、貸付地内に自己の住宅目的を以て家屋を建築せむとする者に對し適當と認めたる場合は、毎年度豫算の範圍内に於て一棟に付三百圓以内の補助金若は建築材を交付す。

一五、種子の無償給與

農耕目的を以て本島に移住し土地の貸付を受けたる者には入地の初年に限り優良種子を無償にて給與す。

一六、移住に際して汽車、汽船賃の三割乃至五割の割引證を受くることを得。

之を要するに現今の集團殖民政策は、移住許可に際しては嚴密なる移民の身元調査遂行の上、其の良質なるものを收容し加ふるに施設の向上を圖りつゝあるを以て移民の定着率良好にして顯著なる實績を擧げつゝあり。

第三節 農業

概説

本島は我國唯一の亞寒帯に位する島にしてポドゾル地帯を形成す。此の氣温と土性に基く本島の農業は異なる氣温及土性を有する北海道、内地、臺灣等に於ける農業とは其の趣を異にせり。

本島の自然的基礎條件を考慮し、科學的及經濟的に研究せる結果、其の合理的と認むべきものは含水炭素即ち砂糖、澱粉、纖維等の生産にして甜菜、亞麻、馬鈴薯、麥酒用大麥、麵麩用小麥、酒精用ライ麥の栽培は其の將來を認められつゝあり。

次に實際的農業經營に就き形態上より之を觀れば、本島に於ける農業は所謂有畜農業を主とし畜力の利用、地力の維持を計り收穫の増加を期すべき情勢にあり。

現状及施設

本島領有以來茲に三十有餘年其の間各種産業の發達に伴ひ農業に關する施設亦着々其の緒に就き、現時農畜産物生産額約九百四十萬圓を算し十年前に比し實に隔世の感あり。然れども耕地面積は僅か

に三四、八八八ヘクタールにして、農耕適地三三二、三一七ヘクタールに比すれば未だ其の一割強に過ぎず。尙容易に數萬戸の農民を收容し得べく、是等農耕適地開發の曉には蓋し優に他の産業を凌駕し得ること明かなり。以上の如く拓殖の餘地極めて廣く本島農業の發展は寧ろ今後の經營に俟つところ大なるを知るべし。

耕地 本島の耕地面積は年を逐ふて漸次増加しつゝあり。其の最近五年間の狀況を見るに左の如し

種別	年次	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
耕地面積		三三、二六六・七三 <small>(ヘクタール)</small>	三一、五九七・〇四 <small>(ヘクタール)</small>	三一、八七二・六〇 <small>(ヘクタール)</small>	三三、六三〇・八三 <small>(ヘクタール)</small>	三四、八八八・五三 <small>(ヘクタール)</small>
増加指數		100	九五	九六	101	105

昭和九年度耕地面積の減少は不在地主耕地及荒廢牧草地の整理に因る。

農業者戸口 近時本島内地間交通の便著しく増進せられ世人の本島に對する知識向上し、一般渡來者の増加すると共に農業移住民も亦著しく其の數を増加し、全戸口の約一割八分に達し昭和十二年末戸口一〇、八一戸、五五、六三一人を算す。

農畜産物の地位 本島の沿海は到る處魚介豊富なるのみならず、陸には森林、鑛物及沃野の農牧に

適する處亦尠からず。各種の産業は之より起り逐年隆昌に赴きつゝあれども開拓日淺く未開の地は今尙隨所であり、従つて之等の未開地にして開發せらるゝに至らば本島の産業は注目し値するものあるべし。今昭和十二年に於ける農畜産物生産額と他産業生産額とを比較すれば左の如し（單位圓）

種別	昭和十二年	
	農畜産物	他産業
農産物	五、八一、七九八	一九、四二、〇五五
畜産物	三、六〇、五七三	二二、九九、九三六
林産物	二八、五二、一九〇	
水産物	一六、九三、二八三	一八七、二五八、八四七
計		

作物の種類 本島は北緯四十五度以北に位するを以て気温は内地北海道に比し低しと雖も、栽培せらるゝ作物の種類に至りては水稻栽培を除きては略北海道に於けると大差なし。

食糧作物中到る處栽培せられつゝあるは麥類、豆菽類、馬鈴薯、根菜類、葉菜類の各種にして麥類中最も多く栽培せらるゝものは燕麥にして其の範圍は全島に亘る。

裸燕麥は最近燕麥食の奨励に伴ひ著るしく栽培普及せり。大小麥は能く本島の風土に適し生育良好なるを以て之が栽培を促し食糧の自給を期すると共に、一面副業の發展を圖らんがため製粉、精麥事

業を奨励しつゝあり。

豆菽類中最も廣く栽培せらるゝは豌豆にして、品質又優良なり。豌豆に次ぐは菜豆、蠶豆にして大豆に至りては何れも作付面積僅かにして未だ大なる生産を見ず。之大小豆は未だ廣く栽培せられざる爲なるも、蠶豆は全島到る處生産せらるゝを以て、家畜の増加と相俟つて其の飼料として將來益々増加すべし。穀類としては以上の外蕎麥、粟、黍、玉蜀黍等生産せらるゝも蕎麥を除きては栽培普及せずして生産額僅少なり。馬鈴薯は燕麥と共に本島に於ける重要作物にして、從來副食物として家用に供せらるゝに過ぎざりしも、近年澱粉製造業、酒精製造業の勃興と共に之が製造原料として相當多量の需要を見るに至れり。

蘿蔔は全島に亘りて廣く栽培せらるゝも大根蛆の被害甚しく、農業者は其の害虫を避くる爲被害少き新墾地栽培を行ひつゝありしが近年之が有效なる驅除劑發見せられ作付額に増加したるを以て將來之が産額は躍進的增加を來し島内需要を充たして尙餘あるに至るべし。甘藍は清涼温和なる氣候を好みて生育するものなれば本島に於ては特に優良なるもの生産せられ一箇一〇疇以上の結球は敢て珍しからず。而して之が需要又尠からざるを以て作付面積逐年増加す。以上の外牛蒡、人蔘、胡瓜、茄子南瓜等の蔬菜生産せらるゝも廣く栽培せらるゝは市街地附近にして其の他の地方に於ては自家用を充たす程度に過ぎず。

工藝作物中本島に適するものはライ麥、亞麻、甜菜、薄荷等にして就中甜菜は昭和十一年樺太製糖

株式會社の操業開始に伴ひ、急激に其の栽培面積を擴大され、昭和十二年の作付面積二、〇九九・七四ヘクタール收穫高二六、八〇四、五〇七疋に及ぶ。尙甜菜は輪作關係より糖作農業經營上不可缺の作物にして、且殘渣たる莖葉根冠は家畜飼料として大なる價值を有するものなるを以つて、今後耕地の擴張に伴ひ本作物は逐年増産せらるゝに至るべし。

飼料作物としては燕麥、牧草、瑞典蕪菁、家畜ビート等何れも生育良好にして收量又少からず。就中燕麥、チモシー、瑞典蕪菁、家畜ビート等に至りては品質優良にして他の追従を許さざるものあり。燕麥は家畜飼料たるの外近時食糧として的一般需要亦尠からず。其の作付面積は作物中第一位に位し尙年々増加の趨勢にあり。然れども未だ島内需要を充たすに至らず年々北海道より移入するもの尠からず。

牧草も又燕麥と同様需要多く且つ耕作容易なる結果其の産額多し。其の他家畜胡蘿蔔、デントコーン等に至りては未だ栽培普及せざるも、酪農業の勃興と共に濃厚飼料として栽培面積漸次擴張せらるべし。

果樹は一般的に栽培し居るものなきも將來有望なるは苹果及葡萄なるべし。之等は現在中央試験所及地方に於ける二三有志によりて栽培せらるゝに過ぎざるも其の成績概して良好なり。

水稻作は近年各地に夫々小規模の試作をなすもの増加し來りたれども、其の成績年により著しく異なれり。後年土地改良の完成と新品種の出現、耕作法の改善等に依りて必ずしも水稻作は不可能に非

ざるべしと雖も、本島農業の自然的條件の現状より見るときは、未だ積極的に耕作を奨勵する時機に非ざるべし。

尙之等農産物の昭和十二年に於ける作付面積、收穫高及生産額の主なるものを示せば左の如し

品 種 名	作 付 面 積	收 穫 高	生 産 價 額
大 麥	110,896 <small>(ヘクタール)</small>	11,752 <small>疋</small>	1,989,550 <small>円</small>
小 麥	1,031,155	18,369	1,851,811
燕 麥	935,199	10,376	1,695,501
裸 麥	6,977,799	261,753	1,375,507
燕 麥	331,511	8,108	53,248
燕 麥	1,101,577	10,571	114,354
蜀 黍	259,779	4,201	43,464
豆	21,971,549	46,850	640,290
蠶 豆	1101,199	11,883	33,266
菜 豆	220,199	4,104	20,102
薯 蕷	131,377	21,310	31,310

馬鈴薯	四、三九・四三	三九、六四六、四〇六	七八〇、七九四
甘藍	五三三・三七	七、二二三、〇一六	二五一、六六三
白菜	三六二・二六	三、一六四、一五九	一三三、一七五
体菜	二四五・八四	二、五一一、四五八	八〇、六五一
葱	一〇七・八九	六七〇、五三〇	五八、八九五
蘿	七九二・〇九	一三、八七一、〇九八	三〇三、五〇〇
蕪菁	九三・六五	一、一〇四、二九四	二四、一〇三
胡蘿蔔	二二七・四二	二、六三七、二九三	八五、八二四
牛蒡	一四〇・八六	九三五、六七六	七一、〇四五
胡瓜	三九二・三二	八六一、一七九	六六、四九三
南瓜	一二六・二八	三、五六五、四七八	一四、九一〇
甜菜	二、〇九・七四	二六、八〇四、五〇七	三三五、九二二
瑞典蕪菁	一八八・六八	三、〇六一、〇七七	五一、四三七
家畜	八四・三二	一、六四五、九四八	二一、〇四九
牧草	五、〇九四・九一	二九、七八七、〇一一	六七二、二六三
其他	三八一・五三	二、四〇一・路	九九、七二六
計	二九、五三四・七六	一四九、七八二、四三四 <small>路</small>	五、八一、七八八

第四節 畜 産

本島の氣候風土は家畜の飼養に適し飼料作物の生育亦良好にして寒氣も何等恐るゝに足らず、其の施設宜しきを得ば大いに斯業發展の要素を具備せり。然るに露領時代に於ける飼養家畜類は一般に品位能力共に劣悪にして、加ふるに之が改良増殖に關する施設として清川に官營牧場を設置し種牝牛二頭を置き、荒栗の私設牧場に於ける種牝馬二頭と共に民有牝牛馬の種付に使用したる外何等見るべき施設なく、其の飼養法亦甚だ粗放にして放牧を主とし、牝牡混牧の結果自由交配に因り不規則なる近親蕃殖繼續せられ、遂に體格矮小となりたるものゝ如し。

明治三十八年我軍の樺太を占領するや、露人の多くは其の飼養せる家畜を遺棄し本國に引揚げたるを以て牛馬は群を爲して山野に彷徨し島内は宛然一大牧場の觀を呈せり。依て臨機の策として軍令を以て移住民の之を自由に捕繋するを許すと共に、其の半數を上納せしめ他の半數は之を捕繋者に拂下ぐることにし、一方貝塚、並川、一ノ澤、古牧、軍川等に牛馬收容所を設置し上納牛馬を收容すると同時に、島内家畜の減少を防ぐため牛馬の島外輸移出を禁止せり。當時收容所に收容したる牛馬は僅に五百餘頭にして、民間に於て拾得飼養のものを合し二千數百頭に過ぎず。尙其の大部分は山野に放棄の儘にし、時恰も晩秋に際し寒氣漸く迫り草木枯死し食糧を得ること能はず遂に斃死するもの多か

りき。

明治三十九年七月各牛馬收容所を合併し貝塚に種畜場を置き、種牡馬二頭(ベルシユロン雜種)、種牛一頭(ホルスタイン種)を購入し場内の牝畜に種付すると同時に民間の種付に供したるを始めとし、爾來諸般の施設を爲し之が改良蕃殖に努め來れり。現在は牛、馬、豚、鶏を主とし、綿羊、家兔、水禽等の飼養せらるゝもの少數あり。亦近時養狐業漸次堅實味を加へ經營宜しきを得益々發展の兆あり。今昭和十二年末の家畜飼養數を示せば左の如し

牛		馬		綿羊		豚		鶏		狐	
飼養戸數	頭數	飼養戸數	頭數	飼養戸數	頭數	飼養戸數	頭數	飼養戸數	羽數	飼養戸數	頭數
二、六五一	六、〇〇六	七、七七一	一一、二二三	七五	二〇八	二、四八七	六、二四六	六、六四九	一、三六、九五	八〇七	一一、三七七

一、畜 牛

本島産牛の基礎をなせるものは在來種(露人の遺棄せるものにして繁殖用に供したるもの)及領有後北海道より移入せるものゝ二種に大別せらる。在來種は體格一般に矮小にして形態一定せざるも朝鮮牛に似たるもの尠からず。寒氣に堪ゆるも乳量一箇年二石乃至三石五斗にして四石を泌乳するもの尠く、肉量亦尠く四、五歳に達したるものにして骨付三十貫乃至四十貫に過ぎず。其の移入の経路詳かならざるも略馬匹と同一経路を辿りたるものと思料せらる。

北海道より移入せるものはエアシャー、ホルスタイン、シンメンタール、シヨートホン、ブラウンスピスデボン種等にして、其の多くは絶滅或は辛うじて其の痕跡を留むるに過ぎざるも、ホルスタイン及エアシャーの二種は繁殖盛にして、在來種は殆どホルスタイン種に依り改良せられ現在畜牛の七割以上はホルスタイン種を以て占め成績甚だ良好なり。昭和十二年に於ける成牝牛は三、八〇五頭に於て、牛乳搾乳高は五四、八六一頭、價額四二六、二七二圓を算す。

二、馬 匹

本島産馬の基礎をなせる馬匹を大別すれば在來種及領有後内地より移入せるものゝ二種とす。在來種は極めて僅少となれるも多く矮小緊縮し、性質敏捷持久力に富み且つ粗食寒冷に耐ふるも負擔力、挽曳力少く概して能力低劣なり。是等馬匹の詳細なる移入経路は知る能はざるも、其の大部分は蒙古種に屬する西比利亞馬なりと云ふ説眞なるが如し。

領有後馬匹の改良増殖を圖るため樺太廳に於ては優良馬を直接移入するの外補助金を與へ民間に移入せしめ尙個人として移入せるもの尠からず。主としてトロツター、ハクニー、ノルマン等の雜種及サラブレッド、ペルシユロン、クライステール、アングロアラブ等の系統に屬し、優良なる駒を産し馬匹改良上效果顯著なるものあり。現今にありてはアングロノルマン種を獎勵品種となし居れり。

三、養 豚

在來豚は樺太占領當時殆ど食用に供せられ今は其の跡を絶ち、従つて其の何種に屬するものなるや

不明なり。明治四十年樺太廳に於てパークシャー種とチェスターホワイト種との雜種を移入したるも今は之に屬するもの殆どなく、其の後民間に於てパークシャー種及ヨークシャー種を移入し現在殆ど此の二種を以て占むる状況にして、蕃殖竝に成育甚だ良好なり。樺太廳に於ては獎勵品種としてパークシャー種及ヨークシャー種の二種を決定し中央試験所畜産部に於て種畜の配付をなし居れり。

四、養 鶏

占領當時より露助鶏と稱する在來種の系統と認むべきもの各地に分布せり。されど其の起源不明にして形状より推斷するにレグホーン種とハムパーク種との雜種なるが如きも一定の形態を存せず。體軀一般に矮小舉動輕快體重僅に三百匁乃至五百匁にして、其の産卵數一箇年五十乃至八十箇を算し一箇の重量十二、三匁内外なり。最近漸次改良せられつゝあるを以て將來其の跡を絶つべし。

領有後移入せられたる鶏種はレグホーン種を最多とし、ミノルカ種、アングルシヤン種、オーピントン種、横斑プリマスロック種、名古屋種其他數種を數ふるも、飼養試験の結果單冠白色レグホーン種竝に横斑プリマスロック種を本島に最適のものとして認め之を獎勵品種に決定し、一般に其の飼養を獎勵したる結果現在總數の約九割を占め成績亦佳良なり。

五、緬 羊

露領時代に於ける牧羊業の詳細は之を知る能はずと雖も、占領當時少數ながら緬羊を飼養せるものありしが如し。占領當時露人の遺棄せる緬羊五頭を守備隊に收容したるも、明治四十一年一月樺太民

政署に保管轉換を行ひ貝塚種畜場にて飼養したり。然れども劣等種なるを以て之を食用に供し其の跡を絶てり。

明治四十四年農商務省月寒種畜場よりシユロップシャー種緬羊牝四頭、牡一頭を購入して種畜場に收容し、大正二年再び同種牡一頭を購入補足し飼養試験を繼續せり。大正八年農事試験場（現中央試験所畜産部）に於ける設備を擴張し、爾來四年間シユロップシャー種を米國より輸入し其の繁殖を圖れるに成績良好なるを以て大正十四年より之を一般農家に集團的に配付しつゝあり。然れども專業的緬羊牧場の經營に至りては尙疑問の點尠からざるを以て大群飼養は未だ之をなさず。

六、養 狐

養狐事業は大正四年廳種畜場に於ける飼養試験を以て本邦に於ける嚆矢となし、爾來飼養者漸次増加し樺太特有の有望なる産業たるを失はず。依つて樺太廳に於ては大正四年廳令第二十七號を以て養狐業のため其の用地として一萬五千坪以内の未開地を貸付するの途を開けり。然るに時恰も毛皮の市價暴騰し需要亦激増せるを以て養狐業經營者續出し稍堅實味を缺くに至りたるが、大正十一年毛皮市價下落の結果一時飼養者激減したりと雖も爾後再び増加し來り堅實なる發達を遂げつゝあり。

養狐場は人家を離れたる閑靜且つ高燥なる針濶混濬林地を選び、飼料の關係より以上の條件を具備せる海濱附近を最適とするも、現在副業的に之を飼養する農家各地に増加しつゝあり。飼養管理は繁殖時期及仔狐の育成中最も困難にして、狐は驚怖心及猜疑心強きを以て管理人は相當の經驗を有し、

動物の習性を熟知するの外特に細心の注意と鋭敏なる觀察力とを要す。熟知せる管理人は一人にて約五十偶を管理することを得べく、飼料は獸肉、魚肉を主食とし根菜類、麥粉、骨粉、果實等を適宜に給し、幼狐には牛乳を用ふ。飼料の配合蒐集貯藏等には細心の注意を要す。昭和十二年末の養狐種別は赤狐、紅狐、十字狐、青狐、黒狐、銀黒狐等にして生産額一、八九四、七六五圓なり。

七、牛 酪

露領時代に於ける牛酪製造は農家に於て自家用として簡易なる製造法に依り製造せるに過ぎず。領有後樺太廳に於て試験の目的を以て小規模の製造行ひ來りしが、乳牛の増加に伴ひ漸次生産増加せるを以て大正八年以後之を拂下ぐることにせり。一方大正七年民間牧場の之が製造を始めてより漸次増加し大正十四年度には豊原、眞岡兩支廳管下に酪農組合設立せられてより各地に該組合の設立を見、牛酪の製造量頓に増加し乳牛の移入増殖と共に漸次堅實なる發達をなしつゝあり。昭和十二年末製産高は一四八、三七一疋、價額三五九、七五八圓なり。

第十三章 林 業

第一節 總 說

本島林業の沿革に就ては文献の徴すべきものなく、幕府時代に在りては濫伐を警め林間藥品の採取を奨励したるが如きも、露領時代に於ては何等施設經營の跡を見ず。

明治三十八年邦領に復歸して以來専門の學者、技術者に依囑して實地に踏査せしむると共に、過去に於ける施設を調査研究し本島森林行政に關する方針を定め、之に基き諸般の施設に努め居れり。本島の森林は總て天然林にして、樹種約百二十二種あり、内喬木四十九種、灌木七十三種に分類せらるるも實際利用價值ある林木はエゾマツ、トドマツ、グイマツ、イチキ、シラカバ、ドロヤナギ、ハンノキ及タモ等にして其の分布殆んど一定し、河岸の底地にはヤナギ、ハンノキ及タモ等の濶葉樹生立し、山岳にはトドマツ及エゾマツの針葉樹を生じ、中腹より白樺を混生し頂上に近づくに従ひ其の混生割合を増加し遂に白樺の純林となり、グイマツは主に底地濕地に生ず。而して此等樹種中最も多きはトドマツ及エゾマツにして全島に分布し全森林蓄積の約八割を占む。

本島の國有林野面積は陸地測量部の地形測量完成後にあらざれば的確なる面積を了知し難きも、大

體二、九三九、〇〇〇ヘクタールにして邦領樺太全面積の約八割を占む。

第二節 林政

領有直後竝に民政署時代に於ける林政に關しては軍令及民政署令に依りて其取締及處分を行ひしが明治四十年四月樺太廳の設置と共に同廳の主管する處となり、同廳第二部に林務課を設け一切の林務行政を掌らしめたり。其の後林務課は内務部に屬せしが、大正七年拓殖部の設置と共に其の一課となり林政を統轄せしめ、支廳及出張所には屬技手等を配置し地方林務行政に當らしめたり。然るに大正十三年拓殖部を廢したるを以て林務課は内務部に屬するに至り、大正十五年には支廳に林務係を置き昭和二年農林部新設と同時に林務、林業兩課に分離し同部の所屬となれり。超えて昭和五年支廳林務係を廢し各支廳、出張所管内を管轄區域とする林務署各地に新設され、林務行政上一新紀元を劃するに至れり。

森林主事は大正五年始めて十六名を各支廳、出張所に設置し大正十一年には五十七名、大正十五年には七十名、昭和二年には七十七名に増員し營林及森林保護の事務に従事せしめたるも、國有林の盜伐、森林火災、放牧、又は無斷開墾等頻りに行はれたるを以て、林業の發展上遺憾なきを期する爲、昭和三年大增員を行ひ定員二六三名となし、之を各支廳及四十八箇所の森林主事駐在所に配置し森林

の管理保護に努めたり。昭和五年一月樺太廳林務署官制の公布を見、豊原外八箇所に林務署設置せられ、其の定員技師六名、屬技手五九名、森林主事二六三名と定められしも管轄區域廣汎なる爲、國有林野の營林上遺憾多き實情に在るを以て、其の後漸次人員の擴充を行ひ、更に昭和十一年七月樺太廳林務署官制の改正に依り管轄區域最も廣汎なる敷香林務署管内に野頃出張所を設くるに至り同十二年一月之が開廳を見たり。現在事務官一名、技師一三名、屬技手一五一名、森林主事二八四名、森林主事駐在所數二六三箇所を算す。

大正八年より松毛蟲發生し其の蟲害木を急速處分をなす必要上大正十一年臨時森林作業所官制を發布し林務課より分離し直接官行事業を營むに至りしも、事業完了と共に昭和二年には森林作業所と改稱し定置機關として生木の官行斫伐事業に着手せり。然るに昭和五年一月林務署官制公布の結果森林作業所は廢止せられ、事業の實行は各林務署に於て之をなし、其の企劃竝に監督は之を林務、林業兩課に於てなすことゝなれり。

各課署の管掌事項を擧ぐれば次の如し

林務課

林務署の監督、國有林野の取締保護及其の監督、林野產物竝に製品處分、官行斫伐の基本企劃及林業に關する事項

林業課

林業

森林調査、造林、官行斫伐の實行企劃竝に監督及保安林に關する事項
林務署

國有林野保護取締、營林の實行及公私有林の監督指導に關する事項

尙林業試験は中央試験所設置と同時に同所林業部に於て行はる。

昭和七年樺太林政史上に未曾有の大改革を斷行せり。其の主なる事項は賣拂單價劃一制度の廢止、賣拂調査方法の改善、林務實地調査の勵行、出材數量の統制、年期賣拂契約の整理、年期賣拂制度の廢止、島外用材賣拂の隨意契約廢止、農林適地區分竝に施業案編成促進計畫、造林事業の大擴張等諸般に亘る森林政策の革新を以て從來の面目を一新し其の效を收めつゝあり。

第二節 造林

一、樺太に於ける造林の沿革

(イ) 露領時代は全島殆んど天然林を以て蔽はれ住民各自其の欲する所に従ひ利用せしも、造林に關しては何等施設なかりしものゝ如し。

(ロ) 領有後製紙工業の勃興に伴ひ天然林の利用大いに進みしも其の伐跡に對しては既存天然生後繼樹の生長に依る自然の成林を期待せり。

(ハ) 然るに年々各地に頻發せる山火は所期の天然更新を妨ぐるること大なるものありしのみならず、大正八年邦領南部の天然林に發生したる松毛蟲の慘害は、世人をして本島の林力保續上至大の不安を感じしむるに至れり。

(ニ) 大正九年造林用苗木養成に着手すると同時に落合方面に播種造林を試み爾來播種及植樹により主として山火跡地の復舊に努力し、尙保護施設としての防火線は大正十一年より、林内歩道は昭和四年より、又天然更新の補助作業は將來本島に於ける造林事業の主体たるべしとの見地に基き昭和四年より夫々之を實施し來れり。

二、現在及將來の方針

(イ) 本島に於ける國有未開地に關しては拓殖上の諸關係に基き之が利用上の區分を急ぎ昭和十一年度之が完了を見たるを以て、公安公益の爲緊急成林を要する保安林見込地若は地方資材の欠乏目捷の間に迫れる方面に就て速急なる造林事業を進むるは勿論國有林内未立木地の造林を行ひ其の將來に於ける森林資源の充實を計り、以て林産の保續的供給を期すると共に水産の恒續水害の豫防等島情の安定に資する所あらむとす。

(ロ) 造林方法は天然更新地に對しては其の林況に基き下種、補植、除伐、撫育間伐及手入等適切なる補助作業を加ふるものとし、天然更新の見込なき未立木地に對しては植樹或は播種造林を施行し、終始山火の防止に努めつゝ其の成林を期せむとす。

次に造林樹種は天然更新に在りてはトドマツ、エゾマツ、グイマツ、樺類等現在既存のもの主體として其の成林撫育を圖るべきは勿論なれど、人工造林に於ても亦郷土の樹種を最安全なりとする技術上の通則と、既往數年の造林成績竝に將來の需要を考察し、主としてグイマツ、エゾマツ、トドマツ、樺類の如き在來種を用ひて要造林地の種々なる立地に應じ適切に配植し、以てバルプ資材、鑛業用材、構築用材、薪炭材等島内消費原木の自給を圓滑ならしむる方針なり。

(ハ) 尙現在の廣大なる未立木地は官民協力して之が成林を促進する必要あるのみならず、一面山火警防上よりすれば住民に直接の利害關係を齎すべき公私有林を設定すること最も適切にして且つ急務なるを認め、前記の如き方針を以て官行造林を進むると同時に、昭和十一年度より左の方法に依り民間造林を奨励し舉島一致し林力の復興を企圖しつゝあり。

國有未開地特別處分令を改正し昭和十年十月改正案公布造林に供する土地の無償貸付竝に成林後の土地讓與を可能ならしむ。

苗木の無償交付及造林奨励金交付の途を拓き主として市町村地元住民及島内に於て重要産業を營む會社の造林を慫慂す。

而して従來拓殖十五箇年計畫に基き人口造林は官行造林及奨励造林各毎年三千ヘクタールを實施し以て要急地域約九万ヘクタールの緑化を目標として實施し來れるも本島の諸事情は

更に積極的なる大造林を必要とするに至れる爲、昭和十一年前記十五箇年計畫を造林十箇年計畫に擴充改訂し、人工造林は毎年官行四千ヘクタール、奨励六千ヘクタールを實施すると共に天然更新撫育作業一萬ヘクタールを實施せんとす。

三、既往施業の概要

(イ) 官行造林の部

施業年度	事業別	播種面積	植樹面積	天然更新面積	防火線新設延長	林内歩道新設延長
自大正七年		四九、九七・四五	八、四五・二〇	七、七七・五一	九三七、一六三	五、七、七六一
昭和八年		三五・一〇	三、二八・一八	六、二七・三四	五〇、一九六	一〇五、七七〇
昭和九年		一八一・六	三、六九・七七	二、五七・四九	二八、五六六	二、六六、〇〇六
昭和十年		二一〇・〇	四、三五・〇九	二、四二・八七	一四、〇三九	一、九四、七五五
昭和十一年		—	三、三五・一五	三、七〇・六〇	五、三八〇	九、一、二七〇
昭和十二年		—	三、五三・〇八	一〇、一九・六一	五〇、〇八六	一、八八、四二四
累計		五〇、二〇八・二二	二六、三九・三六	二二、三九・四二	一、〇八五、四五〇	一、四六三、九八六

(ロ) 奨励造林の部

施業年度	事業別	植樹面積	防火線	林内歩道	備考
昭和十二年		—	—	—	—

昭和十一年度	四、三六九、〇四〇 <small>坪</small>	四、三六〇 <small>間</small>	一〇、五五五 <small>間</small>	括弧ハ秋植ニシテ未
昭和十二年度	七、〇一六、〇九三 (一、〇九六、〇一〇)	一〇、二五一	二五、五五六	檢定ニ付面積ハ見込
累計	一一、四〇五、一三三 (一、〇九六、〇一〇)	一四、六三一	三六、一五一	面積トス

説明

- (イ) 播種造林は發生後の経過不良なるもの又は山火の爲焼失したるもの等施業面積累計の過半に達せるも爾餘の成績比較的良好なるものに在りては今後補植に依り、或は現に混生せる天然生稚樹と共に成林せしめ得る見込充分にして、本事業は將來尙植樹造林の傍研究的に之を續行する豫定なり。
- (ロ) 植樹造林の成績は概して良好なるも、信州カラマツ、ドイツタウヒ及朝鮮カラマツ等の如き外來種は野兎野鼠等の被害各地に生じ、且本島の寒氣に堪へ難きものゝ如し。仍て將來は前述の如く主として本島在來の樹種を用ひむとす。
- (ハ) 天然更新事業は既往伐跡の内後繼樹過密なる箇所を對し其の成長を促進する目的を以て除伐を施行せり。
- (ニ) 防火線は概ね危險地帯に沿ひ又は峰通りに於て幅員五米、十米若は二十米の剝土面を作り尙將來に於ては其の維持費效果等の關係上二米乃至五米の林内歩道を作り、其の兩側に各二〇

- (ホ) 米幅の危險物を整理して之に植樹し防火樹帯を造ることゝせり。
林内歩道は幅員一、二米を標準とし其の目的は造林の實行、林野の保護巡視竝に山火に於ける活動に便ならしむるにあり。將來森林の利用竝に造林の進捗と共に逐次其の施設地域を擴張せむとす。
- (ヘ) 既往造林事業の實行に就ては養苗、造林、保護施設等何れも確固たる基案の編成を困難とする事情の下に経過したるも、昭和十一年より全島の未立木地の分布状況、要急の順位、勞力の分布状況等を考慮し各林務署別の割當面積を定め、各署に於ては管内適當各地に五ヶ年以上の繼續事業計畫を樹て實行を進むることとせり。

第四節 森林經營調査

一、既往に於ける調査概要

(イ) 邦領樺太森林調査は領有の次年即ち明治三十九年に之を開始し同四十一年迄の三ヶ年に於て其の概況調査を遂げたり。其の後引續き一部分の林地細密調査、乾溜工業用濶葉樹の蓄積調査、全島に亘る簡易施業案の編成及簡易林地區分調査をなし昭和三年を以て一先づ完了したり。

(ロ) 昭和四年度は大泊町外三十九町村に對し面積約六萬ヘクタールの町村林豫定地を分割調査せり。

二、現在に於ける調査概要

(イ) 昭和五年度本邦林業界空前の壯舉たる航空寫眞撮影に依る地形及林相調査を決行す。即ち陸軍當局の諒解を得て下志津陸軍飛行學校に交渉し八八式偵察機四機を以て知取、伊皿を連ぬる線以北保惠、恩内を連ぬる線以南の區域此の面積約六十八萬一千ヘクタールに及ぶ。本撮影實施の結果は其の寫眞應用に依り頗る敏速且普遍的に各種調査及立案に至便を來し、本島森林經營竝に其の他の産業開發上一大革命を招來せり。

(ロ) 昭和六年度は前年に同様下志津陸軍飛行學校の四機を以て引續き落合、小能登呂を連ぬる線以北知取、伊皿を連ぬる線以南及保惠、恩内を連ぬる線以北國境間、内路國境間、軍用道路以東幌内川以西の區域此の面積約九十九萬二千ヘクタールの撮影を爲す。

更に同年陸軍陸地測量部に依頼し前記寫眞區域の地形圖化に着手し略完成せり。同時に林業課に於ても紙片法及三角形分割法を應用し寫眞より直ちに誘導せる林相圖を作製せり。

(ハ) 昭和七年度は時局多端の關係上飛行機に依る航空撮影は之を中止したるも、前兩年間の撮影區域の内落合、小能登呂以北幌内川以西國境間約百七十萬ヘクタールに對し寫眞を應用し、本島拓殖の現況及將來を考慮しつゝ最も科學的且合理的に農林適地區分調査即ち從來の國有

未開地を要存置林(固定國有林)不要存置林(公私有林豫定地不要林)及殖民見込地(農牧用地、鑛漁業用地、住宅地、其の他)に區分實測し、以て國有林として經營すべき區域及面積を豫定調査せり。

(ニ) 昭和八年度も都合に依り航空撮影は中止の餘儀なきに至りたる爲全力を擧げ施業案編成に従事せり。即ち本島森林中最も重要地位を占むる惠須取、敷香兩林務署管内の約九十六萬ヘクタール(殖民見込地及不要存置林を含む)に對し之を名好、惠須取、鷓城、氣屯、敷香及新問の六事業區に分ち本島森林の特異性竝に特殊事情に應じ夫々合法的施業を企劃し實査の終了を告げ、昭和九年度以降本案の實施を見るに至れり。

(ホ) 昭和九年度は昭和五、六年度同様下志津陸軍飛行學校の四機を以て幌内川以東國境間此の面積約六十五萬五千ヘクタールの撮影を爲す。

更に陸地測量部に依頼し撮影區域の地形圖化に着手し昭和十年に之を完成せり。同時に林業課に於ても三角點其の他實地測設せる基準點、標準地等を利用し紙片法の應用に據り、集成寫眞より直接林相圖の作製に着手、昭和十年三月之を完成し從來殆んど推定の範圍を出でざりし同地方の狀況を明にする事を得たり。

(ヘ) 昭和九年度は昭和八年度施行區域に接續し知取、元泊、内淵、久春内の四事業區竝に豊眞峽、逢坂風致保安林此の面積約三十八萬ヘクタールの區域に對し施業案を編成し昭和十年度以降

本案に據り實行しつゝあり。

(ト) 昭和十年度は昭和九年度航空寫眞撮影區域たる幌内川以東の區域を散江、野頃、多來加の三事業區に分ち施業案の編成竝に林地區分調査を施行し、昭和十一年以降本案に依り實行しつゝあり。

(チ) 昭和十一年度は小田寒、長濱、富内、留多加、清水、落合、野田、泊居の八事業區此の面積約六十五萬ヘクタールの區域に對し施業案を編成し昭和十二年度以降本案に據り實行しつゝあり。

(リ) 昭和十二年度は豊原、本斗、眞岡の三事業區此の面積約二十四萬ヘクタールに付施業案を編成し昭和十三年度以降本案に依り實行しつゝあり。而して本年を以て昭和八年度以降五ヶ年に亘り編成中の全島二十五事業區に對する施業案を完了せり。尙右三事業區の施業案編成の外名好、惠須取、敷香の三事業區に對し臨時檢訂を施行せり。

(ヌ) 昭和十三年度は氣屯、古屯(氣屯事業區より分割)、新間、鵜城、來知志(鵜城事業區より分割)の五事業區此の面積約三十八萬ヘクタールに付目下施業案臨時檢訂を施行中にして檢訂案編成の上昭和十四年度より實行の豫定なり。

三、將來に於ける調査方針の概要

昭和十四年度より同十八年度に至る五ヶ年間を以て左記業務を遂行せしむる豫定なり。

年 度	調 査 別	摘 要
自昭和十四年度 至同十八年度	施業案臨時檢訂	前年に引續き編成済の全島施業案に對し順次臨時檢訂をなす

因に施業案編成の要目は森林經營上適當なる團地區域(事業區)の決定、當該區域内の面積蓄積及地況林況調査、伐採方法、各年の伐採順序及數量、供給先、跡地更新法、各種設備及工事計畫、保安林の設定、事業區の收支計算其の他營林に關する必要事項を洩なく調査説明し、且之等の關係圖簿を調製するものにして、此の一貫せる編成案の運用を俟つて初めて森林の利用は永遠に保續せられ、併せて國土の保安竝に公益を保持せらるゝに至るものとす。

第五節 土地利用基本調査

一、本調査施行事由

國有未開地に對する利用上の區分は拓殖の第一歩に於て全管内に亘り最も合理的に之が實施を了すべき筈なりしも諸般の實情は容易に其の餘裕を與へず爲に農耕、牧畜、漁業其の他の用地何れも概して當面の必要に應じ調査處分せられたるを例とし、殖民區劃地及處分外の未開地は總て營林上國有林の取扱を爲しつゝ今日に及べり。而して斯かる狀態が國有林に對する施業案の編成竝に其の

運用を困難ならしめ、殖民適地の開發民有林の設定等拓殖に關する具体的計畫の樹立乃至進捗上支障を伴ふべきは言を俟たず。仍て拓殖十五箇年計畫の實施に當り多年の懸案たる他の幾多の要急施設を促進すると同時に全管内の未處分未開地に對して利用區分調査を施行し以て速かに土地利用計畫の大綱を確立せんとするものなり。

二、調査方針概要

- (イ) 本調査は集團的に發達せる農漁村又は其の機運に向へる地方より先づ着手し、逐次全管内に及ぼすものとす。
- (ロ) 農耕放牧用地は主として河流汪溢土より成れる肥沃地及市街又は部落に近接する緩傾斜地に選定するものとす。但し公益の爲又は營林上特に支障ある場合を除く。
- (ハ) 民有林豫定地は原則として耕作に必要ならざる未立木地を選定し且つ成るべく農耕放牧地等に介在若は接續せしむ。
- (ニ) 位置、氣候、地味、地貌等の關係上林業以外の用地又は民有林豫定地として不適當なる地域は概ね國有林とす。但し適地と雖も開發の急を要せざるものは現在の林況を善用せんが爲當分國有林とすることあり。

(ホ) 本調査は林業、殖民の兩課協力して施行す。

三、既往概要

昭和九、十兩年度に於ては榮濱郡、敷香郡の一部及豊原郡、大泊郡、富内郡、長濱郡、留多加郡、本斗郡、眞岡郡、散江郡の各全部に付區分を了し、昭和十一年度は野田郡、泊居郡、鵜城郡、久春内郡、名好郡、榮濱郡、元泊郡及敷香郡を踏査の上全島の調査を一應了せり。

四、將來に對する方針

既述の如く一應完成せる土地利用區分の成果も其の後地元狀況の變動により局部的に之を改修するの要少なからざるを以て可及的速に豫算の計上を待つて之を實測確定せんとす。

第六節 森林の利用

領有當初に於ける本島森林は殆ど無盡藏の觀を呈せしも、之が利用に關しては見るべきものなく、住民用、漁業用其の他一時的利用に限られ、僅かに電柱材、鐵道枕木用材の移出ありしに過ぎず。何れも落葉松にして主要樹種たるトド、エゾ利用の合理化は一大懸案として残されたり。爾來銳意研究を續けたる結果、バルプ製産を最も適切と認め一方民間企業家の調査研究と相俟つてこゝにバルプ會社設立の機運醸成さるゝに至り、大正三年大泊に、同四年泊居に工場設立せられ操業の開始を見たり。時恰も歐洲戰亂に際會し、バルプの輸入杜絶せるを以て需要頗る多く、良好なる成績を擧げ、本島バルプの名聲頓に昂まれり。

爾來打續く好況に伴ひ豊原、落合、眞岡、野田、惠須取、知取の各所に工場設立せられたり。之が經營は從來王子、富士及樺工の三社鼎立の状態なりしも昭和八年五月三社正式に合併し、王子製紙株式會社の經營に移り益々斯業進展の狀況に在り。尙本島バルブ工業の研究は漸次進歩し、製紙バルブ以外更に人絹バルブ製造に進出し、昭和七年四月日本人絹バルブ株式會社設立せられ、同十年六月同社敷香工場の建設竣工を見、同月操業開始せり。昭和十二年末産額バルブ二十一萬餘噸、價額四千四百六萬圓、製紙二十萬餘噸、價額五千三百九十三萬圓を算し、本邦斯業上樞要の地位を占む。

尙最近除間伐事業の開始に依り生ずる細經木利用の爲昭和十二年六月泊居管内珍内川畔に簡易曹達バルブ工場を新設し目下操業中なり。又國策バルブ増産計畫に付ては林力の關係上専ら燒枯損木、虫害枯木及ヤナギ類を充てつゝあり。

大正八年より同十二年に於ける松毛蟲の森林被害の爲之が急速利用の必要上、大正十一年より同十五年に至る五箇年間に於て整理の計畫を以て官行斫伐を開始し急激に大量處分行はれたり。此の被害木處理は大部分一般用材として島外へ移出せられたるも時偶々關東大震災に遭遇し復興用材として其の安價なる點より大いに歡迎せられ一躍樺太材の需要を喚起し、被害木伐採整理完了後に於ても依然大量の伐採繼續せられ、一千百數十萬石の大量移輸出せられたるが漸次森林蓄積減少し本島林政上の將來寔に憂慮せらるゝ状態に至りたるを以て、昭和七年林政の一大刷新を行ひ、爾來企圖斷行せられたる各般の事項と共に森林の利用を島内消費本位と爲したるにより島外移輸出數量激減するに至れり。

又近來石炭鑛業俄かに勃興し巨額の鑛業用材を必要とするに至れるを以てカバ類及北部多來加灣地方グイマツの利用開發に努めつゝあり。

第七節 大學演習林

大正三年四月相川、小田寒川流域二萬ヘクタールを割きて東京帝國大學演習林設置せられ之と相前後し北海道、九州、京都各大學の演習林設置せらるゝに至れり。昭和十二年三月末に於ける蓄積材積針葉樹一三、〇八九、四六〇立方米、闊葉樹八九三、八九三立方米なり。

今其の箇所、設置年月日を表記すれば次の如し

演習林名	所在地	設置年月
東京帝國大學演習林	榮濱郡榮濱村大字相濱字小田寒	大正三年四月
京都帝國大學古丹岸演習林	敷香郡泊岸村大字泊岸字古丹岸	大正四年十二月
同 亞屯演習林	敷香郡敷香町大字氣屯字亞屯	大正五年二月
北海道帝國大學演習林	久春内郡三濱村大字珍内字珍内	大正二年六月
九州帝國大學演習林	敷香郡敷香町大字保惠	大正三年四月

第八節 官行斫伐

概 説

一、事業の開始

大正八年より同十二年に亘る松枯蠲蔓延の爲め森林面積約二十二萬ヘクタール、材積約二、四五六萬立方米の被害を蒙りたるが、當時之が利用應急の措置として其の一部は民間に拂下ぐると同時に他方官營に係る虫害木の斫伐事業を計畫し、臨時森林作業所を設け、大正十一年度より事業を開始し昭和元年度に於て大體所期計畫の完了を見るに至れり。

更に昭和二年度より恒久的官行斫伐事業を実施することとなり、樺太廳森林作業所官制の公布を見るが、昭和五年一月二十一日林務署開設と共に樺太廳森林作業所は廢止せられ斫伐事業の實行は林務署に移り樺太廳林業課及林務課に於て監督並に計畫を爲すことに改定せられたり。

而して本島森林の特異性及林型上の見地より擇伐更新法を採用し現在に於ては輪伐期九十年、東海岸一帯は回歸年二十年、伐採率三三%、西海岸地方は回歸年三十年、伐採率四〇%の弱度の擇伐を實施せり。

二、事業の計畫

昭和二年五月現行官行斫伐事業開始に當り年々丸太五三五、七四三立方米を伐採し翌年度之を搬出し賣拂處分を爲す豫定の處種々の事情に依り既定計畫の通り實現するに至らず年々伐採數量等變更せられたりしが、昭和五年度以降年々丸太約一九六、三七〇立方米を伐採し翌年度之を搬出處分することに改變せられたり。尙昭和十一年度よりは樺太廳鐵道事務所の鐵道枕木を同十三年度よりは虫害丸太四〇、〇〇〇立方米を生産することとなれり。

昭和十三年度事業計畫を示せば左の如し

一、官行斫伐収入

四、〇二〇、六八三圓

二、官行斫伐費

九二三、〇一六圓

三、伐木造材

伐木造材二三六、四一七立方米、鐵道枕木六一、〇〇〇挺
搬出 二二〇、三九一立方米、鐵道枕木六一、〇〇〇挺
販賣 二二〇、三九一立方米、鐵道枕木六一、〇〇〇挺

四、事業箇所

惠須取林務署管内 二箇所
西柵丹、北名好
敷香林務署管内
氣屯、初間

- 同署野頃出張所管内
 - 浅瀬、遠内
 - 豊原林務署管内
 - 瀧ノ澤、中野
 - 泊居林務署管内
 - 珍内、小田洲
 - 計
- 二箇所
 - 二箇所
 - 二箇所
 - 一〇箇所

事業の概況

伐木造材 造材方法は利用の集約運搬並に用途等の関係上エゾマツ、トドマツは總て丸太材末口直徑一〇乃至一四糎以上、長さ一・九、二・八及三・八米とし、グイマツは末口直徑一〇糎以上、長さ四・〇及四・二米に造材す。

集材運搬 夏山小出の修羅、木馬、手落とし及玉曳等により流送地點に運材巻立を爲し直に流送に付す。冬山は端乳櫓、四乳櫓等により流送地點又は海岸迄運搬し巻立を爲す。

搬出は主として流送に依り本流網場迄狩下げ水中引渡或は水切巻立を爲す。

製品處分 製紙會社年期賣拂區域より出材せしものは會社に特賣し、其の他の區域に屬する分は豫

約公募に依り特賣し昭和八年度は公入札に附して處分し、九年度以降は王子製紙會社にバルプ資材として處分することなれり。

事業成績表

年 度	伐 木	搬 出	引 渡	備 考
自大正十一年 至昭和元年	九、一〇一、〇〇〇 ^石 四、五五五 ^數	八、四八五、八五九 ^石 一、〇〇九 ^數	八、七六四、八〇五 ^石 一、九二四 ^數	一、搬出は鐵道沿線に在りては鐵道各驛附近、土場其の他に在りては海岸最終土場迄とす。
自昭和十一年 至昭和十一年	二、八八三、五三七 ^數 二〇〇 ^數	二、六四二、三九一 ^數 一 ^數	二、六四二、三九一 ^數 一 ^數	二、敷は薪材、丁は枕木なり。
昭和十二年	七三、六九九 ^丁 七〇 ^數 七四九 ^數 六、六〇五 ^{立方米}	二〇八、三〇三 ^{立方米} 二〇〇 ^數 七三、六九九 ^丁	二〇八、三〇三 ^{立方米} 二〇〇 ^數 六八、六九九 ^丁	三、材積は昭和元年以前は石を以て示し、昭和二年以降は立方米を以て示す。

賣 拂 製品は事業の状況及市場の關係等を考慮し年期、豫約公募、特賣、公入札等に附し賣拂を爲す。其の數量賣拂價格を表示すれば左の如し

年 度	積 立	年 期	豫 約 公 募	特 賣	賣 計
年 度	積 立	年 期	豫 約 公 募	特 賣	賣 計

昭和十二年	自昭和十一年至昭和十一年	自大正十一年至昭和元年
材積 金額	材積 金額	材積 金額
二〇六、九三 三、七三七 七、八三	— —	二、七八一、二八五 七、四五六、八八三
— —	— —	二、三四二、七〇七 六、一八一、九五四
— —	— —	三、六四〇、九三三 八、七四〇、一四
— —	— —	八、七六四、八〇五 三、三八〇、九五二

備考 自大正十一年至昭和元年 は虫害木處分にして昭和二年以降は生木の處分なり。

第十四章 水産業

第一節 總説

本島に於ける鯧、鱒及鮭の漁業は遠く松前氏の蝦夷に封ぜられたる時代に於て既に邦人に依りて行はれたりしが、明治八年千島樺太交換條約の結果、本島の露領となりたる後に於ても漁業は尙依然として邦人に依り經營せられたり。而して鯧、鱒及鮭のみならず、其の他の魚族亦尠からざれば水産は本島に於ける唯一の富源として重要視せられ、明治三十八年邦領に歸するや其の主要魚族たる鯧、鱒、鮭に付ては其の漁利を永遠に保持し該漁業の堅實なる發達を期せんが爲建網制度を採用し、其の漁場は露領時代に設けられたる漁區に基き之を定め、邦人の經營したる漁場は従來の經營者に免許し、其の他の漁場は競争入札に依り漁業者を定めたり。鯧、鱒及鮭以外の漁業に付ては鯧、鱒、鮭の蕃殖保護に妨なき範圍内に於て一般に之を許可したりと雖も、是等の漁業に従事する者の多くは資力乏しき本島定住の漁業者にして、其の收益亦鯧、鱒及鮭に比し尠く生計の維持困難なる狀況に在りしを以て、大正四年漁業法規の一部を改正し本島定住の漁業者を以て組織する漁業組合に對し鯧、鱒、鮭の専用漁業を免許し、其の漁業組合員をして一般漁業に従事するの傍ら鯧、鱒及鮭の漁利に均霑せし

め以て漁業經濟の一端を補はしめたり。越えて大正十年專用漁業の數を増加し漁利の均霑に努め、更に大正十一年及同十五年漁業法規改正に依り漁業免許の入札制度を廢したる外漁具漁法等漁制上改革せられたる點少からず即ち

鯨、鱒及鮭の定置漁業、介類、藻類等の區劃漁業及專用漁業に付ては樺太廳長官の免許を受くることを要し其の漁具は鯨に付ては建網、鱒、鮭に付ては建網又は瓢網に限られ、又專用漁業は鯨に付ては刺網及小建網又は地曳網、鱒及鮭に付ては小建網又は地曳網に限らる。

許可漁業の種類は十六種に大別し支廳長の許可を受くることを要し、漁業の場所二支廳以上の管轄に亘るときは樺太廳長官の許可を受くることを要す。而して鯨及鱒の漁利は漁村維持の爲に特に必要なるものに付許可漁業中鯨刺網、鯨流網、鱒配繩の許可は漁業組合員に限定せり。

漁業制度の概要斯くの如しと雖も樺太に在住する土人に對しては例外規定を設け、土人にして土人以外の者を使用せずして漁業を爲す場合に於ては免許を要する漁業を除き鯨、鱒、鮭の捕獲に付ては慣行の區域及特に定められたる區域に於て、其の他の水族の採捕に付ては自由に之を放任せり。

第二節 漁業並水産製造

本島に生産する水産物の主なるものは鯨、鱒、鮭、鱈、鰈、鰻、鮫、蟹、海鼠、帆立貝、北寄

貝、臘肭獸及昆布等にして其の漁業並に製造の概況を述べれば

鯨・鱒漁業は其の産額漁業中の首位を占め近時漁獲最も多き地方は西海岸各地にして、亞庭灣沿岸及東海岸は天災海況の變化等相踵ぎ昔日の如き漁獲なし。

本漁業中定置漁業に使用する漁具は明治三十九年は露領時代の例に倣ひ一漁業權に付建網一統及曳網一統なりしが翌四十年より曳網を廢し副網に代へ建網二統を使用せしめたり。然るに大正九年七月漁業法規全般の改正に依り一漁業權に付一建網の制に改め、鱒、鮭及鯨とは別個の漁業權と爲し鯨漁に對しては副網に代ふるに待網を以てし、更に大正十一年漁業法規の改正に伴ひ待網に代ふるに建網を免許せり。又專用漁業に使用する漁具は大正四年に於ける制度改正に際しては刺網のみなりしが大正十一年更に之を改正し刺網と地曳網又は船曳網の併用を認め大正十五年更に刺網及小建網又は地曳網を使用せしむることに改正せられたり。

其の他漁業組合の組合員に限り六月十五日より流網を十月一日より刺網を使用する事を得せしむ。鯨は各漁業者に依り其の大部分は製造せられ、製品の重なるものは搾粕なるも近時身欠鯨並に鱈の製品次第に其の數を増加し各製品の品質改良に意を用ゆるに至れり。鹽鯨は明治四十五年後數年間當該漁業者に依り製造せられ支那に試賣したりしも其の成績良好ならざりし爲大正五年以後之を中止せるも昭和八年より滿洲方面輸出向として製造せらるゝに至れり。亦近時燻製鯨の製造に従事するものあるに至りたるも其の産額未だ多からず。生賣は貯藏並に輸送機關の完備に伴ひ年々其の量を増加す

水産業

るの傾向を示せり。鯨漁業の經濟改善は久しきに亘りて攻究せられたりしが昭和七年十二月樺太共同漁業株式會社(總資本金五二六萬圓)の創立に依り資金の融通並に販賣統制を圖り得るに至れり。

鯨漁獲高 (單位疋)

年度	支廳	數	香	元	泊	豐	榮	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和十二年		五、九七二、七八一	一、九〇一、八八〇	四、八三二、八四四	七、一三七、七五七	六、三三三、七四九	二、四七二、九六四	七、八三三	一、九六四、七八三	一、四六、三五八	七七一					一、四六、三五八、七七一

鯨製品及生賣 (昭和十二年)

支廳別	品種	數														合	價	額
		香	元	泊	豐	榮	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計			
鯨	油	二四六	二七七	二、九一七	二、四一八	九、九三三	二、四八三	六、三〇三	六、六八八	四七四、二二七								
鯨	粕	一、〇八八、二五七	二四三、三六〇	九四七、八八〇	九、〇四四、一九三	三、八一〇、三三〇	三、三九五、三四六	一、四四一、七〇〇	九、九四四、〇七三	二、九四三、九七九								
鯨	外欠	二〇、七九〇	二、五〇四	九三七	五、一四〇	一、〇九一、〇三三	一、二二八、九三五	二、三六、一七〇	二、六五四、三二五	八〇四、八九八								
鯨	身	四、六四二	六、三五二	一、六〇四	一、六〇四	三、三四、八九〇	二、七、六二四	六、二五、五三三	七、八三、二四六									
鯨	鯨	二〇、六九二	三〇、一九五	八二七	四〇、四七二	五、一〇六	一、八二八、〇〇〇	三、五一一、二五〇	三、八二二、三九一	五七八、四五五								
鯨	胴	四五〇	二、六一〇	九〇	二、九七〇	一〇六、四七〇	一、二四、四七〇	二、五九、一〇〇	二、五九、一〇〇	三九、五六六								
鯨	白子																	

支廳別	品種	數	香	元	泊	豐	榮	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計	價	額
鯨	目	九七五	一、九五〇	一	三、八二五	四八、七五〇	五九、三五五	一六、二七五	一三二、〇〇〇	一六、二六八								
鯨	鹽	九、九〇七	一	四、五〇	四、五〇	七、七二〇	三、七二、三五五	一、一一	四、五七、六九四	四〇、三九二								
鯨	小鯨	三七	六七五	八四〇	四三、八九六	一、五四五	一、三、六五三	一、五四五	一、三、六五三									
鯨	燻製			一、八七五			二、六一七		四、四九二	一、五四〇								
鯨	生賣	五八三、九三五	四、五三、一五〇	八、七、七八七	一、六、七四、四三〇	八、四、四一、二七三	九、二、四〇、三六三	三、三、二、三三	三、三、二、三三	八、八、二、九八								
鯨	鹽	四、〇九一	九、三三三	一、二、五一〇	四、二、六三	八、二、九、八七八	九、一、五、一一〇	一、一、二、六三五	一、一、八、七、八二〇	六、六、七、一五〇								
鯨	子	一八、九九〇	一八〇	四、五〇	三、三、五九〇	三〇六、九〇〇	九、九〇	一、五、三三〇	三、五、一、六三〇	五〇、二、九八								
鯨	其他																	
鯨	計																	

鯨 鯨漁業は鯨漁業に亞ぐ重要漁業にして東海岸を主とし、就中幌内川を中心とする多來加、新聞間及内淵川を中心とする元泊、富内間を最とす。此の外亞庭灣に在りては中知床岬及留多加川を中心とする一帯は稍漁獲多く、西海岸に於ては内幌、樂磨附近、來知志川口附近の鯨漁場は比較的優秀なり。本漁業中定置漁業に使用する漁具は從來建網に限られたるが大正九年より瓢網をも使用し得ることゝなれり。

鯨は島内各地冷蔵船に依り内地へ生賣せらるゝもの、殊に最近島内に於ける冷蔵庫の設備と相俟つて冷蔵原料に供するもの並に罐詰原料に供するもの次第に増加せるも、尙其の大部分は鹽藏せらる。

水産業

鱒漁獲高 (單位疋)

年度	支應	敷	香	元	泊	豐	榮	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和十二年		九、三九〇、二七三		三六〇、五四三		一一七、五七七		七四、六五七		一、三三八、六〇八		三、二七四、一五二		三一八、六六三		一五、五三四、四七二

鱒製品生賣 (昭和十二年)

品種	支應別	數														合		價	計
		香	元	泊	豐	榮	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計	計			
鹽	鱒	三、八七五、九二五	一、三四四、〇〇〇	五二、二四三	一八六、一六六	六三三、二三二	二、六五四、七二五	九四、九三一	六、六二九、六二三	七三〇、八八六									
鹽	筋子	一、三三四、六六六	八〇、四三三	七、八一八	八、三四三	一一、七七八	三三、七三〇	一、六九〇	二〇三、八七〇	五、一〇五九									
鱒	粉	三、六、七〇〇	六、三〇〇	一〇、六二〇	三、三三〇	六、三三〇	一、三、九五〇	三、六〇〇	九、九、九〇〇	六、四、六六一									
鱒	水煮罐詰	三、六、五三三	四、〇七〇	六、四六二	一、三、七四六	五、〇二二	一、三、三三三	一、八、六八五	六、〇、八〇〇	六、四、三六八									
生	賣	四、〇、一八五	一、九、九〇八	四、六、八六六	四、六、八九五	五、〇、二二七	一、三、三三三	一、八、六八五	六、九、三、九七九	四、四、二、〇四〇									
其	他																		
計																			一九〇、一六九

・ 鱒 鱒は夏期秋期の二期に漁獲せられ前者は夏鱒又はトキシラズと云ひ後者をアキアジと稱し、其の分布區域狭く豊凶の差少し。夏鱒は東海岸敷香附近を主とし、一漁場にして漁獲高二十萬疋内外に達するものもあるも他の地方は甚だ稀薄なり。アキアジは西海岸に於ては南蘭泊、麻内、阿幸及南名好川

附近、東海岸に在りては内淵川附近に多く一漁場にて十萬疋以上漁獲するものあり。 鱒は鱒と同じく一部生賣せられ又は罐詰原料に供するも其の大部分は鹽鱒に製せられ、近時燻製品の製造を企圖するものもあるも尙其の産額多からず。

鱒漁獲高 (單位疋)

年度	支應	敷	香	元	泊	豐	榮	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計
昭和十二年		一、二五五、四五五		一〇、七七〇		七四七、六五五		一三、一〇九		一八七、三三四		四七、八七九		一四、六九六		二、四〇四、八四七

鱒製品及生賣 (昭和十二年)

品種	支應別	數														合		價	計
		香	元	泊	豐	榮	大	泊	本	斗	眞	岡	泊	居	計	計			
鹽	鱒	三三、五三三	一一、四九三	一四、五六三	四八、五三一	一七、八六六	六、五四七	五、六四七	五、六、一三一	一一二、三四九									
鹽	筋子	一、三、八九二	三三七	二、九四〇	三〇七	四、七三三	一、六五	三三、三六九	四、二九四	四、二九四									
燻	製	九七四		五、四〇〇		三、三七五		九、五二〇	四、二四八	九、五二〇									
鱒	水煮罐詰	八、四、七六四	六、二七三	五、四、〇六六	六、四、〇九四	三、五、四四	一、六、七〇一	四、四、五七三	一、四、六九六	二、四、二八一									
生	賣																		
其	他																		
計																			三四九、〇五七

鱈 鱈は全島沖合一帯に棲息せるも其の主産地は西海岸野田より武意泊に至る間に於て、専ら配繩を以て釣獲せらる。該地方に於ては夏期三箇月を除くの外殆ど該漁業に従事す。同地方に於ける盛漁期は所謂春漁季節即ち二月より六月に至る時期にして、此の期間に於ける漁獲高は川崎船一隻にて三萬尾乃至四萬尾、發動機付漁船一隻にて五萬尾乃至十萬尾に達す。十月より翌年一月に至る秋及冬漁は漁獲高春漁の半ばに達せず。大正十四年夏以來小型發動機船激増したるのみならず、最も多産する北本斗漁船の如きは五、六十馬力を普通とし或るものは百馬力に近き發動機をも据付くるに至りしを以て今後は其の産額著しく増加すべし。

鱈は主として棒鱈に製するも夏期に於けるものは主として搾粕又は開鱈に製す。尙大正六年頃より歐米輸出向鱈、特にストックフイツシユの製造企業せられ、大正八年の如きは其の年産額九五六、二五〇疋に達したるも、大正九年以降歐米市場の變動と一般經濟界の打撃とに依り漸次減少し現在は殆ど休止の状態に在り。大正十四年以來冬期鹽鱈として移出せらるゝもの百萬尾に達するに至り。尙副産品たる鱈肝油の製造盛にして主要なる鱈漁業地には其の工場多く、製品は工用油及藥用肝油の二種にして其の年産額一萬函に達す。

鱈 漁獲高 (單位疋)

年度	支廳					計
	敷香	元泊	豊榮	大斗	本斗	
昭和十二年	—	—	—	五三、四〇三	六、八四五、一九三	一、七八四、七九七
一九五	—	—	—	五三、四〇三	六、八四五、一九三	一、七八四、七九七

鱈製品及生賣 (昭和十二年)

品種	支廳別	支廳					合計	數量	價額
		敷香	元泊	豊榮	大斗	本斗			
開鱈	鱈	—	—	—	—	—	—	—	
鹽鱈	鱈	—	—	—	—	—	—	—	
棒鱈	鱈	—	—	—	—	—	—	—	
鱈骨	鱈	—	—	—	—	—	—	—	
鱈油	鱈	—	—	—	—	—	—	—	
肝油	鱈	—	—	—	—	—	—	—	
肝油	鱈	—	—	—	—	—	—	—	
生賣	鱈	—	—	—	—	—	—	—	
鹽鱈	鱈	—	—	—	—	—	—	—	
其他	鱈	—	—	—	—	—	—	—	
計	鱈	—	—	—	—	—	—	—	

鱈 鱈の種類は十數種に及び到る處之が棲息を見、漁業は配繩又は手繰網漁業の二種なりしも最近發動機船に依る底曳網續出せり。鱈は生賣せらるゝの外悉く搾粕に製造せらる。

鱈 漁獲高 (單位疋)

年度	支廳	製製品及生賣 (昭和十二年)									
		敷香	元泊	豊榮	大泊	本斗	眞岡	泊居	數量	價額	計
昭和十二年		九三,100	六九,100	一,二七六,四三〇	二,一九一,六三二	七,一五五,九六六	二,四〇六,二四七	一,九〇五,二三七	一五,七二八,七九七		

支廳別	品種	製製品及生賣 (昭和十二年)									
		敷香	元泊	豊榮	大泊	本斗	眞岡	泊居	數量	價額	計
鱈	粕	五,七六〇	一三三,三〇〇	一九九,八〇〇	二七六,七五〇	八五〇,六二〇	三七一,六〇〇	一六四,四三〇	一,九一七,二七二	二五四,八九九	
素乾	鱈			六,四三〇	一,一八五	一,〇五〇	八,三六八	四,三三一	二一,四〇四	三八八七	
生賣	鱈	七五,〇〇〇	七九,五〇〇	四三三,〇〇〇	二,二六〇,一三五	三,六三七,四五二	五,二〇,二二七	一,〇六八,七五〇	八,〇七三,〇七三	二〇九,六三三	
其他										八四,四二六	
計										五五二,八四四	

蟹 蟹の最も多く利用せらるゝものはタラバガニと稱するものにして、沿海到る處に棲息し、専ら刺網を使用して漁獲せらる。

明治四十二年以降罐詰製造業勃興に伴ひ本漁業の隆盛を來せしが、濫獲の弊に陥るを避け之が蕃殖保護の爲雌蟹及背甲五寸以下の稚蟹の漁獲を禁止し、且つ一定の禁漁期を設くる等力めて漁利の維持を圖れり。

蟹は少量の生賣を除くの外全部罐詰及壘詰に製造せられ、大正六年には其の産額十二萬函、價格三

百萬餘圓に上れるが、蟹漁獲高漸減の傾向を呈せるを以て大正九年工場の手合を行ひ、蟹の濫獲を防ぐと共に一面製品の改良統一を計り、本島の重要水産物として其の聲價を擧ぐるに努め居れり。

蟹漁獲高 (單位尾)

年度	支廳	敷香	元泊	豊榮	大泊	本斗	眞岡	泊居	計
昭和十二年		一,二五一,八九四	一四,三八〇	二五〇,一三二	五三,三五〇	九七六	六,二五三	二九,六四〇	一,六六一,六七

蟹製品及生賣 (昭和十二年)

支廳別	品種	蟹製品及生賣 (昭和十二年)									
		敷香	元泊	豊榮	大泊	本斗	眞岡	泊居	數量	價額	計
蟹水煮罐詰		二二,二五一		六,七三三	一一,四〇〇	六,二二〇	一八〇		二九,五三四	一,二六三,八八八	
蟹殼		二八二,四三〇		二七,九〇〇	一一,四〇〇	九七六	二九,六四〇		三六,一四〇	一三,一四五	
生賣		一,三五一,八九四	一四,三八〇	二五〇,一三二	五三,三五〇	九七六	六,二五三	二九,六四〇	一,六六一,六七	二二,二四八	
其他										六,四三六	
計										一,四九五,七二七	

昆布 昆布は其の分布頗る廣く全沿海殆ど産せざる所なく、就中西海岸及亞庭灣に多く産す。西海岸に於ては有部以南西能登呂に至る間及海馬島最も多く品質亦良好なり。亞庭灣に於ても大泊、池邊澁間産額多く品質西海岸に次ぎ、東海岸は品質一般に劣れり。昆布は豊凶隔年にして凶年には豊年

の二分の一にも達せざることあり。
 昆布は其の種類品質等に應じ反昆布、花折昆布、細目昆布、トロロ昆布、島田昆布等に製せられ、食用に堪へざるものは沃度製造の原料としてケルプに製せらる。

昆布製品 (昭和十二年)

支應別	品種	敷香	元泊	豊榮	大泊	本斗	眞岡	泊居	合	
									數量	價額
反昆布	反昆布				四九二、八七五	一〇三、五二八	五五九、一七三	五五、四四三	二、二九、〇〇七	五九八、〇三〇
花折昆布	花折昆布				三三、三二一	三四、九三六	一五七	一、二九〇	六九、六九六	一六、八六六
トロロ昆布	トロロ昆布				五五一、七二四	一六〇、六八〇	二五、五二八	五、六九三	七六九、七八九	五八、三三九
島田昆布	島田昆布			二〇					三三、三九〇	八八九
加工昆布	加工昆布				一、二六三	一八七	五、四五六	三、七四二	一〇、六四八	六、七九六
昆布灰	昆布灰				三三、九六六	六、七五〇			二九、七二八	五九五
其他	其他									二、八四三
計	計									七〇三、二三〇

臘肭獸 海豹島は我國唯一の臘肭獸蕃殖場にして、米領プリビロフ群島及露領コンマンドルスキー群島と共に北太平洋に於ける三大棲息地として並び稱せらる。明治三十八年本島の我領有に歸するや直に獵獲を禁止し、次で之が蕃殖状態を調査し、翌明治三十九年より年々監視員を駐在せしめ専ら臘肭獸蕃殖保護調査に従事せしめたり。

臘肭獸蕃殖狀況 (單位頭)

年別	最多上陸頭數	産兒數	死兒數	獵獲頭數
昭和十二年	三、六五〇	一四、五〇〇	七六四	二、一三三

以上各種水産物の最近の總價額を示せば左の如し

水産物總價額

種類	年別	
	昭和十二年	昭和十二年
鯨	七、七一五、五七四	一、八〇、九四二
鱈	一、九〇〇、一六九	三七、七二五
鮫	三四九、〇五七	六二六、〇三六
鮭	一、二二六、二二一	九四九、九八一
鱒	五五二、八四四	一、七三六、〇三三
鱈	一、四九五、七二七	一九、一〇八、五三九
蟹	〇、三三〇、七	
計		
貝類		
寒天		
其他		

第三節 蕃殖保護

本島に於ける養殖事業の主なるものは河川養殖に屬する鱒、鮭人工孵化事業にして現在廳營孵化場六、水産會經營七ありて何れも平水式を採用せり。輒近諸般事業の勃興に伴ひ鱒、鮭の天然蕃殖に障害を與ふるもの尠からざるを以て年々廳營又は民營の孵化場を擴張又は増設し之が蕃殖を圖るの方針を採れり。其の他湖沼、池中及淺海養殖に屬するものには遠淵湖に於ける寒天原藻たる伊谷草及牡蠣の養殖、富内湖に於けるワカサギ人工増殖、來知志湖に於けるワカサギ、蜆、南貝塚地先の北寄貝の養殖事業、東西兩海岸に於けるトラバガニ人工増殖事業、其の他池中に於ける鯉、鮒の養殖並漁業組合の施設に屬する昆布其の他有要藻類蕃殖保護の爲投石及雜藻芟除等の實施を見るに至れり。

第四節 水産物検査

本島に於ける水産物検査は明治三十八年本島の邦領に歸したる當初の數年間は西海岸南部水産組合亞庭灣水産組合、西海岸亞庭灣東海岸各建網漁業水産組合、罐詰業水産組合及鹽鯿製造業水産組合等の各種水産組合に於て其の組合員の生産したる特定水産品に限り之を行ひ來りたるも、水産業は本島に於ける最も重要なる産業に屬するのみならず、其の生産品の殆んど全部は商品として島外に移出せ

らるゝ關係上、水産製品全般に亘り之が検査を施行し改良の實を擧げ、品位の統一を期し、以て市場の聲價を高むるの必要を認め、大正三年樺太廳に水産物検査所を設け廳令を以て水産物検査規則を公布し、水産物の検査は専ら廳營となし、樺太廳長官の任命する水産物検査員をして之を行はしむることとなりてより爰に二十五年其の間數次に亘り検査規則の改廢を行ひ、需要地の要求と時勢の進運に伴ふ検査等級の増加、検査品の追補に努め以て品位の向上統一に盡したる結果、其の成績大いに見えるべきものありて本島水産品は内外市場に好評を博するに至れり。

検査の施行は水産物検査員百餘名を沿岸各地に駐在せしめ、其の擔當區域内を常時巡回して検査を行はしめ、同時に製品改良の實地指導に當らしむるの外全島沿岸を十區に區分し、各區に検査主任を置き區内の検査員を指導督勵し以て検査の敏活と其の統一に任ぜしめ、更に本所より數名の職員各地を巡回し各般の指導と監督に當り之が改良統一の實を擧ぐるに努む。

検査の生命とする検査の嚴正統一に付ては前記の如く各職其の職分に應じ精進努力するも尙其の統一をして一層完全ならしむる爲各主要生産品の出廻期前樞要地に其の検査等級の標準査定會を催し、検査員と生産者たる漁業者、製造業者並に海産取引業者の多數を以て多種多様の品位を有する多數の標品に付其の等級區分をなし、各等級品位に馴染せしむると共に、決定したる等級標品は各検査員駐在所に之を備付け一般に閱覽せしめ、當業者の製造並に製品選別上の参考に資せしめ検査に際し遺憾なきを期しつゝあり。

検査を行ふべき水産製造物の種類は水産肥料及飼料一切。鱒、鮭、鯉、鱈、鱒、鱈等の鹽藏品。鱒及鮭の筋子、鯉、鱈、鱈及鱈の子、雲丹等の鹽師類。身欠鯉、外割鯉、鯉、棒鱈、明太、棒鱈、鮫、鱈、乾鮓、鰯、鯉、キウリ、玉筋魚、小鯉等の素乾品。開鱈、開鱈の鹽乾品。海參、乾貝、剥蝦、鯉、キウリ、玉筋魚、小鯉、フヂコ等の煮乾品。昆布、銀杏草、サルメン、海藻等の海藻類。魚油、肝油、海獸油等の油脂類。蟹、鱒、鮭、蝦、北寄貝、帆立貝、白魚、雲丹及鯖等の水煮、鱒、鮭、鯖、鯨、海螺、雲丹、鯉及鱈等の味付、鯉及鱈等のトマト漬、鯉及鱈の油漬罐詰類、寒天等にして殆ど全水産製品を網羅せり。

更に昭和九年三月二十八日輸出水産物取締法の公布を見るや同年九月二十日同法の一部を本島に施行し、同年十月二十日廳令を以て輸出水産物検査規則を公布同時に之を施行し蟹、鱒、鮭水煮罐詰及フイツシユ、ミール竝に魚粕を輸出水産物と指定し其の輸出検査を行ふべき職員の任命を見たり。

第五節 水産に關する組合

漁業組合は明治四十一年十二月漁村部落を二十區に分ちて漁業組合を組織せしめ之に三十九の定置漁業権を與へたるに始まり。其の後大正五年組合の分合新設を行ひ二十八の漁業組合を設置し鯉、鱒、鮭の定置漁業権の外更に専用漁業権を附與し、組合員をして直接鯉、鱒、鮭の漁利に均霑せしむ

るの途を開きたり。指導獎勵の結果輒近共同施設事業の發達を促し漁村の基礎漸く堅實の域に進みつゝあり。其の主なるものは漁業資金の貸付、共同販賣、共同購買、共同貯蓄、遭難救恤、講習、講話其他魚介藻類の保護蕃殖等なり。昭和十二年末現在漁業組合數五〇、組合員數五、〇三七名に達せり。

水産組合は全島定置漁業者を網羅せる樺太定置漁業水産組合竝に大泊町に於ける海産物製造業者に依り組織せる大泊海産物製造業水産組合及大泊海産物販賣業水産組合の三組合ありて、水産業の改良發達と組合員共同利益の増進に努め居れり。

第十五章 鑛業

第一節 總說

本島の鑛業は其の領有前に在りては僅に猿津炭礦、落帆炭礦及西海岸小田洲附近に於て極めて短期間少量の石炭採掘を見たる外、露國政府時代に於ては殆んど世人の腦裡に片影だも存せざりしが如く、従つて鑛物の調査等も僅かに海岸及河口の一部分に於ける炭層の露頭、或は流礫の存在等に付略記せるものありしに過ぎず、内部森林地帯の鑛物に付ては何等知る所なかりし状態なり。明治三十八年邦領に歸するや軍令を以て先づ全管内鑛物の採取を絶対に禁止し、爾後幾多の調査と變遷とを経て漸次部分的に之が開放を行ひ、今や管内三大封鎖炭田の石炭鑛業を除くの外は總て内地と同一制度となれり。

鑛業制度

現今本島に於ける鑛業の制度も亦内地同様鑛業法、鑛業抵當法、砂鑛法及砂鑛區税法の全部を施行し、登録手續の如き總て鑛業登録令を準用し居れり。只此の間に在りて本島獨特の制度として所謂封鎖炭田なるもの存在す。即ち軍政時代以來幾多の變遷を経て明治四十五年石炭採掘に關し法律第二十三號の發布を見、主務大臣の指定したる區域内の石炭採掘に付採掘料を徵收し、其の區域内の石炭の採掘料を競争入札に附し落札者に之を許可することとし、更に本法に基き左の法令公布ありたり。即

ち鑛業法は除外例として特殊の制度を設定し以て今日に及べり。

一、明治四十五年法律第二十三號に依る石炭採掘の許可に關する件（明治四十五年六月勅令第三百十七號）

一、樺太に於て石炭採掘料徵收區域（明治四十五年六月閣令第二號）所謂封鎖炭田なるものは閣令第二號に依り其の區域を限定せらる。一に之を三大炭田とも稱し其の區域左の如し

南部炭田

雨龍川及吐鯤保川流域以南能登呂半島一圓

中部炭田

内淵川流域一圓 但し第一支流落合基點より下流を除く

川上川流域一圓 但し同前

泊居川流域一圓

東は分水嶺を界とし北は泊居川流域より南追手川流域に至る一圓

北部炭田

内路川以北國境に至る間の幹線道路と其の西方分水嶺との間一圓

今少しく制度の沿革を述べれば、領有直後即ち明治三十八年八月軍令第四號を以て本島全域に互り

鑛物の採取を嚴禁し、又同第五號を以て鑛産物の島外移出を嚴禁せり。之れ當時諸般の秩序未だ定まらずして、鑛業に關して他日一定の方針に基く制度の確立せらるゝ迄は全島の鑛業を絶対に禁止し、以て所謂鑛山師の爲に貴重なる鑛區を先占亂掘せられ、天與の鑛利の暴殄せられんことを防止するが爲に外ならず。蓋し本島從來の鑛業に關する記録及制度に據るべきものなく、從來の本島地質鑛物の調査も亦見るべきものなきを以てなり。

明治四十年民政署廢止せられ樺太廳の設置せらるゝや、勅令第二三三號を以て先づ鑛業法の一部即ち鑛業法に關する規定、國の鑛業に鑛業法を適用するの規定、試掘に關する規定、鑛業の出願許可手續に關する規定、土地使用の規定、訴訟、訴願、裁決に關する規定を除き之を施行すると共に、勅令第二三四號を以て樺太鑛業令を公布し、本令第一條に依り内務大臣の指定したる區域即ち大泊、榮濱間幹線道路以東の地域に對し普通の出願手續に依り鑛業權(採掘權)を許可せり。其の以外の地域に於ける各種鑛業に對しては本令第十七條に依り樺太廳長官は内務大臣の認可を得て鑛種及鑛區を指定し一定の資格者に採掘權許可の際納付すべき金額を競争入札に付し其の落札者に鑛業權を付與することとせり。爾來地質鑛物の調査進捗に伴ひ、前記封鎖區域内に於ても大規模の經營を要する石炭鑛區の如き其一部分に止まり、他は之を一般の出願許可に委するも本島開拓の大局より見て鑛利保護上何等支障なきものと認め明治四十二年一月内務省令第二號を以て封鎖區域を現在の三大炭田及惠須取北名好兩炭田の區域に止め他は全部之が開放を斷行せり。一面同年八月に至り勅令第二一四號を以て鑛業

法中未施行に在りし第三章土地使用に關する規定及第七章訴訟、訴願、裁決に關する規定(試掘に關する規定を除く)を施行し、其の範圍を擴張し採掘出願に關しては略内地同様の制度に改めたり。次で明治四十五年六月法律第二十三號の公布を見、之に胚胎して勅令第一三七號及閣令第二號に依り石炭のみの封鎖區域を更に縮少し現在の區域に改むると同時に鑛業法施行の範圍も擴大し、同法中鑛業税に關する規定を除きたる以外は全部之を施行し、殆ど内地の鑛業制度と同様に爲すと共に從來の樺太鑛業令を廢止したり。然れども稼行鑛區は尙漸次増加の趨勢にあるに鑑み、大正十年七月勅令第三〇八號を以て鑛業抵當法を施行し、次で大正十一年四月勅令第二〇六號を以て從來鑛業法中未施行部分全部及砂鑛區税法を施行したるを以て茲に全く内地と同一の制度となれり。

尙砂鑛業に關しては明治四十年勅令第二三五號を以て砂鑛採取法中第十二條を除きたる全部を施行し次で明治四十二年勅令第一七八號を以て同年七月一日より砂鑛法の全部を施行したり。

鑛務行政の狀況

本島に於ける鑛務行政は前述の如く明治四十年度に開始せられてより實に三十餘年にして其の間出願總件數昭和十二年末迄に約一二、六〇〇件に及び其の大部分は石炭鑛業に屬す。

鑛業出願の趨勢を見るに明治四十年の十件を初めとして爾來一般經濟界の盛衰に伴ひ年により多少の増減ありたるも大體連年倍加率を以て増加し昭和十年六二六件、昭和十一年一、三三四件、昭和十

二年に於ては四、〇七九件の著しき増加を示せり。昭和十二年末現在許可鑛區數砂鑛區數、面積(又は延長)を示せば左の如し

種別	探掘		試掘		砂鑛	
	鑛區數	面積(ヘクタール)	鑛區數	面積(ヘクタール)	鑛區數	面積(ヘクタール)
石炭	八三	二七、二六七・〇二	四二	九五、四〇一・二七	—	—
石油	一〇	二、八九二・三九	五五	一一、九〇三・〇八	—	—
金、銀、銅	—	—	—	—	—	—
金、銀、銅、鐵	—	—	—	—	—	—
金、銀、銅、硫化鐵	—	—	—	—	—	—
水銀	—	—	—	—	—	—
辰砂	—	—	—	—	—	—
砂金	—	—	—	—	—	—
砂白鐵	—	—	—	—	—	—
砂白鐵	—	—	—	—	—	—
砂鐵	—	—	—	—	—	—
計	九四	三〇、三六二・五三	四八五	一〇九、七七七・九六	二	六五、〇三六米

第二節 鑛物

本島に於ける鑛物は石炭を主とし石油之に亞ぐ。其の他の鑛物にありては金、砂金、含銅硫化鐵鑛及辰砂鑛等存在するも未だ重要な鑛床を發見せず。非金屬鑛物としては石灰石、海綠石及柘榴石等あり。其中石灰石は製紙用原料として、又海綠石は硬水軟化劑として採掘せられつゝあり。

石炭

炭田 炭田の主なるものは北部、中部、南部の三大炭田、惠須取炭田、西柵丹及東海岸炭田等にして主として白堊系より成る西樺太山脈の兩側に發達する古第三系及新第三系中に胚胎し、之を分つて上部夾炭層及下部夾炭層の二群とす。

古第三系 下部夾炭層 安別、知内、珍内、泊居、内淵、川上、雨龍、奥内幌炭田等

東海岸上部 夾炭層 半田澤、内川、内路、知取、泊岸、樫保、登帆、白浦及皆別炭田等

新第三系

西海岸上部 夾炭層 北部 沃内、西柵丹、北名好、塔路、大平、武道澤、上惠須取、天内及幌岸炭田等

南部 小田洲、追手、野田、吐鯤保、内幌及南名好炭田等

下部夾炭層

二九一

北は西海岸國境地方より泊居川流域を経て内淵川及川上川流域に發達し、南下して豊

眞山道、留多加川流域に至れば一度中絶するも南方に至りて再び雨龍川流域地方より能登呂半島の分水嶺の兩側に沿ひ、南北に長く發達せり。本層の厚さは七百米を降らず。三層乃至十三層の稼行炭層を挾有し、豊富なる埋藏炭量を有するを以て、本島石炭鑛業上重要視される可きものなり。

上部夾炭層 本層は東海岸上部夾炭層及西海岸上部夾炭層に分つことを得。

東海岸に於ては北は國境より南は白浦に至る約二五三籽の間及中知床半島皆別地方に發達し、就中北部封鎖炭田中の内川地方に在りては厚層の炭層を挾有せり。

西海岸に於ては更に之を北部及南部の二群に大別することを得。北部の夾炭層は北は親鶉地方より南は幌岸川上流地方に至る約一二〇籽の間に發達し、厚さ四百米に及び、最も能く發達せる處に在りては十三枚の稼行炭層を挾有し炭層は一般に厚層にして厚さ十八米に達するものあり。南部の夾炭層は野田地方に局部的に存在する外、本斗より十和田に至る約七五籽の間に發達し層厚約三百米に及びり。

一般に上部夾炭層は東、西兩海岸地方に於て其の分布廣汎にして炭層概して厚く本島石炭鑛業上重視さるべきものなり。炭質は西海岸北部に屬するものは良好にして發熱量大にして灰分少けれど東海岸及西海岸南部に屬するものは何れも水分多く發熱量小なり。

埋藏炭量 本島主要炭田の位置及昭和十一年末迄に調査せる區域の埋藏炭量を示せば左の如し。但し炭層は純炭部厚さ〇、七六米以上を採り、疏水準下六〇〇米迄を計算せり。

炭田位置名稱	疏水準以上		疏水準以下		計	備考
	地	地	地	地		
北炭部封鎖田	半田潭炭田	八六、〇〇〇	一三、二八〇	一四、四八〇		
	内川炭田	一一、七〇二	七、七六六	八三、四八八		
中炭部封鎖田	泊居炭田	四一、八六一	五、八一九	九八、五〇〇		
	内淵炭田	一一、三二八	四八四、九六四	五九八、一四七		
	川上炭田	一七、三二五	九八、八四二	一一六、一五七		推定
南炭部封鎖田	吐鯤保炭田	一〇、一五七	五八、四九二	六八、六四九		
	奥内幌炭田	—	二七、四〇〇	二七、四〇〇		
	内幌炭田	六、一三七	四七、三六二	五三、五九九		
	南名好炭田	五、三二一	四〇、五二二	四五、八四三		
	雨龍炭田	五、三二〇	五七、八二〇	六三、一四〇		
封鎖炭田合計		二二一、七九四	九五七、二六七	一一六九、〇六一		
東民有炭田	内路、知取炭田	九、三五二	八六、〇八九	九五、四四一		
海岸炭田	檜保炭田	五、一〇〇	六五、一四七	六五、六六七		
泊岸炭田		一八、三三〇	八、九六〇	二七、三五〇		

種 三 第							種 四 第											
大 榮	川 上	大 平	惠 須 取	珍 内	知 取	内 川	極 保	白 浦	美 田	鶺 巢	内 幌	小 田 洲						
塊 十四番層	大 塊 炭層	南 三 坑 炭層	塊 炭	右 二 坑	右 四 番層	九 番層	北 坑	五 番層	塊 一 炭層	中 塊 炭層	一 番層	塊 炭	本 向 引 立 帶 上 (六尺)					
三・三五	三・五七	七・七四	六・〇三	一・五〇	一・二七〇	一・五二九	一・二五一	八・九一	一・二一〇	一・三二六	一・〇九五	一・五九四						
六・〇五	五・八九	一・八六	三・四七	一・二七六	六・二三	六・五四	六・四三	三・九八	五・八二	五・四七	五・三六	三・一四						
四八・三〇	四八・六四	四一・八一	四五・七八	四四・八〇	四一・五三	三九・〇七	四四・〇二	三六・七九	三六・八七	三六・二七	四三・〇三	四〇・七六						
四二・三〇	四一・九〇	四八・五九	四四・七三	四〇・九四	三九・五五	三九・一〇	三七・〇五	五〇・三二	四三・二一	四三・〇〇	四〇・六六	四〇・一六						
〇・一九	〇・二四	〇・一九	〇・一七	〇・二三	〇・一二	〇・五〇	〇・一七	〇・八六	〇・四三	一・九九	〇・一八	〇・四三						
七、一六〇	七、〇七〇	七、二三〇	六、八二〇	六、八七〇	五、八七〇	五、六三〇	六、〇〇〇	六、五八〇	六、〇九〇	六、三六〇	六、一四〇	六、〇六〇						
一、三三〇	一、二八五	一、三五〇	一、五〇〇 以上	一、二八五	一、二〇〇	一、一四五	一、三七〇	一、二三〇	一、三三〇	一、二九〇	一、一七〇	一、一四〇						
一、三九五	一、三三〇	一、四四〇	一、	一、三三〇	一、三四〇	一、二五〇	一、四五〇	一、二七〇	一、四四五	一、三六〇	一、二四五	一、二二〇						
凝 固	同	同	同	同	不粘結	稍凝固	不粘結	稍凝固	同	不粘結	稍凝固	不粘結						

石 油

本島に於ける第三系は古第三系及新第三系に、新第三系は更に上層及下層に分つことを得。現在迄に知られたる本島の主要含油層は新第三系に多きも稀には古第三系下部夾炭層中に油砂の存在を認め又は白堊系最下位層中に瓦斯の發噴及石油の徴候あり。而して本島に於ける含油層は層位上之を六層に分つことを得。最上位の第一層は主として砂質頁岩より成り鶺巢郡鶺巢村知志仁、古丹、伊皿地方に、第二層は上部夾炭層にして久春内郡珍内及小田洲地方、野田郡野田町及久良志地方、本斗郡吐鯤保及牛荷澤地方に、第三層は砂岩、頁岩の互層より成り本斗郡本斗町、吐鯤保及牛荷澤地方に、第四層は黒灰色頁岩層の上部に存し眞岡郡荒貝地方に、第五層は下部夾炭層中にありて本斗郡南名好地方に、第六層は白堊系最下部層中に存し敷香郡古屯地方に在り。

之等含油層分布區域中地質構造良好にして蓄油を期待し得べき地域及構造左の如し

- 一、本斗背斜層 本斗油田に於ける背斜軸は略南北に走り、南は椎内川より北は眞岡に至る延長五十五軒に亘り吐鯤保澤は其の中心なり。
- 二、牛荷澤背斜層 牛荷澤川口より約四軒上流の地を略々南北に走る背斜軸にして、昭和十一年度の油田調査に依りて始めて發見せられたるものにして現牛荷澤試掘井背斜軸の西方約四軒の地に在り。牛荷澤北岸を頂部として南方に展開する背斜構造を示せり。
- 三、知志仁ドーム 鶺巢郡知志仁川及古丹川流域に亘りドームあり。昭和十年度の油田調査に依りて始めて發見せられたるものにして極めて緩斜にして頂部廣く地質狀況亦良好にして極めて有望視

せらる。

本島の石油試掘は大正十二、十三兩年度に於て施行せられ、爾後は中絶の状態にありたるも、昭和四年に至り日本石油株式會社が樺太廳の徳意に依り樺太廳石油試掘獎勵補助金の交付を受け本斗郡本斗町及同郡内幌村、榮濱郡落合町及泊居郡名寄村の三地域に存する同社所有の鑛區内に於て合計七本の試掘井を開坑したるも未だ出油を認めず。更に昭和十三年二月鶴城郡鶴城村知志仁に於て綱式に依る試掘井を開鑿目下順調に掘鑿中なり。同社に於ては起業中の本斗郡内幌村牛荷澤試掘井の外今後尙引續き有望地域に順次試掘を行ふべく計畫中にして之等の結果は必らず出油を見るに至るべく、本島石油鑛業の開発も近き將來にありと言ふ可し。

海 綠 石

海綠石は本島の海成層中に廣く分布し其の主なるものは泊居郡名寄川流域、野田郡上能登呂、名好郡惠須取地方、大泊郡女麗地方及榮濱郡内淵川流域に分布し、其の埋藏量は實測の結果に依らざれば正確なる數字を以て表はし得ざるも蓋し甚大なるものなるべし。

今名寄村西條川の斷崖より採取せる海綠石砂岩に就き東北帝國大學理學部岩石鑛物鑛床學教室八木理學士の行へる分析結果に依れば選鑛せざる海綠石砂岩中の海綠石含有率は五〇乃至八〇%にして、此中の加里含有率は三乃至五%、之を硫酸加里とすれば約六乃至一〇%にして純海綠石中、加里含有

率は六乃至七%、之を硫酸加里とすれば約一二乃至一五%なり。

海綠石砂岩の用途は化學的操作に依りて硫酸加里或は鹽化加里を精製し、加里肥料として使用するを普通とす。而して加里は果樹、蔬菜、根菜類(甜菜、馬鈴薯等)、桑及煙草等の栽培上必要缺くべからざる土壤中の成分にして、水稻及麥作等に對しては根莖を強剛に發育せしめ、病蟲害に對する抵抗力を強大にして其の品質を良好ならしむるに大なる效果あり。

本邦土壤は歐米大陸の土壤に比し遙かに加里含有量少く、近年加里肥料の使用量著しく増加するにつれ、加里原料は總て獨逸及米國より輸入せざるべからざる現狀に際し、本島に於ける海綠石砂岩の發見は本邦加里工業殊に肥料界に一大衝動を與へたるのみならず、之が經濟的加里抽出法の研究を完成せば本邦人口食糧問題解決の一助たらしむるを得べし。

最近に至り米國に於ては海綠石を硬水軟化劑として利用しつゝあるを以て、本島産海綠石をも硬水軟化劑として利用し得べしとの見解の下に研究の結果、優良なる硬水軟化劑を製造することに成功し既に一般工業的價値を認められたり。

柘 榴 石 (金剛砂)

柘榴石は主として接觸鑛物なるに拘はらず、本島東海岸近幌附近の海岸に柘榴石の細粉を含有する砂層を發見したるも、未だ之等柘榴石を胚胎せる母岩の現狀を知る能はざるを遺憾とす。柘榴石の用途は其の結晶大なるは寶石とするを得れども、細粉のものは金剛砂及砥石として金屬及

硝子等の研磨に供するを得べし。

金屬鑛物

本島に於ける金屬鑛物としては未だ見るべきものなしと雖も、豊原市の東部より榮濱村の南部に連亘する鈴谷山脈は、結晶片岩系の岩石に依りて構成せらるゝを以て將來の探鑛に俟つべきもの多かるべく、且西海岸鷓城地方の火成岩地帯、知床半島及長濱、敷香兩郡地方の古生界地帯も亦金屬鑛床存在地域として注意を要すべし。

大泊郡深海村大字女麗、鳥居澤に水銀鑛即ち辰砂礫存在するも未だ其の鑛床の本體を發見せざるを遺憾とす。

第三節 鑛業

現今本島に於ける唯一の鑛業は石炭にして、年々産額増加の傾向にあるも、從來需要炭の一部は之を島外に仰ぎつゝありしを以て昭和三年末に於て封鎖炭田中、南部炭田の一部(自北内幌澤至白牛川面積二、一三八・九八ヘクタール)及北部炭田の一部(自内川面積二、五九五・二五ヘクタール)を開放し自給自足

を計りたる結果近年内地方面に多量に移出するに至り、特に最近に於ける一般産業界の隆盛に依る石炭需要の増加は必然的に樺太の石炭鑛業界にも反映し昭和十二年に於ける出炭量は約二五四万噸にして前年に比し約四六万噸を増加し移出炭量は約一一四万噸に達したり。

昭和十二年各炭鑛に於ける石炭の産額を示せば次の如し

炭鑛名	出炭量(噸)	炭鑛名	出炭量(噸)
川上炭鑛	三七一,一九〇	美田炭鑛	四五,五一九
大榮炭鑛	一〇四,三六六	塔路炭鑛	三九,〇三九
白浦炭鑛	七三,三七七	鶴巢炭鑛	六六,八六六
知取炭鑛	一四,三三八	安別炭鑛	一四,五三三
大平炭鑛	六〇六,〇六六	珍内炭鑛	二一,三〇八
檜保炭鑛	五,一六二	増田名好炭鑛	五,四五一
惠須取炭鑛	一六,〇二六	興南炭鑛	二四,〇二六
内幌炭鑛	二七,一三三	其他	一三,六八六
小田洲炭鑛	三九,九三三		
内川炭鑛	八五,六六六	計	二,五三五,五七四

稼行炭礦の現況

最近に於ける樺太の石炭鑛業は漸次大企業としての形態を具ふるに至り、一時的試採掘を目的とせる小炭鑛は何れも影を潜めたる一方、將來相當の大企業を目的として豊富なる資本の下に新規着手せる炭鑛多く、尙既稼行の炭鑛に於ても極力増産に努めつゝありて、従つて各種機械の新增設、坑内外運搬施設の整備、選炭及發電設備の改良擴充、採炭方法の改善等大いに見るべきものあり、各方面に亘りて面目を一新しつゝあるの状態にして昭和十二年中に採炭せる炭鑛二十八、昭和十二年中に起業に着手せる炭鑛四及昭和十三年に入りてより起業に着手せる炭鑛六（其中昭和十二年中に採炭せる炭鑛一、昭和十三年に既に採炭せる炭鑛五）にして本年の總採炭量は約三六〇万噸内外に達する見込なり。今少しく詳細に各炭鑛の稼行狀況を見るに、昭和十二年中に於て前年に比し増産を爲せる炭鑛數二〇、増産量總計約五十一万噸にして反之昭和十二年中に於て前年に比し減産を示せる炭鑛數十二、減産量約四万八千噸なり。

各炭鑛に於ては何れも未だ十分の探鑛を施行し居らざるを以て起業の進捗に努むる一方試錐、採炭坑道掘進或は地表調査により新炭層の發見、地層の變化、炭層の賦存狀況を調査しつゝあり。

樺太に於ては從來各炭鑛共坑口水準上を主として稼行せるも事業進捗に伴ひ漸次水準下採掘に移行するもの多く、水準下採掘を爲せる炭鑛數十一、何れも斜坑に依るものみにして未だ豎坑の開鑿を

見ず、現在主として採用せらるゝ採炭法は全充填長壁式及局部充填長壁式にして無充填長壁式及柱房式又は残柱式採炭法を採用せるは一部分に過ぎず、坑内掘進及採炭用としては鑿岩機、截炭機、コールピツク等を使用し、原動力として壓搾空氣使用増加の傾向にあり。

坑内運搬設備に於ては斜坑運搬機として捲揚機の他ベルトコンベヤーをも使用し、主要水平坑道及片磐運搬機としても電車、メインテール捲機、エンドレス捲機等の外にベルトコンベヤーを使用し、切羽運搬機としては主としてチェーンコンベヤーを使用し此方面に於ける機械化大いに促進せられたり。坑内運搬設備に於ては各炭鑛共増産遂行の爲順次線路の敷設、重軌條の使用、機械運搬への移行の傾向を示し着々整備に力を注ぎつゝあり。車輛設備に於ては運搬能率の向上を圖る爲鐵製炭車を使用する炭鑛著しく増加し、坑内に二噸鐵製炭車、坑外に五噸鐵製炭車を使用するものあり。

排水設備としては電動タービン唧筒を使用するもの多く、通氣設備としては機械通氣一般に行渡らず主要扇風機を備ふる炭鑛比較的少なきも局部扇風機は甚だ多く使用せらる。坑内照明としては電氣安全燈を使用する炭鑛益々増加し、油安全燈を使用せる炭鑛も何れも電氣安全燈に移行の傾向示せり。

從來機械選炭設備を有せしは八炭鑛に過ぎざりしも選炭の必要性愈々加重せらるゝに至り、機械選炭設備を新設せる炭鑛三、又水洗設備を有する炭鑛も七に達し、樺太に於ける選炭も茲に漸く舊套を脱し、炭質の向上を見るに至れり。

尙動力供給用の自家用發電所の新設増設も甚だ多く現在發電設備を有する炭鑛數は十二に達す。

石炭低溫乾溜工業

現在西海岸内幌に三菱石炭油化工業株式會社經營の石炭低溫乾溜工場あり。同工場は昭和十年四月より操業を開始せるものにして、同社經營の内幌炭礦に隣接して建設せられ、内幌炭を原料とし、半成骸炭、揮發油、重油其他各種製品を製造するものにして、昭和十二年中に於ては約一〇万噸の原料炭を處理し、半成骸炭約五万噸、揮發油約八二〇軒、重油(クレオソート油)約六、二八〇軒、バラヒン約三〇〇噸、ピッチ約二、九八〇噸、其他少量の各種油類を産出せるが、本年に於ては更に處理能率の増加により約十三万噸の原料炭を處理するに至るべく尙目下現在設備の倍加工事進行中にして其の完成は昭和十四年六月頃の豫定なるを以て其の曉は年原料炭處理量約二十五万噸に達すべし。

鑛業の將來

本島に於て現在採掘稼行せられつゝある鑛物は石炭のみなり。然りと雖も將來採鑛調査の進展に従ひ石油は勿論其の他の鑛物も亦發見せらるゝに至り、それ等の有利に採掘稼行せらるゝ時期の到來すべきことに就ては大なる期待を有するを得べし。

石炭鑛業にありては昭和十二年に於て二五三萬噸を産出し、其の中約一一四萬噸を島外に移出し從來に比して著しき進展を示せりと雖も、稼行炭礦數少く一箇年の出炭量は未だ本島に於ける埋藏炭量

の千分の二に達せざる状態にあり、本島の石炭鑛業は前途遼遠なりと謂ふべし。而して島内の炭田分布状態を見るに各地に散在し適當に集合せりと雖も、炭層の膨縮、炭質の變化及斷層又は褶曲作用の影響等比較的頻繁なるのみならず、炭田地域の地勢狹隘なるを以て、内地に於けるが如く多數の炭礦相隣接錯綜し別個に採掘稼行を開始するに至らば各炭礦相互間の諸施設及び操業上の不利、不便は勿論鑛利の損失も亦甚大なるものあるべく殊に港灣築設の關係上將來に於ける石炭の移輸出に圓滑を缺くに至るべし。仍て將來の對策として各炭田地域毎に現在稼行中の小數炭礦を基礎とし之に未採掘石炭鑛區の合同を爲さしめ秩序整然たる科學的管理法の下に企業及採掘の統制を圖り大量生産に依る石炭生産費の遞減に努力せしめ以て島外移輸出の増進と島内に於ける石炭油化工業の勃興を圖るは本島の石炭を現在の地方的のものより國家的産業として發展せしむることを得べき最も適切なる方策なりと謂ふべし。故に燃料國策の重要性に鑑み石炭の液化工業を獎勵し以て我國液體燃料の一助たらしめんとし、西海岸内幌炭礦に於ては昭和九年六月より原料石炭一〇萬噸の石炭低溫乾溜工場の建設に着手し昭和十年四月より操業を開始し昭和十二年中に原料炭約一〇萬噸を處理し近く能力倍加の豫定なり。然して其の成績は甚だ良好にして順調に操業を行へるに鑑み本島内に更に此種工場の建設を爲し以て本島石炭鑛業の合理的發展を計るは目下の急務なるべし。

而して石油鑛業に就ては我國に於ける石油資源は敢て豊富なりと言ふを得ざるべしと雖も、油脈は南は臺灣より本州裏日本を経て北海道に亘り遂に本島に及び尙含油層の分布状態は前述せる所に依り

て明かなるが如く相當有望地域として大いに期待せらるゝに拘らず、未だ出油を見るに至らざるは畢竟するに試掘事業の不振なるに基因するものなりと斷ずるを得べし。

今や我國は外交上未曾有の危機に直面せるの秋に當り、吾人の最も寒心に堪へざるは動力資源としての石油の缺乏にあり、此の秋に於て本島に於ける有望なる地域に對し試掘油井の開坑を盛ならしむるは眞に焦眉の急務なるべし。

第十六章 工業

概 説

本島は天産物豊富にして水産、林産、農産等の粗原料は無限なる上に助成原料たる石炭無盡藏と稱せらるゝも、人口稀薄にして勞銀高く其の發達遅々として進まざる状態にあり。今其の概況を見るに昭和十二年に於ける各種生産物總額一八七、二五八、八四七圓中、工産物は一一二、九一九、九三八圓にして其の六割を占む。然れども斯の如き無盡の原料と助成原料を有する本島に於て尙進歩發展の遅々たるは畢竟資本と勞力の缺乏に歸せざるべからず。最近本島の資源漸く一般識者の認むる所となり、資本家の視聽を惹くと共に勞働者の渡來する者漸次増加し來れるは喜ぶべき現象なり。

我が富有なる天産物殊に林産物を如何に利用すべきかに就ては、領有の初期に於て夫々斯道の専門家を招聘し調査研究を爲したるも、明治四十三年樺太廳に臨時工業調査所を設けると共に大泊に附屬工場を設置し、主として林木の利用に關し松脂よりテレピン油及樟腦製造、木材乾溜、割箸製造及バール製造等の試験研究を爲し、他方明治四十四年豊原に乾溜工場を設け潤葉樹材を乾溜し醋酸、石灰、木精及タールを製造して之を移出し、其の副産物たる木炭は之を一般の需要に應ずるの外、鍊鐵工場

を起し其の需要に充つる計畫の下に着手し、次で大正六年工場を大倉組に拂下げ之を經營せしめたるも大正八、九年の經濟界の變動に依り化學製品下落し、爲に工場の維持困難となり大正十年閉鎖するの止むなきに至りたるも一方針葉樹の利用は建築材、鐵道用材の外製紙原料たるパルプ製造用に充つるを以て策の得たるものとし之を奨励したる結果遂に今日の盛大を致せり。又他面臨時産業調査所を設け本島産業の獨立を得せしむべく調査研究を重ね、直接或は間接に其の助成に努めたり。

而して年々漁獲さるゝ豊富なる水産物の利用に關しては中央試験所を始め其他一般民間に於て研究の結果、種々の工作に依り逐年食料化の量を増しつゝあり。又近年本島産石炭は試験分析の結果液化事業に好適なること判明し昭和九年内幌に工場を設置し昭和十年四月より操業開始せり。尙本島産甜菜は品質收量共に優良にして含糖率亦多量なるを以て之が工業化を計り工場を豊原に建設し昭和十一年十一月より操業せり。之を要するに本島の工業は今尙發達の途上にありと言ふべく、將來の資本並に勞力の移入に依り漸次堅實なる發展を見るべし。

パルプ

本島森林の利用に就てはパルプ製造を最も得策となし、工場設置箇所を豫定し之が奨励に努めたりしも當時我が國に於けるパルプ事業甚だ不振にして、且つ本島の事情未だ一般に知悉せられず、加之勞力の缺乏並冬季操業の不安等に脅威せられ、有利なる條件及特殊の保護も企業者の意を惹くに至らざりしが漸次具體的調査の進むに従ひ冬季操業可能にして、勞力供給の方法樹ちたるを以て、大正二

年始めて大泊に三井樺太紙料工場を建設し大正三年十二月操業開始せられ、次で大正四年九月泊居に樺太工業株式會社工場の操業を開始し漸次好況に向ひたりしも、時恰も歐洲大戰に際會しパルプの輸入杜絶せるのみならず却つて逆輸出の状態を示すに至りし爲、更に落合に富士製紙株式會社工場設置せられ大正六年操業を開始したるを始めとし次第に發展し現在八工場を算し之が昭和十二年に於ける製産額はパルプ二一五、二〇三吨、價額四四、〇六三、九〇四圓、製紙二〇一、六四二吨、價額五三、九三六、一八九圓に及び之が所要資材一、四九〇、八一二立方米を要し現時本邦パルプ資材の大半を供給する狀況にあり。昭和八年五月前記三會社工場は王子製紙株式會社に合同せられたるを以て其の基礎漸く強固を加へ將來倍々堅實なる發展を見るべし。尙人造纖維事業の勃興に因り、日本人絹パルプ株式會社に於て敷香に工場を建設し昭和十年より操業開始せり。今王子製紙株式會社各工場の概況を示せば左の如し

名	稱	所在地	製品種類	設立年月日
王子製紙株式會社				
大泊工場		大泊町	パルプ	大正三年十二月
豊原工場		豊原市	パルプ、洋紙	大正六年一月
野田工場		野田町	同	大正十年十一月

工業

三一〇

泊居工場	泊居町	パルプ、洋紙	大正二年十二月
眞岡工場	眞岡町	洋紙、和紙	大正七年六月
惠須取工場	惠須取町	パルプ、洋紙	大正十四年十一月
落合工場	落合町	サルファイトパルプ、クラフト紙	大正六年四月
知取工場	知取町	パルプ、新聞紙、マニラボール	大正十三年五月

醸造業

邦領後移住者の増加に伴ひ酒類の醸造を企圖するものありしが、気温の低下に對する設備の不完全等に起因し好結果を得る能はざりしも、漸次設備の完全を期すると共に一面原料米の精選技術の進歩向上に専念せる結果、今や内地先進都市に比し敢て遜色なき醇良品を生産するに至り、遂に今日の成功を収むる事を得たり。本島は殖民地にして加ふるに沍寒の地なるを以て、酒精飲料の需要比較的多きも當初は概して製品不良の爲自然内地よりの移入酒に依り需要を満たし來りしも、年と共に品質向上改善せられ、一面人口の急激なる増加に伴ひ生産量亦逐年増加しつつあり。本島開發の進展並に斯業の發達に伴ひ一般の嗜好亦向上し、濁酒の如き劣等酒は漸次減少し清酒、焼酎及酒精含有飲料等は益々品質向上すると共に漸次造石數増加の趨勢を辿り、各醸造者に於ても早晚移入酒を驅逐すべく努力しつつあり。

昭和十二年酒造年度に於ける製造高を示せば次の如し

醸造場數	酒造高
四七	八一、九八八 ^兩
	四、五三六、四八五 ^兩

備考 酒造高は清酒、焼酎、酒精及酒精含有飲料其の他

醬油の醸造は酒類に比し未だ幼稚なるも將來相當發展すべし。

罐詰業

本島に於ける蟹罐詰業は明治四十二年以來事業勃興し一時工場數一二三、産額十二萬餘兩、價額三百十六萬餘圓を算し、本島輸出水産物の首位を占むるに至りたるも蟹濫獲の結果著しく其の數を減少せるを以て大正九年蟹罐詰工場の合同を行はしめ、工場を十餘箇工場に制限せしめたる結果製産額減少せるも其の後斯業は漸次堅實なる發達を遂げつつあり。昭和十二年に於ける着業工場數は十六にして産額(蟹水煮罐詰)一〇五、〇〇〇餘兩、價額二、一八五、〇〇〇餘圓に達す。

尙鱒罐詰は晩近其の産額振はざりしも、昭和八年樺太共同漁業株式會社の着業により急激に増加し、昭和十二年の製産額(鱒水煮罐詰)六〇、八〇〇餘兩、價額六四三、〇〇〇餘圓に達し其の他の罐詰製産額七五、〇四八圓を算す。

其の他の工業

工業

三一一

澱粉製造 農産工業に馬鈴薯を原料とする澱粉製造あり、一時非常の勢を以て發展し大正七年には製造戸數二八八、生産額四四、四四一圓に達したり。然るに大正十三年には製造戸數四七三に漸増せるも生産額は七、二一五圓に激減し、爾來漸次不況となりしかば昭和五年斯業の統制を圖りたる結果、昭和十二年末に於ては製造場數五九、價額七四、四二五圓に達せり。

牛酪製造 牛酪製造を奨励し以て之に補助金を交付し、漸次發展しつゝあり。昭和十二年に於ては一四八、三〇〇疋、價額二五九、七〇〇圓を算す。

製糖業 本島の氣候風土は甜菜の栽培に適し産品亦優良なるを以て昭和十年七月資本金五百萬圓を以て樺太製糖株式會社創立せられ昭和十一年北豊原に工場の建設成り之が操業の開始を見、昭和十二年に於ける生産高は一、五九七、二三六圓を算せり。

其の他の各種工業は未だ幼稚にして僅かに島内消費に充つるに過ぎず。要するに本島の工業はバルプ及一部水産製品を除くの外は何れも之を將來に俟たざるべからず。

第十七章 商業

概説

明治三十八年本島占領後新領土の通弊として所謂一攫千金を夢想し、浮薄なる商人の渡來する者頗る多かりしが、爾來幾多經濟界の變動は斯かる不健全分子を驅逐し、賢實なる商人は漸く其の基礎を確立し、拓殖の進展、人口の増加に伴ひ漸次堅實なる發展をなしつゝありしが、明治四十二年大泊港開港せられ外國貿易を行ふに至りてより面目頓に一新し、次で大正十一年二月眞岡の開港を見、尙港灣の修築鐵道の開通、道路の新設等に伴ひ愈々繁盛の氣運に赴きつゝあり。

豊原市は島内政治、文化、交通の中心地として發展し、大泊町は本島の玄關にして物資の吞吐港として發展し、眞岡町は西海岸に於ける商取引の中心地たるのみならず大泊と共に本島に於ける物資の二大集散地なり。敷香町は東海岸極北の都にして先年人絹バルプ工場の操業開始と共に他方附近木材の集散地として發展をなしつゝあり、惠須取町は西海岸北部の都にして豊富なる炭田と木材等により發展しつゝあり。其の他東海岸に在りては落合、榮濱、元泊、知取等西海岸には本斗、野田、泊居等あり、夫々特殊の使命を有し内部の開拓と交通の普及とに依り漸次發展しつゝあり。

會社 會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近時各種工業を目的と

